

データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理

経済産業省

第1版（令和6年6月）

目 次

第 1	本解説について.....	3
1	モデル規約策定の背景と目的.....	3
2	本解説の位置づけ.....	4
第 2	「データ連携基盤」の必要性.....	5
1	データ連携基盤を通じて目指すビジョン.....	5
2	全体最適化の必要性.....	7
3	データ連携基盤の国際連携.....	8
第 3	企業間連携に関するデータ連携基盤.....	10
1	データ連携基盤の構成要素.....	10
2	データ連携基盤の組成目的.....	11
3	特定型データ連携基盤の重要な検討事項.....	12
4	連携基盤に関する議論の進め方.....	19
第 4	データ連携基盤の法的枠組み.....	20
1	議論の枠組み.....	20
2	データ関連概念の整理.....	20
3	契約形式.....	27
4	基盤契約に関して想定される主な論点.....	31
第 5	本ユースケースの解説.....	46
1	想定するユースケース.....	46
2	EU 電池規則.....	46
3	本ユースケースにおいて想定される連携基盤.....	50
第 6	本モデル規約の解説.....	56
1	本モデル規約の位置づけ.....	56
2	本モデル規約の前提.....	56
3	本モデル規約の概要.....	58
4	本基盤契約の締結・変更.....	62
5	本基盤の運営.....	64
6	データ提供関連及び利用関連条項.....	67
第 7	今後の論点の整理.....	95
1	議論の全体像及び前提.....	95
2	本ユースケースに関する検討課題.....	96
3	他のユースケースに関する検討課題.....	100
4	別紙の検討における課題.....	107

はじめに

情報通信技術やデータを活用する「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。デジタルプラットフォームにおいては、データを活用し、革新的なビジネスを生み出すイノベーションの場として機能する。

その中でデータ連携基盤は、産業 DX における業界横断的なプラットフォームとして重要な役割を担う。一方、立ち向かうべき社会課題や経済課題自体は複雑化が進むとともに、課題に関係する業種も多岐に渡る。従前の業界ごとの協議や部分最適化では、競争領域と協調領域の峻別に時間を要してしまい、急峻な社会変化や規制への各社の迅速な対応、ひいては国際競争力強化が十分に達成できないおそれがある。そこで、業界横断で広く全体最適化したアーキテクチャ設計を行う必要があるとともに、特に競争領域と協調領域の峻別が難しい領域においては、プラットフォームが如何に公益性を担保すべきかの整理も求められることから、産学官一致しての協働が重要となる。

このような産官学連携で構築する、公益性の高い取り組みを実現するデータ連携基盤においては、これを利用する事業者が安心してデータを提供し、利用できるような高い機密性が本来求められる。

経済産業省及び IPA DADC では、こうした要請を実現するため、社会的なシステム全体のアーキテクチャに関する研究開発・実証事業を行っている。具体的には、自動車の蓄電池のトレーサビリティ管理を先行事例に「サプライチェーンデータ連携基盤」の設計・構築を進めている。

このような公益性を有するデータ連携基盤では、データ活用・流通において事業者が安心してデータを提供・利用できるような、高い機密性と可用性を担保するためのルール策定も同時に求められる。

本モデル規約は、このような公益性の高いデータ連携基盤への適用も念頭に、必要な規律を含むことを目的として策定した。

そして本解説は、本モデル規約を理解し、また他の公益性の高い取り組み（ユースケース）において、一助となることを想定した意欲的な取り組みとして理解されたい。

第1 本解説について

1 モデル規約策定の背景と目的

情報通信技術やデータを活用して第三者に「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。デジタルプラットフォーム事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手であり、その事業者を中心として展開されるデータ活用・流通における政策的課題を整理することは、デジタル取引の環境整備を行うにあたっても重要である。

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「サプライチェーン上のデータ連携」の領域が存在し、近年では、経済産業省及びIPA DADC（独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター）が示す「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版」¹（以下「**データ連携ガイドライン**」といい、これに付属する用語集²を「**用語集**」という。）に基づき、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等においてサプライチェーンデータ連携基盤の構築が進められてきた。サプライチェーン上のデータの共同利用・利活用を、安全で信頼できる形で実現するには、システムによる信頼性確保に加えて、同基盤に各社が提供あるいは参照するデータの利用や権利に関して、契約により一定の規律を定める必要がある。

また、経済産業省は、従来、データの利用等に関する契約の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理して「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編）」³（以下「**契約ガイドライン（データ編）**」という。）として公表するとともに「データ共用型（プラットフォーム型）契約の利用規約に関する作業部会有志による報告書」⁴（以下「**有志報告書**」という。）をとりまとめる等、事業者のデータガバナンスに関する種々の取組を進めてきた。

今般、経済産業省及びIPA DADCは「データ連携のためのモデル規約のための専門家会合」を設置し、前掲の契約ガイドライン（データ編）や有志報告書等も活用しつつ、データ連携ガイドラインに基づき「データ連携のためのモデル規約」（以下「**本モデル規約**」という。）を策定した。

¹ 経済産業省・DADC「[サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版](#)」（2024年4月）（**データ連携ガイドライン**）

² 経済産業省・DADC「[サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版用語集](#)」（2024年4月）（**用語集**）

³ 経済産業省「[AI・データの利用に関する契約ガイドライン\(データ編\)](#)」（2018年6月策定、2019年12月1.1版公表）（**契約ガイドライン（データ編）**）

⁴ 経済産業省「[データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する作業部会有志報告書](#)」（2020年3月）（**有志報告書**）

2 本解説の位置づけ

本モデル規約におけるデータ連携基盤（以下「**データ連携基盤**」又は「**連携基盤**」という。）は、企業間で「**データ連携**⁵」をするための、複数のシステムや各種アプリケーション、運用ルール、認証等を含めたプラットフォームとして定義される。このため、本モデル規約の関係者は、各種システム・アプリケーションに関わる設計・開発部門、また運用ルール、認証等に関わる事業部門、そして本モデル規約等に基づく事業者間の契約に関わる法務部門、更には各部門の受託者等と多岐に渡る。これらの関係者がデータ連携基盤に対する正しい共通理解を持つことは、データ連携基盤を適切に利用していく上で極めて重要である。

そこで本解説では、まず、データ連携基盤の意義を国内外の状況を踏まえて説明する（第2）。その後、企業間連携に関するデータ連携基盤が備えるべき汎用的な構成要素や種別を整理し、その組成における各ステークホルダーへの適切なインセンティブ付与の重要性等を説明する（第3）。また、データ連携基盤組成を法的に検討するための前提として、データ関連の基礎的な概念を整理し議論の共通の土台を形成した上で、連携基盤に関する契約として選択し得る契約形式や想定される法的論点を整理している（第4）。

その上で、先行ユースケース（本ユースケース）である自動車の蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤を想定し（第5）、本モデル規約の解説を示す（第6）。

最後に、本モデル規約をより洗練・昇華させていくにあたって取り組んでいくべき法制度上の課題、あるいは参加者間で（現状では価値観・文化の違い等から容易ではないものの）合意されるべき事項等、課題を整理している（第7）。

⁵ 本解説で「データ連携」とは、複数の組織がそれぞれの持つデータを持ち寄り協力することで、利便性を高め、付加価値を得る取組み/仕組みを指す。

第2 「データ連携基盤」の必要性

1 データ連携基盤を通じて目指すビジョン

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（物理空間）を高度に融合することで社会的課題の解決と産業発展を両立する人間中心の社会、いわゆる Society5.0 の実現に向けて、実空間におけるヒトやモノの流れのデジタル化（人流・物流の DX）、契約から決済に渡る取引全体のデジタル化（商流・金流の DX）等の産業 DX が必要になる。これら産業 DX が進めば、例えば需要者側の要求をもとに、最適な生産量・流通量が算出され、人の判断を待たずにデータをもとにモノが動く、といったデータ駆動型社会が実現されることになる。各企業が、社会・顧客のニーズや環境変化を捉えて自らのビジネスを俊敏に変革し、新たな価値創造と競争力の源泉としていくには、従前の長期安定的な系列取引に最適化されたタテ型産業構造から、多種多様な企業の取引を柔軟に実現可能なメッシュ型産業構造への転換⁶が求められる（図 1）。

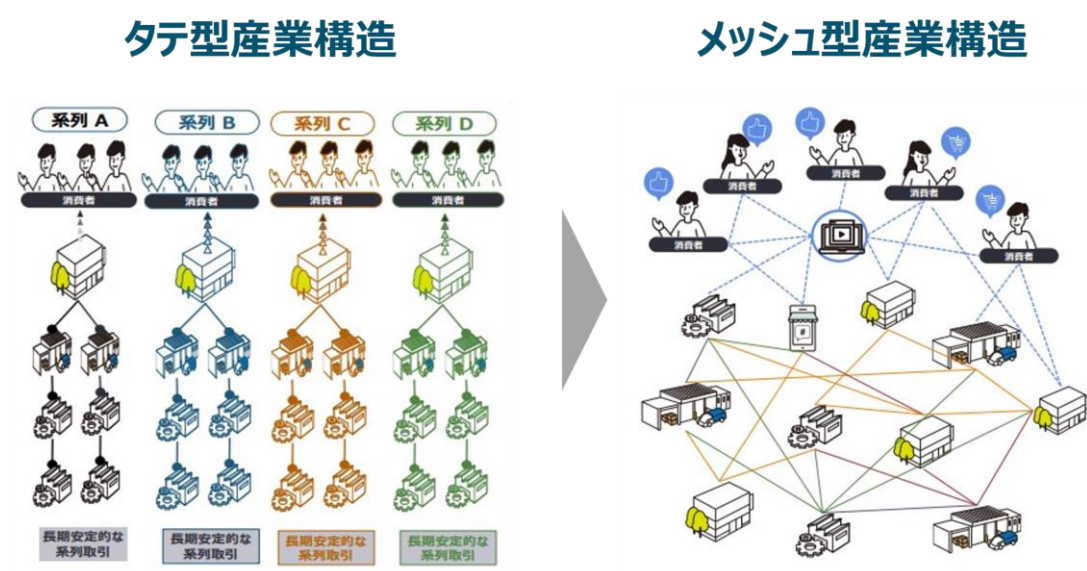


図 1 タテ型からメッシュ型へ産業構造の変化

経済産業省及び IPA DADC では、こうした実現したいビジョンの具体化や社会システムのアーキテクチャ設計・実証事業を行っている。両者が目指すビジョンは、様々な企業や団体が既存の取引の枠組みを超えてデータ連携・システム連携しつつ、プロセスをデジタル完結し、フィジカル空間での現場情報が見える化し、AI を活用しながら人間の創意工夫力でデータを分析・知識化しサイバー空間で全体最適なソリューションを創出し、フィジカル空間へ反映（自動制御）し、オープンイノベーションに

⁶ 従来型のサプライチェーンは、一般的には長期安定的な系列取引に最適化された静的なものと捉えることができるが、今後のサプライチェーンは、メッシュ型で動的な構造に転換していき、例えばそのトレーサビリティ管理等も含めて静的構造に依存しない形で考える必要がある。

よる価値共創が実現されるエコシステムが機能する世界である（図 2）。

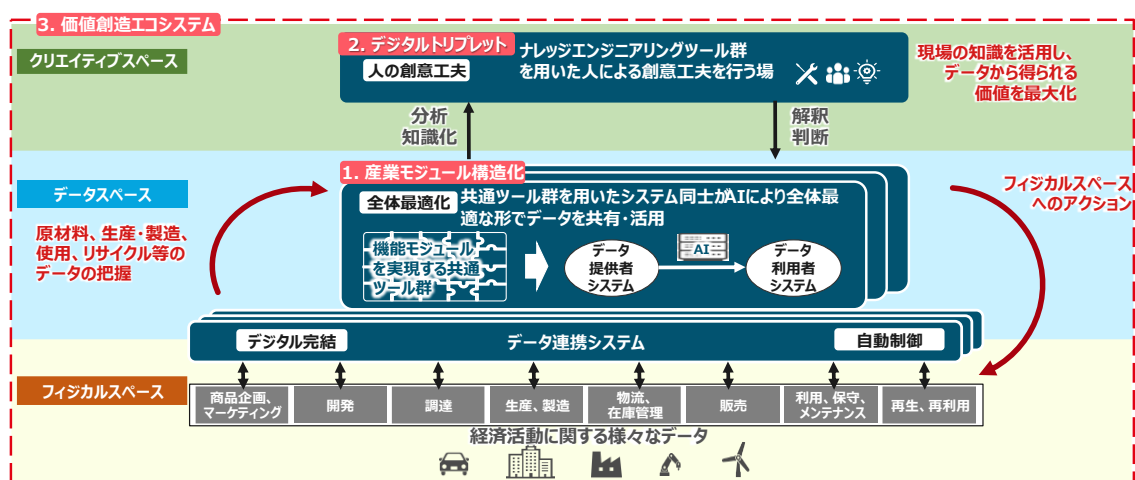


図 2 価値創造エコシステム⁷

人流・物流の DX では、人手不足に伴う物流クライシス・人流クライシスや災害激甚化等の社会課題の解決や新産業の発展を実現するため、人や物の移動に関するニーズに応じて、自動運転車やドローン、サービスロボット等の自律移動ロボットが行き交うことによって、人や物の流れを最適化する仕組みの構築や、こうしたモビリティが安全かつ経済的に運行できる仕組みの構築が行われている。具体的な取組として、運行環境を仮想空間に再現するデジタルツインとして「4次元時空間情報基盤」の構築に関する取組が進んでいる。

商流・金流の DX では、グローバルにサプライチェーン全体を強靱化・最適化してカーボンニュートラルや経済安全保障、廃棄ロス削減、トレーサビリティ確保等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業を含めた様々なステークホルダーが活躍して産業が発展する社会の実現に向けて、業界横断のデータ連携を可能とするアーキテクチャの設計が行われている。具体的な取組として、自動車の蓄電池トレーサビリティ管理を先行事例に「サプライチェーンデータ連携基盤」の設計・構築が進んでいる（図 3）。

⁷ 経済産業省・DADC「[第4回 企業間取引将来ビジョン検討会](#)」資料1 事務局提出資料1」（2023年5月）5頁

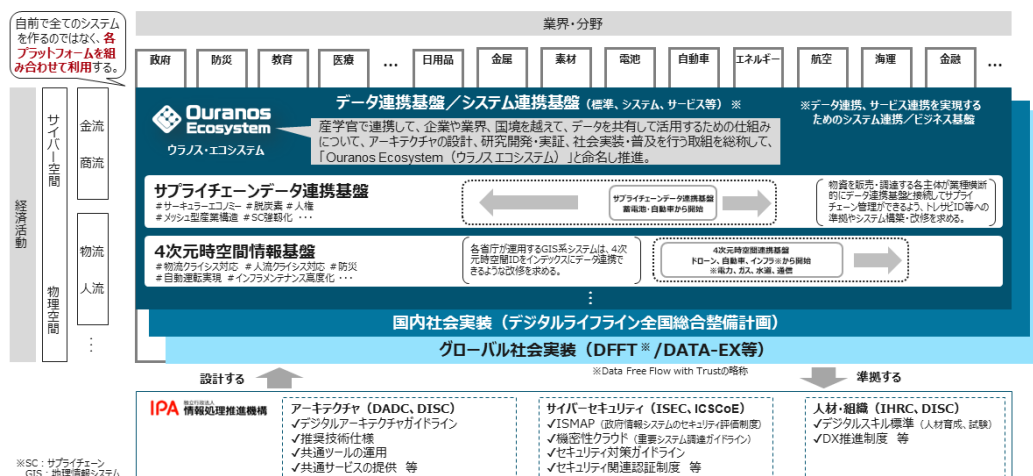


図 3 人流・物流 DX 及び商流・金流 DX の取組⁸

2 全体最適化の必要性

いずれのデータ連携基盤も業界横断的なプラットフォームとして利用されることに意義がある一方、立ち向かうべき社会課題や経済課題自体が複雑化するとともに、課題に関係する業種が多岐に渡る。業界ごとの協議・部分最適化では競争領域と協調領域の峻別に時間を要してしまい、急峻な社会変化や各社規制への迅速な対応、ひいては国際競争力強化が十分に達成できないおそれがある。このため、競争領域と協調領域の峻別も含め業界横断で広く全体最適化したアーキテクチャ設計を行う産官学一体となった取組みが重要となる（図 4）。

⁸ 経済産業省ウェブサイト「[Ouranos Ecosystem（ウラノス・エコシステム）](https://www.ouranos-system.com/)」

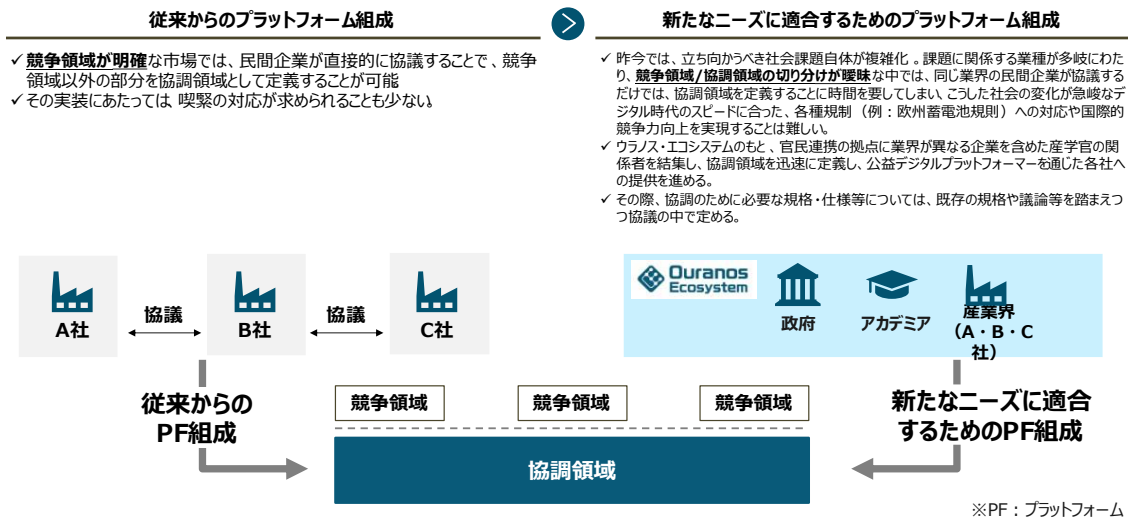


図 4 競争領域と協調領域の峻別⁹

具体的に言えば、人流・物流、あるいは商流・金流といった様々な文脈で業界横断的なデータ連携（データの把握、判断、利活用）が重要となってくるが、各社バラバラのいわゆるボトムアップな取組みでは、ルールやシステムが複雑に絡み合い、重複コストの発生、連携先の限定等が生じかねない。社会全体でのデータ連携を低コストかつ柔軟性を確保する形で実現するには、共通機能等を括り出してコスト低減を図るデータ連携システムの適切な設計が重要となる（図5）。

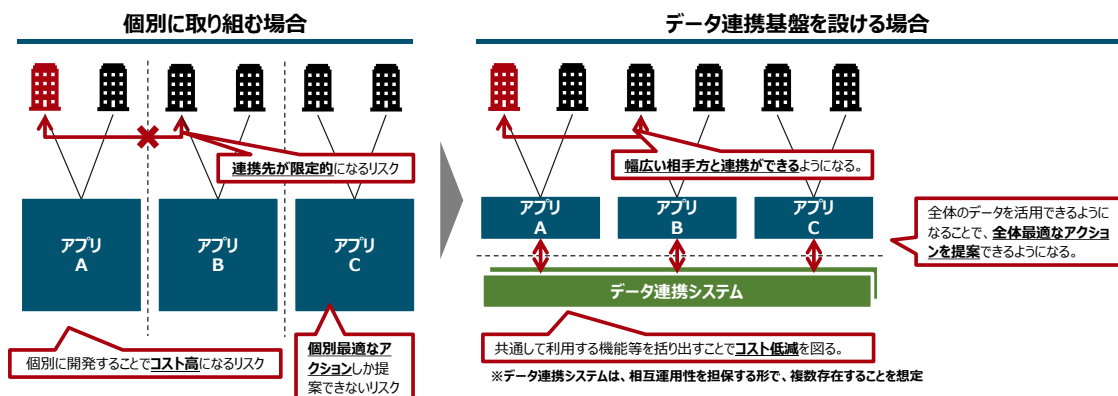


図 5 全体最適としてのデータ連携基盤の役割¹⁰

3 データ連携基盤の国際連携

グローバルでは自動車分野を中心にサプライチェーン・バリューチェーンのデータ

⁹ 経済産業省・IPA DADC「【資料2】デジタルライフライン全国総合整備実現会議 アーキテクチャワーキンググループ 第2回事務局資料」（2023年11月）7頁

¹⁰ 経済産業省・IPA DADC「企業間取引将来ビジョン検討会 中間報告書」（2023年3月）19頁

の共同利活用の取組が進展しつつある。サプライチェーン・バリューチェーンは国内に留まらないため、海外の取組とも相互運用性を確保できるよう我が国の仕組みを構築する必要がある。特に欧州においては ERP を中心した業務システムの標準化が浸透し、自動車分野の CATENA-X¹¹のように、標準化されたデータ連携基盤を介した企業間取引へと転換が進みつつある。こうしたグローバルな競争においても、国内事業者が各社バラバラに取り組むのではなく、一定の単位でデータ連携基盤を整備し、異分野や海外のデータスペースと連携していく必要がある（図 6）。

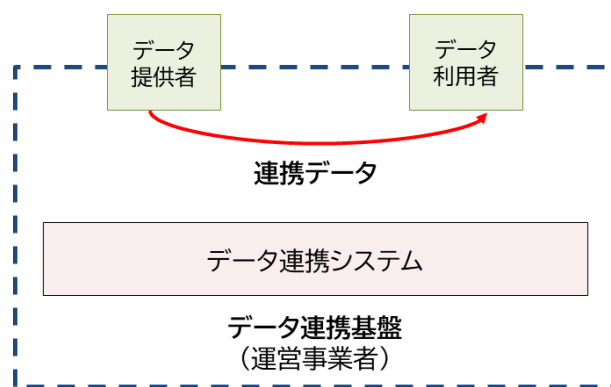
図 6 データ連携基盤を介した海外との連携

第3 企業間連携に関するデータ連携基盤

1 データ連携基盤の構成要素

データ連携基盤に必要とされる最低限の要請は、基盤を介して連携されるデータ（以下「**連携データ**¹²」という。）を提供する者である「**データ提供者**」と、データを利用する者である「**データ利用者**」との間のデータ連携を、連携基盤の管理者である「**運営事業者**」が提供するデータ連携のための各種機能を有するシステム・アプリケーション（以下「**データ連携システム**」又は「**連携システム**」という。）を介して実現することである（図7）。

そのため、連携基盤は、データ提供者、データ利用者及び運営事業者の3者と、連携データ並びにデータ連携システムを最小の構成要素とする。



連携基盤を現実に運用する際には、運営事業者は、データ提供者及びデータ利用者と連携基盤の使用に関する契約（以下「**基盤契約**¹³」という。）を締結する。このような基盤契約の当事者（データ提供者及びデータ利用者を含むが、運営事業者を除く。）を「**参加者**¹⁴」と呼び、これらの運営事業者・参加者間の関係を「**基盤内**」、それ以外の関係を「**基盤外**」と呼ぶことがある。また、連携基盤の利用に際しては、参加者以外の（基盤契約の当事者ではない）第三者が関与することもある¹⁵。

加えて、連携システム上の連携データの利用を「**システム内利用**」と、そのシステム外の連携データの利用（その前提としてのダウンロードを含むがこれに限られな

¹² 本モデル規約における「本データ」は、主として連携データを想定しているものの、連携基盤の設計次第では連携データ以外のデータを含み得るより広い概念であるため、本解説では両者を区別している。

¹³ 第6で詳述する「本モデル規約」に相当するものの、第3及び第4は本モデル規約作成の前提として連携基盤の契約に関する一般的問題を論ずるものであるため、基盤契約と本モデル規約を区別している。つまり、第3及び第4で説明する基盤契約に関する考慮事項を検討の上で作成された規約が「本モデル規約」である。

¹⁴ 運営事業者と基盤契約を交わすことを「参加」として整理している。

¹⁵ 本モデル規約では、このような第三者のうち、運営事業者から基盤契約に基づき連携データを受領する者を「基盤介在受領者」と呼んでいる。

3 特定型データ連携基盤の重要な検討事項

(1) インセンティブの重要性

特定型データ連携基盤を含む連携基盤では、リスク中立的な主体を想定する場合、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の三者のそれぞれについて、データ連携への関与により得られるベネフィット（便益）がこれに伴うコスト（リスク等を含む。以下同じ。）を上回るとき、すなわちデータ連携への何らかのインセンティブがある場合にデータ連携が実現する。そのため、連携基盤の組成の際には、データ連携による①ベネフィットをいかに創出するかと、②コストをいかに低減させるか、との2つの視点が重要である。

データ連携は、連携されるデータがそもそも連携基盤に提供されなければ実現されないことから、データ連携基盤の構築の際には、前記三者のうち特にデータ提供者のインセンティブを考慮することが、その検討の基本的な出発点にはなる。ただし、データ連携基盤の持続性や法令適合性を確保するとの観点からは、データ提供者がデータ連携基盤に提供したデータについて、その完全なコントロールを及ぼすことが不適当な場合や、更にデータ提供者による利用を制限することが適切な場合も想定される。このような場合、必ずしも容易ではないものの、関連するステークホルダーのインセンティブを適切に調整しつつ、データ連携基盤を組成することが必要となる。

また、以下の説明では、便宜上、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の立場毎にそのインセンティブの所在を検討しているものの、データ連携基盤の利用に際しては、例えば、データ提供者がデータ利用者としての地位も有する場合等、基盤契約の当事者が複数の地位を有する場合がある。このような場合には、具体的な状況も踏まえて、より精緻にインセンティブの所在を検討することが重要である¹⁸。

(2) データ提供者の視点

ア ベネフィット（便益）

一般的に、あるデータにアクセスできる者¹⁹には、他者に対し、そのデータを提供すべき法的義務はない。そのため、データ連携基盤への十分なデータ提供を促すためには、データ提供によるベネフィットを具体的に提案する必要がある。一般に、データプラットフォームの要素として考慮されることがある「トラスト

¹⁸ 第3・3・(3)・アで述べるような「他者のデータを利用可能な地位」をベネフィットとして捉えることは、データ提供者が同時にデータ利用者である場合を想定することに他ならない。

¹⁹ 一般に「データ保持者」と呼ばれることもあるが、無体物の「保持」の意味内容は必ずしも定かではないため、本解説ではこのように表現している。

（信頼性）」や「ガバナンス」の視点はそれ自体が重要であることは勿論否定されるものではない。しかし、データ連携により、データ提供者が得られるベネフィットが想定されない場合、例えば、データ連携のみが所与の目的となり、ベネフィットに関する十分な検討がなされていないような場合には、トラストやガバナンスを問題とするまでもなく、そもそもデータ連携自体が実現する前提を欠き、その試みが頓挫することは必然である²⁰。

ベネフィットとしては、種々のものが想定し得るものの、そのうちでも重要なものとして、法令等の規制遵守がある。適用法令等により連携基盤の利用が事実上強制される場合、例えば、法令上連携基盤へのデータ提供が義務づけられる場合や、連携基盤を利用しなければ法令上必要なデータが得られない等、法令遵守が困難であるような場合には、連携基盤の利用により参加者は法令違反（及びそれに伴うサンクション）の回避等のベネフィットが得られることが想定される。

他方、連携基盤の利用が法令上強制されないような場合には、連携基盤の使用により得られる事業上のベネフィットが何かは、連携基盤組成の際の重要な視点となる。

最も容易に想定可能なのが金銭的対価である。例えば、提供されたデータの利用量に応じて、又は提供されたデータの質若しくは希少性等の価値に応じて一定の金銭的対価をその提供者に対し提供すること等が考えられる。しかし、データは、その全容が明らかになって、はじめて実務上の利用可能性が明らかになる場合が少なくなく、したがって、提供対象となるデータの価値が何らかの指標によりあらかじめ定まっている場合を除いて、金銭的評価は一般的に困難である。

これに対して、データの価値評価を伴わない対価設定、すなわち、「他者のデータを利用可能な地位」そのもの等をベネフィットとして観念することが考えられるが、実用に足る十分な種類、質又は量の連携データがなければ機能を十分には果たさない。各参加者が、連携基盤に十分な種類、質又は量のデータを提供しなければ、他の参加者のデータ提供へのインセンティブは削がれ、現実には十分なデータを提供した参加者とこれを怠った参加者が同じ条件で連携基盤内のデータを利用可能であるとすれば、参加者間の不公平感の醸成にもつながり得る。そのため、データの利用可能性をベネフィットとして想定する場合には連携基盤の構築の初期段階から多数の参加者を確保しておく等の調整が必要になり得る。

²⁰ 公正取引委員会 競争政策研究センター「[データ市場に係る競争政策に関する検討会 報告書](#)」（令和3年6月25日）30頁では「ただし、経済学的な観点からは、非競合性という特徴を有するデータは、事業者が他者による創造的破壊を恐れて自らはデータを供給せず囲い込むインセンティブを持つため、社会的に最適な量よりも過少に供給される傾向にある。したがって、データへの自由かつ容易なアクセスを可能とする仕組みの構築等を検討する上では、事業者が積極的にデータを生成・集積等するためのインセンティブの確保にも留意する必要があると考えられる」とされている。

イ コストの低減

データ連携基盤の活用を想定する以上、連携データは、運営事業者やデータ利用者等の参加者のいずれかにとって何らかの有用性があるものであることが前提となる。このような連携データは、個別法による制限を受けないデータ²¹を想定する場合には、データ提供者がこれへのアクセスを寡占又は独占していることが他者にとっての価値の源泉である場合が想定される。この場合、データ利用者が適切にこれを管理せず、第三者に無断提供又は漏洩されるならば、その価値が毀損されひいては毀損回避等のためのデータ提供者のコストが生じる可能性があるから、これをいかにして低減するかが実用上の重要な考慮要素になる。具体的には、①システム・技術及び②契約による対応が考えられるが、一度漏洩したデータの価値の回復が困難であることに照らせば、①システム・技術による対応が重要である。

①システム・技術による対応の観点からは、連携基盤が十分なトレーサビリティやデータ管理体制・セキュリティ²²を確保可能な連携システムを備えることが必要な前提条件である。ただし、システム外利用を許諾する場合、このようなシステム・技術によるデータ管理が機能しないこともあり、結果として、データ提供者が得られる連携基盤への参加によるベネフィットをコスト（リスク等）が上回る場合があることには留意が必要である。

②契約による対応としては、データの無断提供、又は漏洩あるいは利用を契約で禁止することが端的な方法である。その対象は、提供対象の全部又は一部のいずれでもよく、事前通知又は同意により提供可能とする方法もあり得る。しかし、データ提供者による連携データ利用へのコントロールをどの程度の範囲で可能とするかは連携基盤が置かれた状況次第であり、連携基盤への参加が法令上強制されるような場合には、コスト低減の観点、ひいては、データ提供者によるコントロールを確保する必要性は後退し得る。

契約構成にその請求可能主体は左右されるものの、データ利用者による契約違反について、データ利用者が契約上の不作為義務の違反を理由とした差止請求や、損害賠償請求等の対象となり得る場合がある²³。もっとも、一般に、データ利用者によるデータの利用態様の完全な把握は困難であることに照らせば、契約による対応は事後的な救済を中心に検討がなされることが少なくない。そのため、違反による損失が、違反により得られる便益を上回る場合には抑止的な行為規範と

²¹ 後掲注 29) を参照。

²² セキュリティに関しては、総務省「[クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）](#)」（2021年9月）も参照されたい。

²³ 不正競争防止法の営業秘密や限定提供データに該当するデータについては、損害の額の推定等の規定（不正競争防止法第5条）の適用を受けることができる場合もある。

して機能するものの、第三者への無断提供又は漏洩のリスクを事前かつ完全に払拭することは現実には困難である。しかし、このような場合でも、契約違反の際の責任追及が適切になされなければ、抑止的効果すら期待できないことには留意が必要である。

また、前記以外にも、例えば、連携データの提供に関連して、データ提供者が無制限の責任を負う場合には、連携基盤への参加それ自体を忌避する場合もあるから、データ提供者が得られるベネフィットを考慮しつつも、それを損なわない範囲で責任を限定する等のコストの低減が必要な場合も想定される。加えて、これらが備えられても、連携基盤が運営事業者により恣意的に運用される場合には、データ提供者が想定しないデータ利用がなされる可能性があるため、これに対応するコストを低減するとの観点からは、運営事業者による透明性の確保やガバナンスの履践等も重要な検討課題となる。

(3) データ利用者の視点

ア ベネフィット（便益）

データ利用者のベネフィットとしても、法令等の規制遵守が必要な場合とそうでない場合では検討事項が異なり得る。

データ提供者と同様、適用法令等により連携基盤の利用が事実上強制される場合、すなわち連携基盤を利用しなければ法令上必要なデータが得られない等、法令遵守が困難であるような場合には、連携基盤の利用により参加者は法令違反（及びそれに伴うサンクション）の回避等のベネフィットが得られることが想定される。

他方、連携基盤の利用が法令上強制されないような場合には、例えば、①相対で取得する場合と比較して付加価値がある、②どのデータ提供者から受領するデータであっても、規格が画一・統一されており利用時の事務負担・コストが軽減される、あるいは、③業界での利用目的に際して参加企業のカバー範囲が広い等の事情は、連携基盤に参加するための積極的なベネフィットとして機能し得る。また、参加しなければ、業界における標準となり得るデータの利用が困難になる等の外的要因がある場合には、これも一種のベネフィットとして整理し得る²⁴。

イ コストの低減

連携基盤の利用に伴うコストとしては、連携基盤の利用料等も想定し得ると

²⁴ ただし、利用する連携基盤の選択の自由が阻害されるおそれがある場合には競争法上の問題が生じ得る。

ころであるが、より重要かつ根源的な要素は、そこで取り扱われる連携データに関するトラスト（信頼性）、すなわち、データ利用者の視点では、連携基盤から取得する連携データが信頼に足るものであること等である。

具体的には、第4・4・(1)・アで後述するような正確性や手続信頼性等が想定されるものの、トラスト（信頼性）がない場合には、なおも連携データを利用する正当性があるか否かをデータ利用者において検証する必要があり、その対応コストが実務上許容されない場合には、連携基盤の使用自体が忌避される可能性がある。

また、このようなデータへのトラスト（信頼性）を担保するために、運営事業者が連携基盤を適切に運営すること、すなわち、連携基盤上のデータの利用に関していかなるガバナンスを及ぼすかが重要である。例えば、トラストを実現するのに不可欠なデータ管理を行う必要があり、ガバナンスを反映した運用を支えるルールやシステムにおいても、適切な品質や仕組みが講じられる等が求められる。さらに、その前提として、連携基盤への参加や、運営事業者における意思決定の透明性の確保等が重要な場合も想定される。ただし、このような観点からのガバナンスについては、運営事業者内部の事情であることや、連携基盤が置かれた具体的な状況にも左右されうるところもあるため、本解説では、将来的な検討課題として位置づけ、限定的に言及するに留める。

(4) 運営事業者の視点

ア ベネフィット（便益）

運営事業者としては、①参加者、②複数の参加者が設立する合併会社等の管理団体、あるいは③第三者である団体等が想定されるが、連携基盤の運営により指向されるベネフィットは、その組成形態により左右され得る。

もっとも、法令により運営が強制される場合や公益的観点から連携基盤が運営される場合を除いては、運営事業者にも何らかのベネフィットを想定する必要があり、一般的には、多寡は別として、少なくともシステム利用料等の金銭的対価が想定される。

イ コストの低減

運営事業者が、連携基盤上の連携データの管理を超えて、例えば、連携データの加工や、違反利用者への責任追及等、より積極的な役割を担う場合には、その責任範囲によっては、金銭的対価のみでは、運営事業者のなり手が確保出来ない事態も想定されるため、運営事業者が得られるベネフィットを考慮しつつも、それを損なわない範囲で責任を限定する等のコストの低減が必要な場合も想定さ

れる。

(5) 特定型データ連携基盤の特殊性

特定型データ連携基盤と不特定型データ連携基盤は基盤外契約の有無にその違いがあるが、このような所与の関係性の有無は、参加者の連携基盤利用に向けたインセンティブに関して、いくつかの違いを生じさせ得る。

まず、データ提供者の観点からは、特定型データ連携基盤のように、基盤外の関係性があり、その中で既にデータ提供者（に相当する者）に、一定のデータ提供義務が事実上又は法的に課せられている場合には、連携基盤の利用の有無にかかわらず、データ提供は所与の前提となる。そのため、データ提供者による連携基盤の利用に向けたベネフィットとしては、連携基盤の利便性が中心的に検討されることが考えられる。これに対し、不特定型データ連携基盤の場合、そもそも、データ提供者にはデータ提供の義務がないことから、連携基盤の利用は（本来義務がない）データ提供を伴うことになり、結果として、特定型データ連携基盤のそれと比較して、より強度のベネフィットが必要になり得る²⁵。

他方、データ利用者の観点からも、データ提供者とは既存の関係性があるため、データ提供者あるいは提供されるデータに関する一定の積極的な信頼が醸成されている場合も想定される。また、データ提供者が当該関係性を毀損するような態様により不適当なデータ提供を行わないであろうとの消極的な期待を抱いている場合もあり得る。そのため、要求される信頼性の水準が、（情報量が少ない）全くの他者との間のデータ連携が行われる不特定型データ連携基盤に参加する際のそれと比較して低い場面も考え得る。

以上のような、所与の関係性の有無は、参加者のインセンティブ等に関して、表1のような特徴的な違いをもたらし得る。

²⁵ より敷衍すれば、データ提供者の観点からは、データ連携基盤への参加のベネフィットは、①データ提供から得られるベネフィットと、②連携基盤の利用から得られるベネフィットに区分される。特定型データ連携基盤では、所与の関係により①に関する何らかの判断がなされていることが少なくなく、そのため、主に②が検討主題になる。他方、不特定型データ連携基盤では、①と②の両方が問題になり、結果として、より多くのベネフィットが必要とされ得るとも言える。

表 1 モデル規約の類型化

特徴	基盤外契約あり	基盤外契約なし
説明	個社間の所与の契約に基づき、連携基盤を利活用するケース。	個社間の所与の契約等なしに連携基盤を利活用するケース。
連携基盤への参加形態	連携基盤への参加が基盤外契約等により事実上強制されている場合がある。	連携基盤への参加は任意。
データ提供者に関する考慮事項	連携基盤への参加にかかわらずデータ提供の義務を負っている場合がある。データ提供を所与の前提とする場合、ベネフィットは連携基盤から得られるメリットを中心に検討され得る。	連携基盤への参加前はデータ提供の義務を負わない。参加には強度のベネフィットが必要になり得る。
	基盤外契約を履行するため等の理由により、データ提供者にも一定の責任が期待される場合がある。	データ提供者には強い義務が課しにくい（提供インセンティブを損なわない配慮が必要）。
データ利用者に関する考慮事項	データ提供者や連携データに対する一定の評価軸が形成されている場合がある ²⁶ 。	データ提供者あるいはデータに対する信頼性評価の仕組み等が必要。

なお、特定型データ連携基盤全般に共通するものではないが、サプライチェーンやトレーサビリティ管理の事案においては、基盤外契約が必ずしも二者間に閉じ切らず、複数のデータ提供者・データ利用者間で連鎖性を持つ構造を持ち得る。これは極めて特徴的であり、本モデル規約においても注意深い議論を要する点となる。

²⁶ その結果、データに対する信頼性として求められる水準が、基盤外契約がない場合と比較してより緩やかなもので足りる可能性も想定される。

【コラム】特定型データ連携基盤とコミュニティ

特定型データ連携基盤は基盤外取引関係等を前提に構築されることを踏まえると、データ連携基盤の参加者は一種のコミュニティ（共同体）の構成員としての側面を有する場面が想定され得る。このようなコミュニティの存在を前提にする場合、連携基盤の参加者が基盤契約に違反する場合には、債務不履行責任という法的な責任に留まらず、当該コミュニティから放逐され得るとのリスク（あるいはサンクション）に直面し得るのであって、当該コミュニティに帰属することによる便益が大きければ大きいほど、各参加者には、当該コミュニティにおいて不適切とみなされる行動を差し控えるインセンティブが働きうる。つまり、特定型データ連携基盤では、コミュニティの存在（及びこれへの継続的参加の可能性の確保）が、①システム・技術及び②契約による対応に加えた、データの価値毀損防止の第三の手段として機能する場面も想定され得る。

4 連携基盤に関する議論の進め方

データ連携基盤には、参加者からは法規制対応のみならず付加価値として様々な機能や目的を期待する声も想像に難くない。しかし、連携基盤が提供する機能や、これに関する契約は、なお外部要因（例えばEU 電池規則による要請）が流動的である等の状況から、必ずしも完成した形のものとはなっておらず、その仕組みが未成熟な故に生じる新たな課題（例えばサプライチェーン上で提供・利用に伴い生じた損害に関する補償の在り方等）もある。

そのため、連携基盤のサービス開始時から全て解消することは、必ずしも現実的ではなく、まずはスモールスタートするという視点も重要になる。

第4 データ連携基盤の法的枠組み

1 議論の枠組み

第3では、連携基盤の組成に関する基本的な事項等を解説したが、ここでは、これら事項等を踏まえた上で、連携基盤に関する契約を作成するために必要最小限度の法的な前提知識や法的枠組みの考え方等を概説する。具体的には、まず、①データ関連の法的概念を整理することで議論のための共通の土台を設定し、その上で、②連携基盤の契約方式や③想定される主な論点を解説する。

2 データ関連概念の整理

「データ」は、一般的に電磁的記録に記録された情報、すなわち、コンピュータ（電子計算機）による情報処理の用に供される情報を意味する²⁷。データの取扱いが検討される際、その相場観が必ずしも確立していないため、有体物又は権利性があるデータの取扱いに関する議論が転用又は借用される場合がある²⁸。しかし、連携基盤で取り扱うデータの多くは権利性がないデータ、より正確には個別法により利用が制限されていないデータ（無体物）であり²⁹、有体物又は権利性があるデータに関する整理の適用ができないあるいは適切でない場面も想定される。そのため、連携基盤の法的枠組みを議論する前提として、特に個別法の利用制限がないデータの取扱いを念頭に関連する概念を整理する。

(1) データの「帰属」

データの取扱いが検討される際、データの「帰属」が議論される場合がある（いわゆる「データオーナーシップ」論である）。しかし、データは、無体物（情報）の一種であり、有体物（民法第85条）とは区別される。データには有体物のように物理的な支配可能性を観念できず、データは所有権（民法第206条、第85条等参

²⁷ 官民データ活用推進基本法第2条第1項の「官民データ」等を参照。

²⁸ 典型的には、データの提供に関する契約は「データ取引」契約と称されることがあるが、有体物の売買がイメージされている場合がある。

²⁹ 本解説で「個別法により利用が制限されていないデータ」といった場合、不正競争防止法の「営業秘密」「限定提供データ」に関する制度による規律も受けないデータを想定している。データ提供者が他者の営業秘密や限定提供データを提供するような例外的な場合を除いては、データ提供者が提供する連携データが営業秘密や限定提供データとして保護されるためには、その外部提供の際の契約内容も秘密管理性や限定提供性等を認定するための重要な要素となり得るためである。つまり、連携基盤が扱うデータには、基盤契約の内容を踏まえることによって、営業秘密や限定提供データとして保護され得るデータも含まれ得るため、これらの制度による規律や保護を所与の前提とすることは、基盤契約の内容を検討する場合には必ずしも適切ではない。更に敷衍すれば、営業秘密や限定提供データを契約で保護するのではなく、営業秘密や限定提供データとして保護を受けるためには、どのような契約とすることが適切であるかがここでの問題意識である。そのため、本解説では、データの利活用に関する適切な契約が締結されていない状況を議論の出発点として想定した上で、これに関する契約の位置づけを分析する立場を採用している。

照)や、物の所持を前提とする占有権(民法第180条)その他の物権の対象にはならない。

そのため、データが知的財産権等の権利保護法の対象になる場合等、法的な権利が個別法により創設されているときを除いて、データに関する「権利」は観念できず、ひいては、その「帰属」も観念できない。権利性がないデータが利用可能であるのは、データへのアクセスが可能であるとの事実上の地位又はデータへのアクセスが正当化される法的地位を有する結果にすぎない。この意味では、データの利用可能性を検討する際、権利性を想定した「帰属」に関する議論は、別個の概念を混同し、議論の所在を見誤らせるおそれを生じ得るため十分な留意が必要である。

(2) データの「利用」

無体物(情報)はこれに現にアクセスできる者が自由に利用できることが原則であり、その利用が例外的に制限されるのは、①そのアクセスが制限されている場合か、②その利用が著作権法³⁰、特許法、不正競争防止法³¹その他の知的財産法あるいは個人情報保護法等の個別法による制限を受ける場合、又は③その利用が契約による制限を受ける場合のいずれかである。

他者に対し提供が予定されるデータであって、個別法による利用制限がないデータ³²は、前述①及び②による制限の対象にならないため、具体的な事情の下自由な利用が許容されない場合には、③その利用を契約により制限する必要がある。

個別法による利用制限がないデータは、当然ながら法令にその利用態様が規定されておらず、そのため、契約によりその利用を制限する場合には、具体的な利用制限範囲は当事者間の合意により定まる。もっとも、例えば、著作権法上の著作物の利用行為(複製、公衆送信等の各支分権の対象行為。著作権法第21条から第28条)や特許法の発明の「実施」(特許法第2条)等を参考にその規律内容が合意されることがある。

なお、実務上、著作物を取り扱う場合には、いわゆる支分権の対象行為を「利用」とする一方、支分権の対象とならない著作物の享受行為(特に単なる使用行為)等を「使用」といい、両者を使い分ける慣行がある³³。しかし、このような使い分け

³⁰ 最二判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁【[顔真卿自書中告身帖事件最高裁判決](#)】は、著作権と所有権を峻別した上で「著作権の消滅後は、所論のように著作権者の有していた著作物の複製権等が所有権者に復歸するのではなく、著作物は公有(パブリック・ドメイン)に歸し、何人も、作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうることになるのである」と判示している。

³¹ 契約当事者間においては、不正競争防止法による保護の有無は契約による保護と重なる部分も多い。前掲注29)も参照。

³² 多くの場合には権利性がないデータであるがこれに限られない。

³³ 例えば、文化庁「[著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ\(技術的保護・管理関係\)中間まとめ\(コピープロテクション等技術的保護手段の回避について\)](#)」(平成10年2月)は、「利

の当否には議論がある³⁴。本モデル規約は、著作物に該当しないデータを取り扱う場面も想定しているところ、この場合には、慣行上用いられる使用と利用の区分は実質的に問題にならない一方、著作物に該当するデータを取り扱う場面も想定されることから、事実上の使用行為も含めて統一的に「利用」と表現している³⁵。

(3) データの「提供」「開示」

法律用語において「提供」とは、「他人の用に供すること、他人が利用できる状態に置くこと」³⁶を意味する。例えば、個人情報保護法との関係では、個人データ等の「提供」は「自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、『提供』に当たる」と理解されている³⁷。

また、契約書等において、データの「提供」は「開示」と互換的に用いられることがある³⁸。この点、例えば「開示」とは、不正競争防止法の営業秘密との関係では「営業秘密を第三者が知ることができる状態に置くことをいい、営業秘密を非公知性を失わないまま特定の者に知られる状態に置くことも含む」³⁹とされており、限定提供データとの関係では「データを第三者が知ることができる状態に置くこと」⁴⁰を指すものとされている。

以上の「提供」「開示」に関する定義等を踏まえると、データ関連契約において、データの「提供」「開示」との記載がある場合、提供先による、そのデータへのアクセス可能性が物理的又は法的に確保された状態を指すものと解することにも一定の合理性がある。

契約解釈との関係では、特に、あるデータの第三者への提供禁止が明示されてい

用」とは「複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す」とするのに対し、「使用」とは、「著作物を見る、聞く等のような単なる著作物等の享受を指す」としている。

³⁴ 文化庁「[著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について（解説）](#)」34頁では「一般に、現行法においては、何かを用いることを規定する際、『使用』は『使用料』を除いて原則として有体物のみの利用を想定して用いられている一方、無体物の利用も想定される場合は『利用』が用いられている」と説明されている。

³⁵ 不正競争防止法の営業秘密及び限定提供データとの関連では、データを用いる行為が広く「使用」と整理されているが、本モデル規約を利用する場面では、著作物その他の知的財産権による保護の対象になるデータも含まれ得るため「使用」ではなく「利用」で統一した。

³⁶ 法令用語研究会「有斐閣法律用語辞典 第5版」（有斐閣、2020年）825頁

³⁷ 個人情報保護委員会「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)」（令和5年12月一部改正）2-17

³⁸ 経済産業省知的財産政策室「[逐条解説不正競争防止法 令和元年7月1日施行版](#)」（令和元年7月）51頁注35）参照

³⁹ 「[逐条解説不正競争防止法 令和6年4月1日施行版](#)」（経済産業省知的財産政策室、令和6年4月）（[不競法逐条解説](#)）100頁

⁴⁰ 不競法逐条解説・前掲注39）114頁

る場合、いかなる者への提供又は開示が禁止されるのか、つまり「第三者」の範囲が問題になることがある。文言上は「第三者」とは契約の当事者以外の者を意味するのが通常であるが、その具体的な意味内容は当事者の合理的意思解釈を採求することにより定めざるを得ないことに照らせば⁴¹、契約上、必要な場合にはその具体的な意味内容を明記することが望ましい。本解説では、データの第三者提供が問題となる場面では、第三者に受託者を含むことを前提にしている。

(4) データの「返還」

データについて一定期間に限り利用可能である旨の合意が成立している際、データの「返還」が契約上定められることがある。しかし、データの提供は不可逆的行為であって、一度提供されたデータは「返還」できないから、その意味内容は必ずしも定かではない。データの「返還」が議論される背景としては、有体物であるデータの記録媒体の取扱いとの混同等が考えられる⁴²。データの「返還」が具体的に何を指しているかは個別の事情に左右され得るものの、合意された期間の満了時にデータを削除⁴³することを意図しているような場合には、むしろ、その旨を明記することが重要である。このように、データの取扱いを検討する際には取扱対象が無体物であることを踏まえて、適切な用語を選択する必要がある。

(5) データの「共有」

データを他者に提供する際、データの「共有」が議論される場合がある。しかし、共有とは、一般的には「一個の所有権を二人以上の者が量的に分有する状態」⁴⁴であるから、権利性のないデータに関する「共有」の議論の当否やその具体的な意味内容は必ずしも明らかではない。また、データが複数の者に対して、時間的に近接

⁴¹ 契約解釈に直結するものではないものの、例えば、個人情報保護法上は、個人データの第三者提供禁止規制（同法第27条、第29条、第30条等）との関係で「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」には、受託者は、同規制の適用対象である「第三者」に含まれないものとされており（同法第27条第5項第1号）、具体的な文脈に応じて、受託者を第三者として取り扱わない処理も想定され得る。

⁴² 情報の「返還」に関する契約解釈が問題になった事例として、[大阪地判平成29年10月19日平成27年（ワ）第4169号](#)

⁴³ データの「削除」が何を意味するかについても議論があり得る。不正競争防止法上はデータの「消去」との用語が用いられることがある。他方、個人情報保護法上、データの「削除」と「消去」は区別されており「『削除』とは、不要な情報を除くことであり、他方、『消去』とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含」むものと理解されている（個人情報保護委員会「『[個人情報保護に関する法律についてのガイドライン](#)』に関するQ&A」（令和6年3月1日更新版）Q9-18）。本解説では、データの「削除」という場合、個人情報保護法と同様の狭い意味で用いている。なお、[大阪地判平成29年10月19日平成27年（ワ）第4169号](#)も参照。

⁴⁴ 法令用語研究会・前掲注36）241頁。なお、知的財産権についても「共有」は観念できる（著作権法65条、特許法33条及び73条等）。

して提供される状況を指して「共有」と称する場合でも、複数の者への提供を観念すれば足り、あえて「共有」と表現する必要性は同様に明らかではない。そのため、データの「共有」を議論するならば、いかなる意味内容を付与しているかを自覚した上での議論が肝要である。

(6) データ「ライセンス」

データ関連契約ではデータに関する何らかの利用条件の設定を「ライセンス」と表現する場合がある。しかし、「ライセンス」は、例えば、知的財産の分野では「ある知的財産を活用する行為を行うに際し、知的財産法上の権利や利益を有している者（ライセンサー）から当該権利等に基づく法的請求の行使を受けない権原（不作為請求権を含む）の付与を受けるための諸条件」⁴⁵と表現されることもあり、法定の禁止又は制限を背景とした権利の行使を受けないための権限（より正確には条件）を意味する。つまり、データの利用が禁止又は制限されている状況で、その禁止又は制限の解除（利用可能範囲の設定）をすることがライセンスの本質的な法的性質である。

他方、連携基盤で取扱いが想定される個別法による利用制限がないデータは、そもそも、原則自由に利用可能であるため、データに関する利用権限の設定を「ライセンス」と称することの適否は議論の余地がある。個別法による利用制限がないデータをデータ提供者がデータ利用者に対し提供する場合、そのデータを利用可能となるのは「ライセンス」の許諾を受けたからではなく、データの提供を受けた結果、アクセスが可能となるからである。

特に、データ提供に関連して契約条件が設定される場合には、データ利用者による利用が一定の範囲で制限されること、すなわち利用禁止範囲の設定が一般的であるが⁴⁶、これは前記のとおり利用可能範囲を設定する知的財産の分野における一般的な「ライセンス」とは法的効果が正反対である⁴⁷。そのため、データ利用条件の設定に際しては、法的な「ライセンス」を念頭において、データの利用可能範囲を記載するだけでは不十分で、むしろ、データの利用禁止範囲を明記することが重要である。

⁴⁵ 松田俊治「ライセンス契約法」（有斐閣、2020年）20頁。ただし、同書における「ライセンス契約」の定義に関する説明の抜粋であることは留意されたい。

⁴⁶ 契約で合意をすればデータ提供者による利用制限を課すことも当然に可能である。

⁴⁷ 個別法による利用制限がないデータを他者に開示する場合、法的な意味での「ライセンス」が観念できるのは、例えば、権利性があるデータとないデータが混然一体となっている場合等の限定的な場面である。データの利用条件の設定を「ライセンス」と呼ぶことが適切かは、取引慣行等も踏まえた慎重な検討を要する。

(7) 「派生データ」

データ関連契約では「派生データ」の取扱いが議論の対象になることがある。「派生データ」とは、あるデータ（以下「**元データ**」という。）を「加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ」⁴⁸を一般的に意味する。

検討対象となる「派生データ」が権利性⁴⁹のあるデータであれば、派生的な知的財産の取扱いが法的には問題になり得る。例えば、著作物については、これを改変して創出された二次的著作物がある場合、両著作物に関する権利関係の調整が問題になることがある（著作権法第 27 条及び第 28 条）。二次的著作物が原著作物を利用している関係があるためである。特許の分野でも、改良発明が、既存の特許発明を利用する利用発明（特許法第 72 条）である場合には、その利用は一定の法的制約を受ける。

これに対し、権利性がない「派生データ」については、元データを基礎として創出されたとの事実はデータの特定手段としての意味しか持たない。データ創出の場面では、契約締結時点では、いかなるデータが創出されるか不明であり、その特定が難しい場合がある。そのため、元データに対して、一定の処理を施したデータを「派生データ」と便宜的に呼称して特定することで、その利用条件を契約上議論できるようにしているにすぎず、いわば契約技術上の要請から創出されている概念である⁵⁰。そのため、権利性がない派生データについては、元データから派生データが派生したとの事実それ自体には、データの特定論を超えた実体法的な意味はなく、他の契約上創出されるデータと比較して、派生データを特別視する必要性はない。その規律を契約で明記しなければ、これにアクセスできる者が自由に利用可能となるおそれがあるという一般的な議論が妥当するにすぎない。

また、実務上の他の重要な考慮事項として、元データと同一性⁵¹を観念できない

⁴⁸ 契約ガイドライン（データ編）・前掲注 3）1 頁及び 27 頁

⁴⁹ ここでは、主に知的財産権による保護を受ける場合を想定している。なお、特許法との関係では、特許庁「[特許・実用新案 診断基準](#)」（平成 27 年 9 月改訂）第 III 部第 1 章 2.1.5 では、「情報の単なる提示（提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの）」は、技術的思想ではなく、したがって、特許法の「発明」に該当しないとされている。

⁵⁰ この意味で「派生データ」には、「加工、分析、編集、統合等」の行為によりデータの特定がなされているとの限りにおいて、特許分野における発明の特定手段であるプロダクト・バイ・プロセスクレームと実質的な機能が類似する側面がある。

⁵¹ データの「同一性」をどのように評価するかは定見がない。例えば、不正競争防止法の限定提供データとの関係では「無償で公衆に利用可能となっている情報」には、限定提供データに関する規律は及ばないところ、この「同一性」について、経済産業省「[限定提供データに関する指針](#)」（令和 6 年 2 月最終改訂）（[限定提供データに関する指針](#)）17 頁は「そのデータが『オープンなデータ』と実質的に同一であることを意味する。例えば、『オープンなデータ』の並びを単純かつ機械的に変更しただけの場合は、実質的に同一であると考えられる」と説明するものの、同一性の具体的な外延について特に依拠可能な判断要素を開示していない。この同一性は契約上要求される同一性であることから、その外延は当事者間の合理的意思の解釈により定まるものの、関連する技術常識に照らして元データが復元困難な場合には、同一性が認められないと評価する考え方もあり得る。

派生データが創出される場合⁵²、派生データが元データを基礎として創出されたことを理由に、元データの提供者による一定の利用及びその前提としての派生データの提供を求めることや、その削除を求めることが適切であるかとの問題がある。派生データの取扱いにいかなる規律の採用が適切であるかは具体的な事実関係に左右され得るが、例えば、元データの利用条件に違反した派生データの取扱いが問題になるような場合には、その本質は、派生データの取扱いではなく、元データの取扱いにある事態が想定される。特に利用条件が元データの秘密性を維持する事を主目的として課せられている場合には、同一性が観念できない派生データの取扱いをあえて規律する必要性が乏しい場合もあり得る⁵³。

加えて、派生データが合意された利用条件に従って利用される場合でも、利益分配等が問題になるならば、元データの貢献を検討すれば足りる場合も想定される。特に、派生データの創出にデータ利用者による一定のコストが発生しているような場合に、元データを提供しているとの事実のみをもって、データ提供者が派生データの取扱いに広汎なコントロールを及ぼすことの当否は慎重に検討されるべきである⁵⁴。

(8) 「データ主権」「トレードシークレット」

データ連携ガイドラインでは、「データ主権」あるいは「トレードシークレット」との概念が用いられている箇所がある。これらの各概念が具体的に何を意味するのかは、その使用される場面や文脈において異なり得るものであり、その外延を一義的に定義することは必ずしも容易ではない。もっとも、少なくとも、データ連携ガイドラインでは、一定の主観的又は客観的価値があるデータの存在を所与の前提にした上で、データ提供者が連携基盤に対し提供する連携データに対し、一定のコントロールを及ぼし得る「機能」に着目して、これらの概念が用いられている側面がある。換言すれば、「データ主権」や「トレードシークレット」の各概念は、同ガイドラインの読者を想定し、連携基盤の各機能に関する理解を直感的に促進する観点から、便宜的に用いられているにすぎず、必ずしも一般的・汎用的に用いられる

⁵² これに対して、元データと同一性がその全部又は一部観念可能な派生データについては、元データの規律を及ぼし得るとの価値判断は一定の合理性が認められる場合があり得る。

⁵³ 不正競争防止法第3条第2項は、侵害の行為により生じた物（プログラムを含む）の廃棄を明文で定めており、かつ、侵害の停止又は予防に必要な行為には「営業秘密を内容とする電子データの消去等が含まれる」（不競法逐条解説・前掲注39）169頁）ものの、侵害の行為により生じた営業秘密と同一でないデータの削除は明示的には認められていない。

⁵⁴ この意味では、元データと全く同一性が観念できないデータが創出される場合、そのようなデータを「派生データ」と呼ぶことの当否は検討の余地がある。「派生データ」との呼称自体、一種のオーナーシップ論に通じる側面があり「派生」との語が単なる事実を超えた一定の価値観を伴う場合も想定される。そのような事態への懸念がある場合には、「加工データ」等より価値中立的な呼称を用いることも検討に値する。

ことまでも目的とするものではない。そのため、法的には必ずしも正確ではない場合があり得ることには留意が必要である。

例えば、データの提供先や利用態様に関するコントロールを想定する場合には、それが可能となるのは、「データ主権」を含むデータに関する何らかの権利をデータ提供者が有しているからではなく、データ提供者による一定のコントロール可能性が担保されない限りは、データへのアクセスを許諾しない、あるいは、端的にはデータを提供しないとの事実上又は法的な地位を有しているからである。そのため、本解説では、このような権限を、法的により正確に「**データ提供権限**」と呼ぶことがある。

また、「トレードシークレット」との概念も、不正競争防止法の「営業秘密」や日本国外の類似の法的概念への該当性そのものではなく、むしろ、議論の対象となるデータが主観的⁵⁵あるいは客観的に要保護性があるデータであることを示すための文脈で用いられる場合がある。本解説では、このようにあるデータの要保護性を議論が必要な場面では、法的により正確に、その議論の対象となるデータを「**保護すべきデータ**」と呼ぶことがある。

3 契約形式

(1) 考え得る契約形式

連携基盤を含むデータプラットフォームは、一般的に、その参加者間の①データ提供をその主要な目的とする。これは、連携基盤がサプライチェーン上のデータ連携を目的に組成される場合であっても変わらない。また、連携基盤を介してデータが提供される以上、運営事業者による②データ管理が不可避免的に生じる。

そのため、これら2点が、データプラットフォームの契約形式を検討する際の基本的な要素になる。連携基盤が採り得る契約形式は、その連携基盤の機能にも影響を受け、データ提供を所与の前提とした上で、関係者によるデータ管理の程度により契約形式にバリエーションが生じる。

例えば、運営事業者の関与を必要最小限とする場合には、運営事業者が果たす主たる機能は、参加者間のデータ提供の仲介及びそれを実現するための連携基盤の提供に留まり、データ提供は提供者と利用者がデータ提供に関する契約を直接締結し、実現する建付けが考えられる。この契約形式では、連携基盤は、データそのものを介在するよりも、データを介して、データ提供者とデータ利用者とをマッチングする実質的機能を多分に有する。以下、このスキームを「**直接契約型**」と呼ぶ。

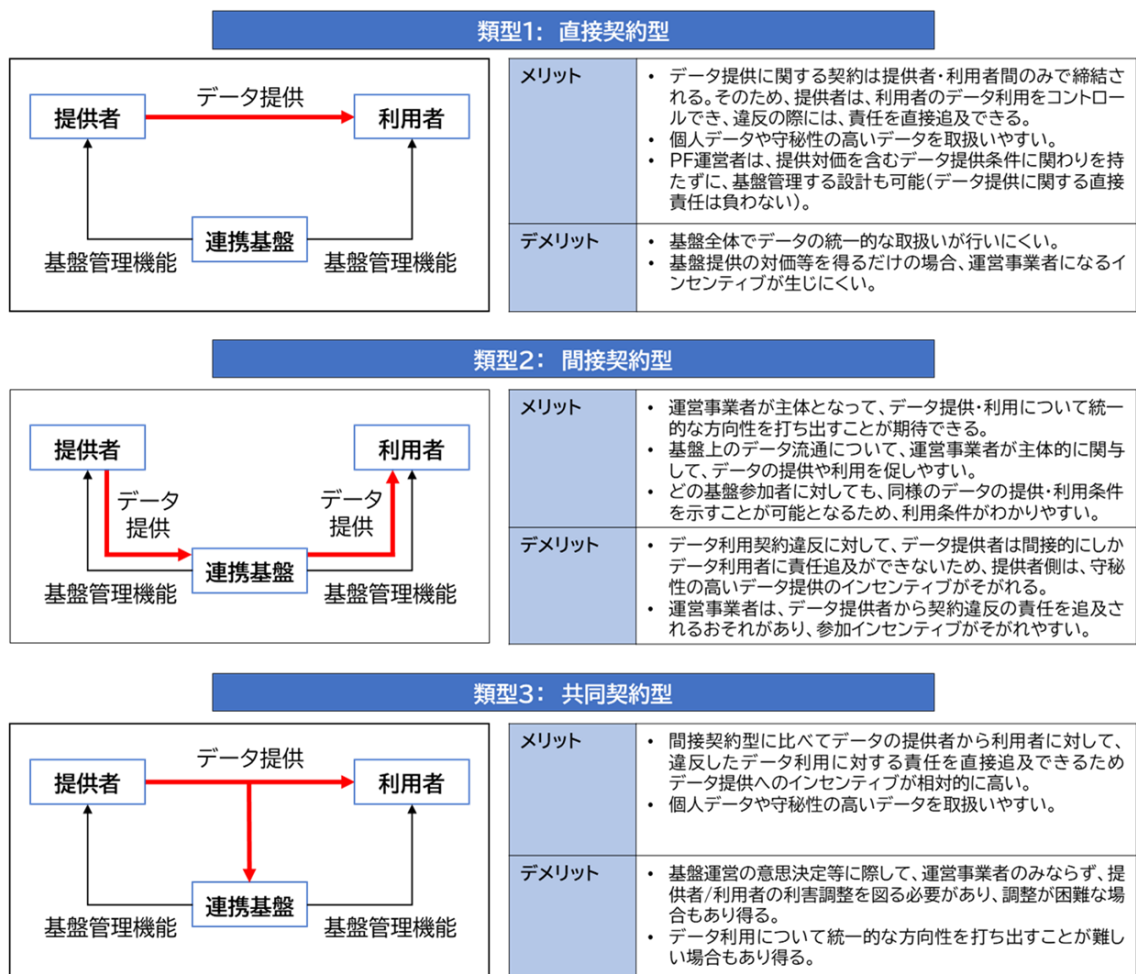
他方、データ提供に対し、運営事業者がより積極的な役割を果たす場合には、デ

⁵⁵ ただし、主観的に要保護性があるに留まる場合、そのような保護への要請を連携基盤に関する仕組みを構築する際に保護すべきであるかは別途検討が必要な問題である。

ータ提供者からデータ利用者に対し、直接にデータが提供されると構成するのではなく、①データ提供者から運営事業者へのデータ提供と、②運営事業者からデータ利用者へのデータ提供の運営事業者を介した 2 段階のデータ提供を観念するスキームも想定し得る。その中でも、前述①と②それぞれでデータの提供に関する契約を別個に観念するスキームを「**間接契約型**」と呼ぶ。また、運営事業者を介した 2 段階のデータ提供を観念する場合であっても、データ提供者、データ利用者、そして、運営事業者が全体として 1 つの契約を締結するスキームも可能である。このスキームを「**共同契約型**」⁵⁶と呼ぶ。

これら各契約形式のメリット・デメリットを整理したものが
図 9 である。

⁵⁶ 共同契約型の契約方式を採用したモデル契約及びその解説を示すものとして、有志報告書・前掲注 4) がある。なお、共同契約型のプラットフォームに関する契約の留意点については、齊藤=内田=尾城=松下「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務〔第 2 版〕」（商事法務、2022 年）188 頁以下も参照。



※「基盤管理機能」とは、連携基盤におけるサービスが適切に運営されることを管理する機能を指す。例えば、直接契約型であればカタログ提供など、間接契約型であればデータの集約・蓄積機能など、類型によって管理の内容は異なる。

図 9 本連携基盤において想定される連携基盤の類型

(2) 間接契約型の選択

本解説では、基盤契約の契約方式として、間接契約型を想定している。

まず、直接契約型を採用する場合、運営事業者は、データ提供者とデータ受領者間のデータ提供の当事者ではないため、データ提供者が、そのデータ利用条件を独自に設定することが原則となる一方、そのような利用条件の設定を連携基盤の組成目的の観点から統一的にコントロールする主体は想定されない。そのため、参加者間における一定程度共通したデータ利用範囲の設定には困難を伴う場面が予想される。しかし、参加者間の統一的なデータ利用の実現は、連携基盤組成の重要な目的の1つであるから、直接契約型の採用は必ずしも適当ではない。

次に、共同契約型を採用する場合、間接契約型と異なりデータ提供者とデータ利用者との間の契約があるため、データ提供者からデータ利用者に対する直接的な責任追及が可能となる。このことは、データ提供者がより主体的にデータ利用者によ

るデータ利用をコントロールすることを可能とし、データ提供へのインセンティブを生じさせ得る反面、運営事業者が把握しない責任追及が個別かつ独自になされるおそれがあり、運営事業者による連携基盤の運営に不確実性が残る可能性がある。

そのため、連携基盤の契約方式としては、間接契約型を選択した。ただし、連携基盤の最適な契約方式は間接契約型に限定されず、想定されるスキームに応じた適切な契約方式の選択が重要である。

(3) 基盤外契約との関係

第3で前述したとおり、本解説が想定する特定型データ連携基盤では、連携基盤の参加者間に基盤外契約、すなわち、基盤契約以外の取引契約等の契約関係が存在する場合がある。例えば、サプライチェーンに関するデータを取扱う連携基盤では、上流（部品メーカー）から下流（最終製品メーカー）までの間に、連鎖的な製品や部品に関する取引契約が存在することが想定される。この場合、基盤契約とこれら基盤外契約の関係の整理が必要になる。

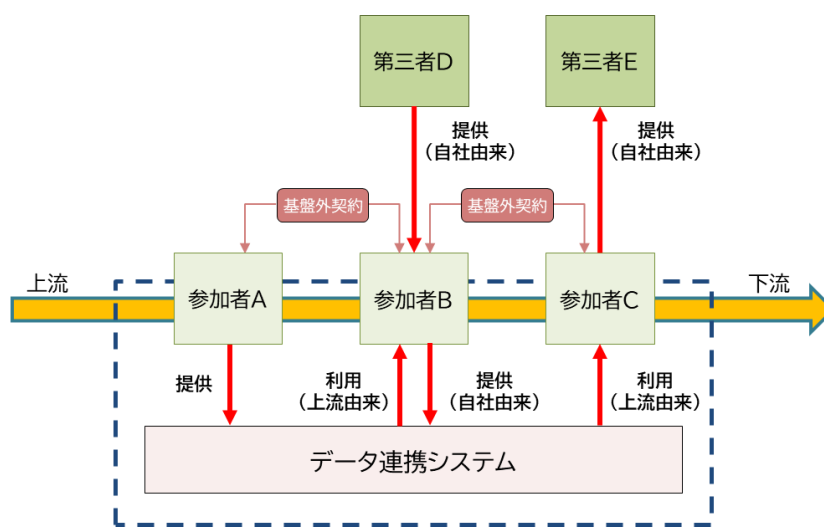


図 10 基盤外契約を前提とした連携基盤の構成

本解説では、基盤外契約として、サプライチェーン上の個々の参加者との間で取引される製品に関する相対の取引契約を前提としているものの（図 10）、基盤契約とこれら基盤外契約を分離している⁵⁷。

後述するように、保証等、当事者間の義務内容の水準等を検討するための限度で

⁵⁷ 基盤契約は各参加者と運営事業者との間の2者間の契約関係を規律するものにすぎない。このような枠組みでサプライチェーンを考慮可能なのは、基盤外契約としての各取引契約により各参加者が接続されることで、関係の連鎖（チェーン）が構成されるからである。換言すれば、本解説が想定する基盤契約は、その枠組みからして、サプライチェーンへの利用に限定されるものではない。

は基盤外契約の参照には合理的な面がある。他方で、当事者間の調整の困難性等を理由に、本来基盤契約で定めるべき事項を、基盤外契約による処理に委ねてしまうと、連携基盤の存在意義が没却されるおそれが高くなる。基盤外契約における調整により実現する個別最適の結果を追求するのではなく、例えばある業態のサプライチェーンにおいて、上流から下流までが連携してそのサプライチェーンデータを利活用する等、一定の構成単位でデータを一定の方向性を持って利活用することが連携基盤の主要な目的の1つである。個別調整による処理は、当事者間の力関係その他の関連する事情により左右され、1対1の当事者間における問題の解決として適当であったとしても、個社で見ても複数の相手先がいれば1対nに、全体ではn対nと指数的に煩雑化することとなり、およそ統一的なデータ利活用が困難となる事態が想定される。加えて、連携基盤の果たすべき機能が個別調整を優先する結果、限定的な範囲に制限されるならば、既存のクラウドサービスを利用する場合と実質的に相違なくなる事態も想定される。連携基盤の組成をあえて議論する以上は、そこで取り扱うデータに関する諸問題は、原則として基盤内での解決が指向されるべきであり、その意味では、既存の基盤外契約と独立した規律の適用が連携基盤の安定的な運用に資する。

4 基盤契約に関して想定される主な論点

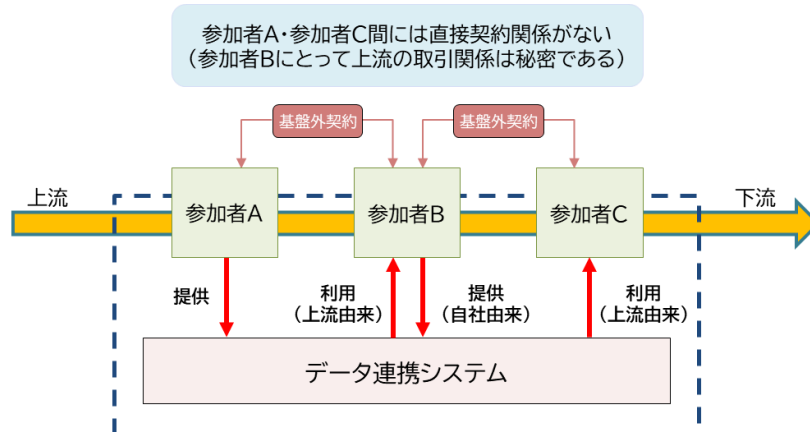
データに関する法的な問題は、あるデータを利用する者（取得者）を基点とする場合、論理的には、データ取得者によるそのデータの取得、データ取得者内部のそのデータの取扱い（データ利用及び管理を含む。）及びデータ取得者以外の者（第三者へ）のそのデータの提供の問題に分類できる。そのため、連携基盤（運営事業者）を基点とすれば、①連携基盤へのデータ提供、②基盤契約の当事者間のデータ取扱い、③（基盤外の）第三者への連携データ提供が、契約上、検討すべき問題が生じる場面として想定される。そのそれぞれに各種の問題は想定し得るが、ここでは、連携基盤組成の際、特に十分な検討が望ましい各問題を概説する。また、本解説の理解に資するべく、適宜想定する仮想事例を示しているものの、いかなる解決が適切であるかは実運用によるところがあるため、本解説では事例を示すに留めている。

なお、基盤契約の内容を検討する際には、連携基盤で想定される処理の全てを契約で規律する必要はないとの視点が重要である。むしろ、基盤契約において適用ルール全てを網羅することは現実的ではなく、詳細な規律を設けるとかえって事後的な調整が困難となるおそれがある。運営事業者への一定の裁量の付与に問題がない事項あるいは合意事項の枠内の詳細なルールは、連携システムレベルで実装する前提で、基盤契約は概括的記載にあえて留める等の対応が適切な場合もある。

(1) 連携基盤へのデータ提供（データの信頼性）

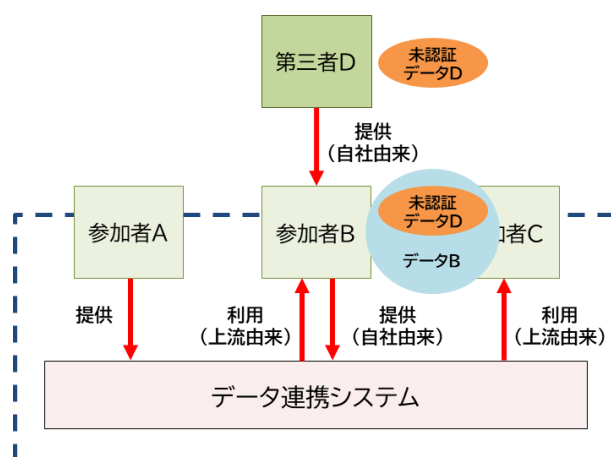
【仮想事例 1】

参加者 C が、連携基盤を介して提供を受けたデータを用いて、製品の安全性に関する評価を行い、これを外部機関に提出したところ、当該データが外部機関の評価基準に適合しないことが判明し、その結果、参加者 C の製品出荷が滞り、逸失利益が生じた事例。参加者 C は参加者 B との間に直接的な取引関係を有しているものの、参加者 B にとって、上流の取引関係の存在自体が秘密情報にあたり、参加者 C は、上流のデータ提供者（参加者 A）の存在を容易に把握できない。



【仮想事例 2】

参加者 B が、連携基盤に参加していない取引先（第三者 D）から提供を受けたデータ D を含むデータ B を連携基盤に提供する事例。連携基盤に提供されるデータは外部認証機関による認証を受けるべきであるところ、データ D は認証を受けていない。



連携基盤の使用に関して想定されるインセンティブの要素（より正確にはコスト低減の要素）として、連携基盤で取り扱われる連携データにこれを利用するに足る

トラスト（信頼性）があることが挙げられる。信頼性の具備は、法的には、データの保証及びその違反に対する責任の問題として先鋭化し得る。しかし、連携基盤の設計上より重要なのは、個々の参加者の救済ではなく（これ自体が重要であることは否定しないものの）、連携基盤全体として、いかにして連携データの信頼性を担保するか、すなわちデータを信頼して利用できる環境を整えるのかとの視点である。換言すれば、個別の責任論はその設計思想実現の視点からの議論が重要であって、この視点を欠いた責任論は、ややもすれば、議論のための議論あるいは剥き出しの利益衡量に帰着することは十分に意識されるべきである。

ア 「信頼性」

「信頼性」の内容には多様なものが含まれ得るが、本解説は、主なものとして、①実体的な信頼性（便宜上「**正確性**」という。）と、②手続的な信頼性（便宜上「**手続信頼性**」という。）を想定する⁵⁸。

①「**正確性**」は、データが一定の許容範囲に収まる程度の正しさを兼ね備えている状況を意味する。正確性は、真値や事実を基準として、それとの差異の小ささ（いわゆる誤差の許容範囲）を表す概念である。データの性質によっては真値や事実が確立し難いものもあり、また誤差の許容範囲について定立し難いものもある。そのような真値や事実あるいは誤差の許容範囲等の正確性の判断基準が定立されないデータにおいては、正確性の担保を求めても、その具合的意味内容は不明であり、実質的には機能しないおそれ、あるいは、少なくともその適用を巡り紛争が生じるおそれがある。

②「**手続信頼性**」は、データの性質そのものではなく、データが一定の手続や手順に従い取り扱われていると第三者が評価しているとの事実をもって、そのデータを信頼できると評価する概念である。特に、正確性の判断基準が定立されないデータについては、手続信頼性に依らざるを得ない場合も想定される。いかなる手続や手順が適切かは関係者の合意により定めるべきであるが、例えば、対象となるデータが所定の認証機関による認証（取扱手続に関する適合性評価）を受けていることをもって、そのデータの信頼性が担保されていると評価する方法も考えられる。

【コラム】正確性と手続信頼性の違い

本解説では、前述のとおり、信頼性の内容を正確性と手続信頼性に区分したものの、手続信頼性を、データが一定の手続や手順に従い取り扱われていることを基礎にする概

⁵⁸ 本解説では「正確性（実体的な信頼性）」及び「手続信頼性（手続的な信頼性）」を併せて「信頼性」として整理しているが、これらはいずれも「正確性」の要素であるとも整理し得る。いずれも定義の問題ではあり、本解説の呼称もあくまでも便宜的なものにすぎない点は留意されたい。

念と整理する場合、そのような手続や手順の粒度の解釈次第では（例えば、その手続や手順をデータの発生時の観測手法レベルまで突き詰めるような場合）、正確性と手続信頼性が果たして峻別し得るのかは議論の余地がある。

もっとも、手続信頼性の要諦は、連携データが一定の手続や手順に従い取り扱われていることそのものにあるのではなく、これらの履践について、データ提供者以外の第三者による確認プロセスを介していることにある点は留意が必要である。換言すれば、手続信頼性の確保に必要な手続や手順の粒度は、いかなる手続や手順を踏まえれば、連携データの利用用途等に照らして、その評価者が、その連携データが信頼できると判断できるか次第のところがある。

イ データの保証

(ア) 保証内容

連携基盤に提供される、ひいては取り扱われる連携データにいかなる信頼性を求めるかは、契約技術上は、連携データに対する保証（表明保証）、すなわち契約当事者による一定の事実の真実性の表明の内容に反映されるのが一般的である⁵⁹。

いかなる内容の保証（表明保証）を求めるかは、連携基盤でやりとりされる連携データの性質や、基盤内外の関係者の関係性、取引や業界慣行、法規制あるいは関連するシステムの設計等にも左右される。

例えば、正確性は、適用される法規制上、連携基盤で取り扱うデータについて一定の正確性が求められるならば、連携データにその限度での正確性の保証を求めても、データ提供者が受け入れやすい場合も想定される。また、連携基盤の枠外で、製品等に付随して提供されるデータに一定の正確性が求められるならば、基盤上も同程度の正確性の要求が合理的とも評価し得る。

他方、連携データの性質上、正確性が必ずしも求められない場合、手続信頼性が担保されれば足りる場合もあり得る。例えば、第5・2で詳述するとおり、EU 電池規則上、EV 用電池等の CFP 関連情報には、EU 適合宣言等の対応が求められているものの、それ以上に一定の基準に従った正確性の担保等が求められていないことを踏まえ、本ユースケースでは、外部認証機関による認証を得ているとの手続信頼性をもって、その保証の内容としている。

以上のとおり、データの保証に関する議論は、連携基盤単体で完結せず、連携基盤内外の関係者間の十分な議論を経て、その内容を検討する必要がある。

⁵⁹ ただし、手続信頼性に関しては、例えば、外部認証機関による認証を得ている場合等、求められている手続に第三者が介在する場合、データ提供者による表明保証を求めるよりも、その第三者による証明書等の交付を求めることが現実的であるから、表明保証を求める実益が限定的である場面も想定される。もっとも、便宜上、以下は表明保証により信頼性を担保することを前提に論じる。

(4) 保証違反の責任

連携データに関する一定の保証を求める場合（いわゆる「表明保証」）、その保証に違反した際に、運営事業者や参加者が、データ提供者に対し、いかなる責任を追及し得るかが問題になり得る。

表明保証を債務と捉えるか否かも含めその性質に関する議論はあり得るが⁶⁰、契約技術上は、債務不履行があった場合よりも幅広く契約違反があった場合に、運営事業者が、データ提供者に対し、何らかの責任追及をできる建て付けとしておけば、表明保証の法的性質論が実質的に問題となる場面は限定的である。

表明保証違反があった場合にデータ提供者が負う責任としては、基盤の使用停止、契約解除、損害賠償請求等が考え得るが、特に補償責任の可否及び設ける場合の範囲が重要である。補償責任の法的な性質にも議論があり得るが、一般的には、故意又は過失を要件としない等、損害賠償義務とは区別された約定の金銭支払義務を中核的な内容の1つとして構成される。この場合、補償責任が生じる要件は、強行法規に反しない限り、もっぱら当事者間の合意で定まり、それが故に契約違反にとらわれない多様な責任の設計が可能となる。間接契約型のスキームの下では、データ提供者の補償責任は運営事業者に対する責任に留まるが、データ基盤の他の参加者が被り得る損害を考慮の上で、補償金額や内容を定める等の調整も考えられる。ただし、補償責任の内容として金銭の支払いを定める場合には、運営事業者による参加者に対する支払あるいは分配義務を同時に定める等の対応が必要になるため留意が必要である。

また、補償内容は、データ提供者と運営事業者の関係に留まらず、連携基盤利用のインセンティブを左右し得る以上、潜在的な参加者が受容可能な内容とする必要がある。その内容を決定する際には、連携基盤のみならずその背景にある契約関係等も踏まえた総合的な考慮及び利害調整が必要となるため十分に留意すべきである。

【コラム】契約締結時に予測困難なリスクへの対応

連携データが複数の利用者により連鎖的に利用される状況において、下流のデータ利用者が連携データの利活用から何らかの損害を被る場合、連鎖的な関係にあるデータ提供者及びデータ利用者が当該損害を補填することの可否及び適否の問題が想定される。このようなリスク分配は、基盤契約あるいは基盤外契約⁶¹の締結時において、保証あるいは補償条項等の形式で合意されるのが本則であるが、他方で連鎖的な関係が長大にな

⁶⁰ 表明保証に関する法的論点を概説するものとして、青山大樹「英米方契約の日本法的解釈に関する覚書（下）」NBL895号（2008年）73頁

⁶¹ 基盤契約に関連するリスクであれば基盤契約において利害調整を図ることが適切である一方、基盤外契約に関連するリスクであれば、基盤外契約において利害調整を図ることが適切である。

る場合には、連携データの利活用により生じる各種リスクを事前に適切に予測できないことがあり、リスクの事前調整は難しい側面がある。このような事前調整が必ずしも容易でない場合に、事後的なリスク分配を可能とする適切なメカニズムの要否及び適否の検討が必要になり得る。

ウ データの更新

連携基盤が一定期間データを保持するならば、連携データの内容等が経時的に変わり得る場合、特に適用される法規制上連携データの内容等を一定期間ごとに最新に保つことが求められる場合、対象となる連携データを誰が、どの範囲で更新するのかが問題になり得る。データの保証（表明保証）を、連携データが連携基盤に提供される際の信頼性を問うものと整理するならば、データの更新は、一度確立された連携データの信頼性の維持の問題とも位置づけられる。

連携データが現に連携基盤で利用されている場合、データの更新に関する議論は、①データ提供者によるデータ更新義務の有無及び内容（頻度を含む）、②データ更新がされた際の利用者への連絡の方法等の論点を含む。もっとも、②更新の連絡は、連携システム上連絡を自動的に行う機能が実装されているならば、連携基盤の提供機能の内容に集約される。そのため、契約上は、①更新義務がデータ更新の中核的な問題として整理される。

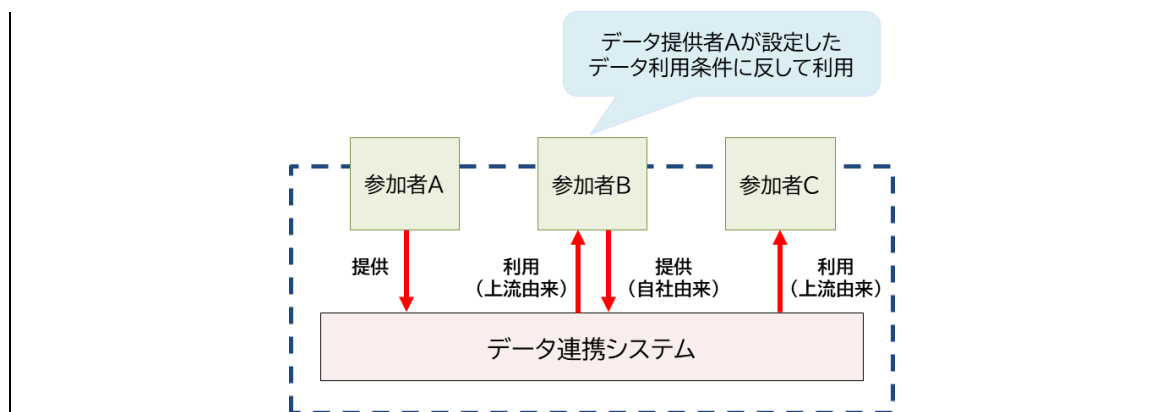
データ提供者に①更新義務を課するのが適切であるかは、保証と同様に、連携基盤でやりとりされるデータの性質や、連携基盤内外の関係者の関係性、取引や業界慣行、法規制あるいは関連するシステムの設計等にも左右される。例えば、データの継続的な更新が取引又は業界慣行や法規制上求められているならば、更新義務にも一定の合理性がある。他方、その義務が一般的に認められていない状況においてデータ提供者に更新義務を課すならば、一定のインセンティブの付与が必要となる場合も考えられる。

(2) 基盤内のデータ取扱い

ア 連携データの利用のコントロールの要否

【仮想事例 3】

参加者 B が、連携基盤から入手した参加者 A 提供の連携データをその利用条件に反して、自社製品の改善等の目的で利用した事例。



間接契約型のスキームの下では、データ提供者とデータ利用者との間には直接契約関係がない。そのため、連携基盤内のデータ利用に関する管理は運営事業者を介して実現するが、この際、データ提供者に連携基盤内のデータ利用に対するコントロールをどの程度付与するかは連携基盤の在り方を左右する重要な決定事項である。その考慮要素としては様々なものが想定されるが、重要な要素として、データ提供者の連携基盤に対する参加インセンティブとの関係をどのように整理するかの問題がある（前述第3・3・(2)参照）。

一般論としては、データ提供者を含む関係者が、法規制の存在等により事実上参加を強制される連携基盤では、データ提供者の参加インセンティブを考慮する必要性は減退する。この場合には、連携基盤内のデータの取扱いも、法規制を含む強制力を前提にその内容が定まることが少なくなく、データ提供者によるコントロールを可能とする実益がさほどない場合も想定される。

他方、データ提供者の参加が任意である連携基盤では、データ提供者が有するデータが、競争法等の適用法令において許容される範囲において、事実上独占又は寡占されている等、他者が容易にアクセス可能でない場合には、データ提供者によるデータ提供は、その独占又は寡占状態によりデータ提供者が享受する利益を一部毀損し得る。そのリスクを踏まえてもデータ提供者が連携基盤に参加する場合、連携基盤から何らかのベネフィット（便益）を得られるとのインセンティブが最も重要な考慮要素になる。加えて、データ提供によりデータ提供者の想定以上にデータの価値を棄損させる事態を回避することが、データ提供者の参加インセンティブを必要以上に減退させないために重要である。この観点からは、特に保護すべきデータの管理に関する連携システム上の機能が最も重要ではあるが、その技術的対応が困難な事態な場合はもとより、その困難性がない場合であっても、基盤契約上のデータ提供者によるデータ利用のコントロール可能性が認

められることが、データ提供者による参加を促す場合も想定される⁶²。

【コラム】連鎖的な法的関係への対応

サプライチェーンのように基盤外契約に基づいて⁶³複数のデータ利用者が連鎖的な法的関係⁶⁴を有する場合、このような関係性を踏まえて、基盤契約における利害関係を調整する必要があるか否か、また、必要がある場合にはいかなる調整が適切であるかはデータ連携基盤の利活用における重要な検討課題である。想定される論点として、次のものが挙げられるものの、具体的なユースケースごとに議論が必要な論点は異なり得る。そのため、データ連携基盤の具体的な設計と合わせて検討をすることが求められる。

例えば、連携データの中には、複数のデータ利用者による過去の取扱いの経緯等（例えば取引記録）の経時的な要素を含むものがあり得る⁶⁵。このようなデータは、内容の真実性や不変性（改ざん困難性）等の確保が求められる場合が想定され、いかにしてこれを担保するかが課題となり得る。改ざん対策等を講じた技術的な対応が重要とはなり得るものの、基盤契約においてもデータ提供者又はデータ利用者によるコントロールを一定程度制限することの要否が問題になる可能性がある。また、このような経時的な要素を含むデータは、それ自体が主観的⁶⁶又は客観的に機微性がある場合（保護すべきデータに当たる場合）があり、当該データそのものの秘密管理やあるいはこれを元データとする派生データの復元困難性の確保等（あるいは困難性が確保出来ない場合の利害調整）等も必要となり得る。

イ データ利用条件

データ提供者による連携データの利用条件のコントロール（データ提供権限）を連携基盤上実現するための手段として、本解説では連携システム、そして契約

⁶² ただし、公正取引委員会 競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会 報告書」（平成 29 年 6 月 6 日）<https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/170606data01.pdf> 45 頁では「特定の企業が、ある市場において、市場支配力を有しており、当該市場における事業活動を通じて収集するデータが、当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし、かつ、代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合（中略）他者によるデータへのアクセスについて、合理的な理由なく制限を設けることは、（中略）、独占禁止法上問題となり得ると考えられる」と指摘されている。

⁶³ 注 57) で述べたとおり、サプライチェーンのような連鎖的な関係は基盤外契約により生じる。

⁶⁴ 「連鎖性」という場合、主として、データ利用者間の関係あるいはデータ利用の順序関係性を想定している。

⁶⁵ 論理必然ではないものの連鎖的な法的関係がある場合、そのような関係がない場合と比較して、このような性質のデータが取り扱われる場合はより多いと思われる。

⁶⁶ 注 55) で述べたとおり、主観的な要保護性のみが認められるデータ（より典型的には対象となるデータが法的に保護されないデータである場合）については、連携基盤においてこれを保護する必要性があるかは十分な検討が必要である。特に関係者間で当該データの法的な性質あるいはその前提となる法的な理解が不十分である場合には当該データが保護されるべきであるとの価値観のみが先行し、なぜ、そのデータが連携基盤上保護されるべきであるかについて十分な議論が困難な場合も想定され、専門家等も交えた丁寧な対話が必要になり得る。

上、「**データ利用条件**」が機能することを所与の前提としており、データ利用者は、データ利用条件に従って連携データを利用することが求められる。データ利用条件による規律の主たる考慮事項としては、基盤内での利用を前提にする場合、①主体（規律の対象となる者）、②客体（規律の対象となるデータ）、③内容の3つが考えられる。また、例外的な場合として、④データ提供者が連携基盤を脱退⁶⁷する場合の取扱いとは別途考慮が必要である。

(7) 主体（規律の対象となる者）

データ利用条件の主な対象主体としては、(a)運営事業者と(b)データ利用者が考えられる。間接契約型のスキームでは、(a)運営事業者によるデータ利用条件は、運営事業者がデータ提供者に対して直接負う義務の内容を構成するのに対し、(b)データ利用者によるデータ利用条件は、運営事業者を介して実現すべき間接的な義務の内容を構成する。もっとも、運営事業者によるデータ利用は、多くの場合、連携基盤の機能の提供に必要な限度に留まるため、データの種別に左右されない統一的な利用条件の設定で足りる一方、データ利用者によるデータ利用には、データ提供者が連携データごとに細やかなコントロールを設定する必要がある場合も考えられる。この場合には、あえて、運営事業者によるデータ利用可能範囲を「データ利用条件」として銘打って契約上表示する必要は一般的にはなく、データ利用者の利用条件のみを「データ利用条件」として整理すれば足りる⁶⁸。

なお、連携基盤上の連携データを、データ利用者ではない第三者に対し提供する必要がある場合、これを受領した第三者による利用を何らかの形で制限する必要があるかは検討が必要である。何らかの制限が必要な場合、このような第三者は基盤契約の当事者ではないため、データ利用条件による規律ではなく、連携基盤の形態や運用を踏まえて個別に対応する等の処理が考えられる（第6・6・(4)・アを参照）。

(4) 客体（規律の対象となるデータ）

②データ利用条件の規律の対象となるデータとしては、連携システム上取り扱われるデータが考えられ、その具体的な規律の粒度としては、(a)連携データごとにコントロールを可能とする方法や、(b)連携データを一定のクラスに区分し、クラス単位でコントロールを可能とする方法（そのクラスの分け方としては、第2で言及した協調領域と競争領域の区分もあり得る）又は、(c)連携基

⁶⁷ 比喩として「脱退」との表現を用いているがより正確には関連する基盤契約が終了した場合を指す。

⁶⁸ 本モデル規約もこのような整理を採用している。

盤内の連携データに一括して利用条件を設定する方法等があり得る⁶⁹。

なお、データ利用条件の規律の対象となるデータの範囲を検討する際には、その対象を連携基盤に提供された連携データそのもので足りるとするのか、それとも、連携データに対して何らかの加工や処理を施した基盤由来のデータ（派生データ）までも含むのかの検討が必要である。システム内で利用される連携データはあえて派生データとして整理する必要性は乏しいため（後述（ウ）参照）、派生データの議論が生じるのは加工や処理がシステム外で実施される場合、すなわち、システム外利用の場合が主である。ただし、派生データは、その意味内容を適切に定義しなければ⁷⁰データ提供者のコントロールが及ぶ範囲が形式的には無限定に広がる可能性があり、連携基盤による統一的な連携データの利用に影響を及ぼすおそれや、加工や処理の結果、技術的又は法的にその元となった連携データ（元データ）と同一性を欠くと評価される場合にまでデータ提供者のコントロールを及ぼすことが実質的に正当化できるか等の考慮が必要である。

（ウ） 内容

③データ利用条件の内容としては、連携データを利用可能な目的⁷¹（より具体的にはその目的以外の利用禁止）、期間、地域、態様等が考えられる⁷²。ただし、現実には、連携基盤上の連携データの利用は連携システムによる制限も受けるため、データ提供者による無制限のコントロールは及ぼせず、運営事業者があらかじめ設定したオプションの中からデータ提供者が選択をする範囲でのみコントロールを認めることが適当な場合も少なくない。なお、第三者提供の可否をデータ利用条件に含める事も可能であるが、本解説では、運営事業者については、想定される利用から、第三者への連携データ提供行為を切り分けて、データ提供条件により規律していることと平仄を合わせて、データ利用条件の規律対象には、第三者への連携データ提供が含まれないと整理している。

このような利用条件の内容のうち、特に参加者による連携データのシステム外利用をどこまで許容するかは、データ利用条件設定の際の重要な考慮事項である。システム外利用を許容する場合には、運営事業者による管理が及ばない場合が想定されるからである。連携基盤内のデータの全てについて、ダウンロ

⁶⁹ ただし、これらの区分はあくまでも、データ提供条件/データ利用条件によるコントロール単位の区分であって、連携データそのものの区分ではない点には留意が必要である。注 95）も参照。

⁷⁰ 例えば、派生データそのものの定義を設ける、あるいは、派生データ創出のための加工に関する定義を設ける等が考えられる。

⁷¹ 連携基盤全体で連携データのデータ利用条件を統一的に規律する場合、連携基盤におけるデータ利用目的を統一的に定めることも考えられる。また、個別のデータ利用はデータ利用条件により規律しつつも、データ連携基盤がよる原則を提示するべく、連携基盤の目的を呈示することも一案である。

⁷² システム外利用の可否については以下述べるとおり留意が必要である。

ードを含む、システム外利用を禁止する場合、運営事業者の管理が及ばないデータは限定的である。技術上及び人的に適切な情報管理がなされているならば、情報漏洩の事実上のリスクは、システム外利用を認める場合と比較して、限定される。そのため、連携基盤のシステム外での自由利用が可能なスキームと比較して、機密性の高いデータが、連携基盤に提供されやすくなる側面がある。また、システム外利用を否定する場合には、連携データを用いて作られた派生データも、連携データとして取り扱えば足り、派生データの取扱いに関する問題を避けることができる点も利点である。

他方で、連携基盤の性質によっては、システム外利用を全くできない場合には、利便性が損なわれることも十分に考えられ、ひいては、連携基盤の組成自体が困難となってしまう場合も想定される。しかし、システム外利用を認めると、保護すべきデータの事実上の流出リスクは高くなる⁷³。また、連携データのみならず、それを用いて生成された派生データについて、その利用に何らかの制約を課すか否かの検討も必要になる。なお、システム外利用を認める場合であっても、更にそのデータの第三者提供を認めるかは慎重な検討を要する。その提供に制限を課さない場合には連携基盤を介する実質的な意味が没却される事態も想定し得るためである。

折衷的に、システム外利用を認めるデータと、認めないデータを分ける対応も考えられる。しかし、システム外利用が認められるデータには、前述の各検討が必要になるため留意が必要である。

【コラム】連鎖的加工と利用条件のコントロール

データが複数のデータ利用者により加工される場合、データ提供者及びこれらのデータ利用者間でデータ利用条件等の各種条件をどのように調整するかとの問題が生じ得る。例えば、データ提供者 A が提供した連携データを、データ利用者 B 及び C が順次加工するような場合（A→B→C の関係である。）、C が取り扱うデータについて、A 及

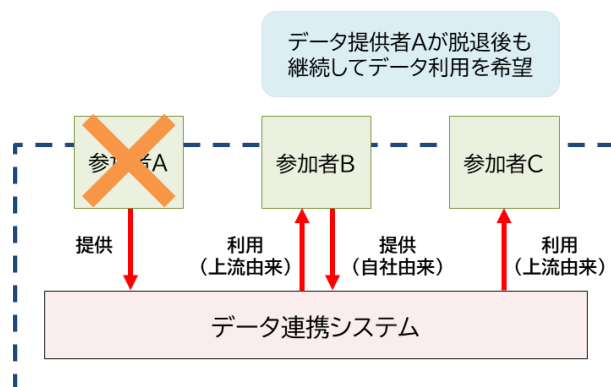
⁷³ システム外利用を許容する場合、その利用態様は連携システム上の制約を受けない。そのため、利用条件の設定に際しては、この点も踏まえて、いかなる利用が制約等されるかを検討することが重要である。なお、システム外利用がある場合には、データ利用者による適正なデータ利用を確保するべく、何らかの書類・情報提供義務又は現地調査の権限を定める監査条項を設けることは一案ではある。もっとも、このような監査権限を設ける場合には、①データ提供者による運営事業者の監査、②運営事業者による監査のそれぞれが想定されるが、①については多数のデータ提供者が運営事業者に対する監査権限を行使することを許容する場合、運営事業者による連携基盤の運営が阻害される可能性がある。他方で、①の監査を全く不要とする場合、②の監査権限を求めることが参加者間のバランス調整の在り方として適切であるかとの問題も生じ得る。この点、例えば、①についてはデータ提供者ではなく、より公的な機関による運営事業者の審査等による代替する方法も考えられるところであり、監査条項の採否も含め、いかにして適正なデータ利用を担保するかについては、連携基盤が置かれた具体的な状況も踏まえた慎重な検討が必要な課題の1つである。

び B がいかなるコントロールを及ぼしうるのかが問題になる場面が想定される⁷⁴。特に、データの取扱いに関与する当事者が多数に上る場合には、より先鋭化する事もあり得る。もっとも、この問題は連携基盤においてデータに対していかなる粒度でコントロールを及ぼし得るかとの連携基盤の機能的な制約とも密接に関連する。例えば、契約上は、複数の利害関係者によるコントロールが重層的な状態になる場合（したがって調整が必要な場合）であっても、連携データを取り扱うシステム上、複数のデータ利用者による重層的なデータコントロールが機能しないのであれば、議論の実益を欠く場合も想定される⁷⁵。

(エ) データ提供者の離脱

【仮想事例 4】

参加者 A が連携基盤の運営事業者との間の基盤契約を終了し、連携基盤から離脱したが、下流の事業者である参加者 B 及び C は、参加者 A が提供したデータを用いて調整等している既存製品の在庫との関係で引き続き参加者 A が提供した連携データを利用したいと考えている事例。



データ提供者が連携基盤を離脱する場合、すなわち、運営事業者との間の基盤契約を解除する場合、連携基盤内のデータを他の参加者が継続して利用可能とするかはあらかじめ検討が必要である。この際、データ利用者によるシステム外の連携データ利用が可能とされているならば、連携システム上の連携データ利用の可否及び範囲に加えて、連携基盤のシステム外で利用されている連携

⁷⁴ 本ユースケースでは、CFP 値が元データを再現困難である別データであると整理することによりこの問題は回避されている。ただし、元データが再現困難であるからといって、元データのデータ提供者のコントロールが及ばないとの価値判断が適切であるかは別途検討を要するだろう。

⁷⁵ 本ユースケースとの関連では、連携データがシステム内で利用される場合にはシステムによる規律が及ぶ一方（すなわち、データに対するコントロールの粒度はシステムによる制約を受ける）、システム外で利用される場合にはシステムによる規律は及ばない。この場合に、データ提供条件やデータ利用条件をいかにして具体化するかは別途検討が必要な課題である。

データの利用継続の可否及び範囲に関する検討が必要となる。

データ提供者としては、自らが参加を取りやめる以上、自らが提供した又はコントロールを及ぼすことができる連携データの以後の利用の停止を希望する可能性がある。他方で、連携基盤運営の観点からは、今まで利用可能であった連携データが突如として利用不可能となることの弊害も想定される。特に、データ提供者のデータを元に新たなデータが生成されている場合には、その取扱いをどうするか等、実施の可否及びコストを含めた各種検討が必要になる。仮に派生データが法規制による規制対象になり、その創出に関する記録を一定期間保全する必要がある場合には、データ提供者が離脱した後にも、連携データを継続して利用可能とさせなければ適用法違反のおそれが生じる。なお、データ提供者が一度提供したデータは、データ提供者が離脱後も一定の条件の下あるいは期間に限り利用可能とするのは、あり得る利益調整の一方法である。

ウ データ提供条件

連携基盤上、データ提供者が自らが提供する連携データを連携基盤内の誰に対し提供するか等をコントロールできる権限、すなわちデータ提供権限を実装する場合、これを契約上実現するための仕組みとして、データ提供者による設定が可能な「**データ提供条件**」の概念を設けた上で、運営事業者はデータ提供条件を充足する者に対してのみ、連携データを提供できる、とする規律があり得る。

連携基盤内の参加者に連携データの提供先が限られるならば、その限りにおいて、データ提供者にデータ提供条件の広汎な設定裁量を付与する建付けが合理的な場合も想定される。しかし、連携基盤の性質上、データ提供者が恣意的に一部の参加者に対する提供を拒む等の場合には、全体的なデータ利活用が阻害されるおそれがあるため、そのような広汎な設定裁量が許容し得るかは検討が必要である（例えば、競争法により、競合他社への提供の拒否が問題とされる場合⁷⁶も想定される）。また、データ利用条件と同様に、実際にいかなる範囲での指定が可能であるかは連携システムによる制約を受けることが想定されるため、いずれにせよデータ提供者による無限定の設定裁量が実装可能な場合は限定的と評価できる。

(3) 基盤外の第三者へのデータ提供

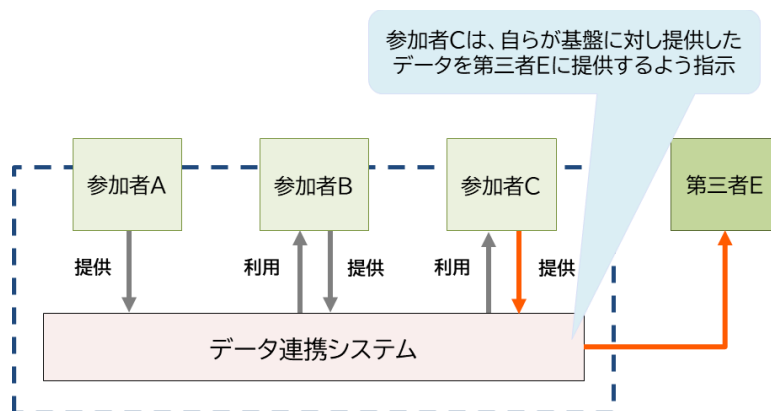
ア 運営事業者によるデータ提供

【仮想事例 5】

参加者 C が、連携基盤に参加していない外部の取引先（第三者 E）に対して、連携基

⁷⁶ 前掲注 62) に同じ。

盤から取得した連携データを利用して創出したデータを、運営基盤を介して提供した事例。



間接契約型の契約スキームの選択の要諦は、連携データの管理を含めた連携基盤におけるデータ取扱いへの運営事業者の介在にある⁷⁷。換言すれば、連携基盤上の連携データを参加者が自由に基盤外の第三者に対し提供できる場合、この運営事業者の権限は後退し、間接契約型を採用する趣旨は没却され、ひいては、連携基盤の利用が正当化できなくなる事態も想定される。したがって、連携基盤を十全に機能させるためには、運営事業者を介さない第三者へのデータ提供の禁止義務を設定することが基本的な設計方針となる。

もっとも、このような運営事業者を介したデータ提供は、データ提供条件によるデータ提供者のコントロールの下行われることになるが、基盤外の第三者による利用が何ら制限されない形でのデータ提供を許容することが適切かは別途検討されるべき重要な問題である。第三者への連携データ提供は、データ提供条件の枠組みの下では、データ提供者がこれを許容する場合にのみ可能であることに照らせば、そのような制限を課す要請がない場合も想定される。しかし、例えば、第三者に対し提供される連携データが連携基盤を介さなければ生成が難しい等の事情がある場合（例えば、データ提供者が連携基盤内の他のデータを参照等して生成したデータである場合）には、そのようなデータ提供をデータ提供者の一存で可能とすることの当否が問われる。

換言すれば、連携基盤を介する場合、データ提供者による連携データのコントロールを一定の範囲で制限する必要性があるのかは、連携基盤に対する信頼性確保の観点からも検討が必要である。連携基盤の性質上、基盤外の第三者による無制限の利用が望ましくないとのことであれば、データ提供者の意向にかかわらず、例えば、連携基盤との間で秘密保持契約を締結することを条件とする等の対応も

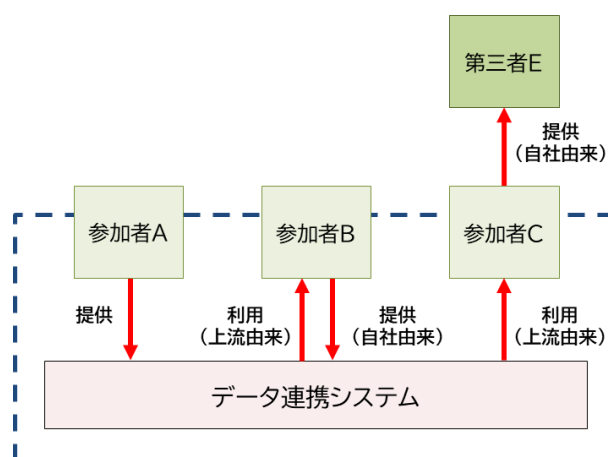
⁷⁷ データ提供者にデータ利用について一定のコントロール権限を与えるとしても、データ利用者との関係で権利行使可能であるのは運営事業者に留まる。

一案である。

イ データ利用者によるデータ提供

【仮想事例 6】

参加者 C が、連携基盤に参加していない外部の取引先（第三者 E）に対して、連携基盤から取得した連携データを利用して創出したデータを直接（運営基盤を介さずに）提供した事例。



前述のとおり、基盤外の第三者に対し、連携データを提供する場合、連携基盤を介させることが重要である。仮に運営事業者が全く関与しない第三者への連携データの提供を自由に許すと連携基盤を組成する趣旨が没却されるおそれや保護されるべきデータの十分な保護が図れなくなるおそれ等が生じる。そのため、データ利用者による第三者への連携データの提供は原則として許容するべきではない。

しかし、連携基盤の実装に際しては、適用法令上の規制等により、データ利用者が基盤外の第三者に対し、直接、連携データを提供することがやむなく必要な事態も想定される。この場合であっても、無限定な提供を許容する事は、連携基盤の維持の観点からは適当ではなく、例えば、データ提供者又は運営事業者が許諾した第三者のみに提供を許諾する等、一定の制約を設けることが重要である。

加えて、基盤外の第三者に対し、連携データを提供する際には、そのような提供をするデータ利用者に、第三者に対し自らが運営事業者に対して負うのと同様のデータ取扱義務を負わせることを条件にする等、データ利用者に適切な管理を求める対応も考えられる。もっとも、そのような取扱義務に違反する場合、運営事業者による義務違反の探知は現実には困難である。そのため、原則的には第三者提供それ自体の制限あるいは第三者の連携基盤への参加の打診等が、連携基盤への信頼を維持するとの観点からは望ましい。

第5 本ユースケースの解説

1 想定するユースケース

第3・2で前述したとおり、本解説では、先行ユースケースである蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤（以下「**本ユースケース**」という。）を想定し、そのモデル規約である本モデル規約及び別紙を検討・解説している。

具体的には、EU 電池規則⁷⁸で取り扱うこととなる電池の CFP について、各 CFP が所定の計算方法等にもとづいて計算されたものであることを可視化し、またその算出等に必要な情報をサプライチェーン上の各企業間で共用可能とするために、次の各機能を主要な機能として有する連携基盤の実装を想定するものである。

- ・ CFP 等のデータ連携に必要な機能の提供
- ・ 各企業に求められる適切なデータ提供を実施したこと（手続信頼性の保証等）に対する管理機能の実現

そこで、まず、EU 電池規則の概略を解説し、その後、本ユースケースにおいて実現される各機能をシステム面から解説する。

2 EU 電池規則

(1) 概要

EU では 2024 年 8 月 17 日、バッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定する EU 電池規則が施行された。EU 電池規則において、サプライチェーンのデータ流通が必要と想定されるものは次の各条項である（図 11）。

- ・ 第 7 条（EV 用電池、充電式産業用電池及び LMT 用電池の CFP）
- ・ 第 8 条（産業用電池、EV 用電池及び SLI 用電池におけるリサイクル材料の含有量）
- ・ 第 48 条（電池デューデシリジェンス方針）
- ・ 第 77 条（電池パスポート）

⁷⁸ [Regulation \(EU\) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation \(EU\) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC. \(Text with EEA relevance\)](#)

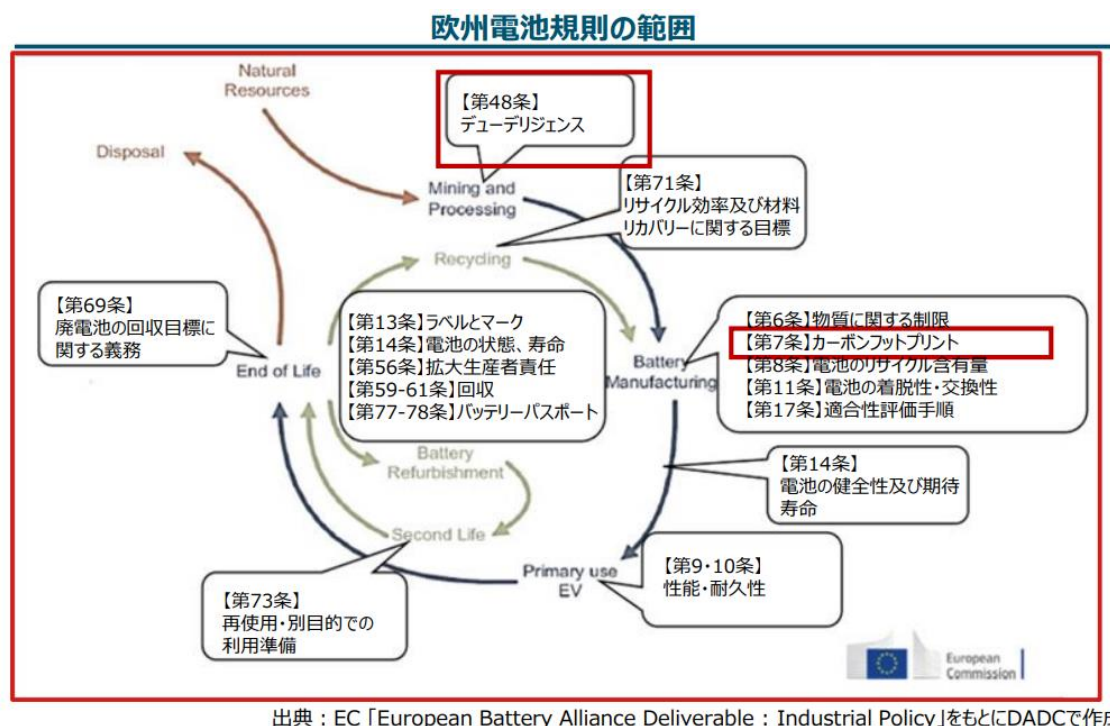


図 11 EU 電池規則における規制⁷⁹

このうち、直近の対応義務があるものとしては、第 7 条及び第 48 条の各義務がある（表 2）。将来的には、表 2 以外の各項や第 8 条、第 77 条等を満たすことも求められる予定であるが、ここでは詳細は割愛する。

表 2 EU 電池規則において直近に対応義務がある条項の概要

記載条項	概要
第 7 条第 1 段落（抜粋）	EV 用電池等⁸⁰については、電池モデルごと、製造工場ごとに、EU 委員会が採択した委任法に従い、少なくとも以下の情報を含む CFP 宣言を作成しなければならない。 (a) 製造事業者に関する管理情報 (b) 宣言が適用される電池のモデルに関する情報 (c) 電池製造施設の地理的な位置に関する情報 (d) 電池の二酸化炭素排出量。予想耐用年数にわたって電池が提供する総エネルギー 1kWh 当たりの二酸化炭素換算量の kg として計算される。 (e) EU 電池規則附属書 II の 4 項に規定するライフサイ

⁷⁹ “KIC InnoEnergy, “European Battery Alliance Deliverable：Industrial Policy” (31 December 2022) 15 頁を基に IPA DADC 作成（データ連携ガイドライン P12）

⁸⁰ 第 7 条で最初に対応する対象は、EV 用電池である（第 7 条第 1 段落第 2 副段落(a)）。

記載条項	概要
	クルステージごとに区別された電池の CFP (f) 電池の EU 適合宣言の識別番号 (g) (d) 及び (e) で言及された二酸化炭素排出量の値を裏付ける調査の公開バージョンにアクセスするための Web リンク
第 48 条	2025 年 8 月 18 日以降、電池を上市又は使用開始する経済事業者は、本条第 2 段落及び第 3 段落、並びに第 49 条、第 50 条及び第 52 条に定めるデューディリジェンス義務を履行しなければならない、そのために電池のデューディリジェンス方針を策定し、実施しなければならない⁸¹。 - 本条第 1 段落の経済事業者は、電池デューディリジェンス方針が第 49 条、第 50 条及び第 52 条に従って維持され、適用されていることを確保するために、第 51 条に従って届出機関による電池デューディリジェンス方針の検証（第三者検証）を受け、その届出機関による定期的な監査を受けなければならない。届出機関は、監査を受けた経済事業者に監査報告書を提供しなければならない。 - 本条第 1 段落に言及される経済事業者は、その電池デューディリジェンス方針に基づき製造された最後の電池が上市された後 10 年間、第 51 条に言及される検証報告書及び承認決定書並びに本条第 2 段落に言及される監査報告書を含む、第 49 条、第 50 条及び第 52 条に規定される義務の履行を証明する文書を保管しなければならない。 【略】 2025 年 2 月 18 日までに、欧州委員会は、附属書 10 の第 2 項で言及されるリスクに関して、特に附属書 10 の第 3 項及び第 4 項で言及される国際文書に沿って、第 49 条及び第 50 条に規定されているデューディリジェンス要件の適用に関するガイドラインを公表しなければならない。 【略】

⁸¹ この義務に事業者が対応するに際し、認証機関は適合評価結果に関する第三者検証報告書(適合証明書)を事業者に対して提出する。事業者はこれを使用して第 50 条（リスク管理義務）で求める義務に対応することができる（第 50 条第 3 項）。

このうち、本ユースケースにおける取扱いが想定されている EV 用電池については、表 2 に示した情報を含む CFP 宣言を作成しなければならない（第 7 条第 1 段落）。CFP の具体的な計算に必要な要素等は EU 電池規則附属書II（CFP）に示されており、CFP の算定及び検証の方法については欧州委員会の製品環境フットプリント（PEF）手法の最新版及び関連する製品環境フットプリントカテゴリ規定（PEFCR）に準拠することとされている（附属書II1.）。

(2) EU 適合宣言（EU declaration of conformity）

第 7 条第 1 段落の CFP 宣言関連の義務を履行するために、EV 用電池については、委任法令若しくは実施法令の発効 12 か月後以降、あらかじめ EU 適合宣言を行う必要がある（第 7 条第 1 段落(f)）。

EU 適合宣言を行うには、第 7 条を含む各要件の遵守が証明されていることを記載する必要がある、本規則の定める要件に適合していることに製造者が責任を負うことを意味する（第 18 条）。

(3) 適合性評価（Conformity assessment procedures）

EU 電池規則では適合性評価手続について規定しており、CFP 及びデューディリジェンス関連の適合性評価については届出機関による適合評価が必要とされる（第 17 条第 2 段落及び第 48 条第 2 段落）。

デューディリジェンス関連の適合性評価については 2025 年 8 月 18 日以降（第 48 条第 1 段落）、また CFP 関連の適合性評価については委任法令若しくは実施法令の発効 12 か月後若しくは欧州委員会が届出機関のリスト（第 30 条第 2 段落）を最初に公表してから 12 か月後のいずれか遅い方以降に、それぞれ必要となる（第 96 条第 2 段落(b)）。

(4) 違反の際の罰則

各国の市場監視当局は、電池が第 7 条等の EU 電池規則における要求事項を満たしていない場合、事業者に対して是正措置を講じることや、市場からの撤退、電池のリコール等を求めなければならないとされている（第 79 条第 1 段落）。是正措置が求められ、かつ合理的な期間内に十分な是正措置を行わなかった場合には、市場監視当局は電池の利用禁止・制限措置や市場からの撤退命令、リコール等の暫定措置を講じるとする（第 79 条第 4 段落）。この暫定措置に対して、加盟国又は欧州委員会から 3 ヶ月間、異議が呈されない場合には、正当な措置として確定する（同条第 7 段落）。

なお、デューディリジェンス義務（第 48 条等）の不遵守があった場合、各国当

局が事業者に対して不遵守の是正を求め（第 84 条第 1 段落）、適切に是正がなされない場合には、電池の利用禁止・制限措置や市場からの撤退命令、リコール等の暫定措置を講じることとされる（同条第 2 段落）。

3 本ユースケースにおいて想定される連携基盤

第 5・2 で前述したとおり、EU において上市又は使用開始する電池は、CFP や DD をはじめ EU 電池規則に定める要件に適合している必要があり、不適合と判断された場合には市場からの撤退のおそれがある等、事業に与える影響は大きい。そこで、本ユースケースでは、特に EU 電池規則において直近で求められる対応を、蓄電池のサプライチェーンに関係する事業者間で効率的かつ適切に講じることが可能とするサービスの提供を想定している⁸²。具体的には、EU 電池規則が求める CFP に関する EU 電池規則上の各要件を遵守するべく、データ連携を行うことを目的とする。このような目的の下、本ユースケースでは、大きく次の 3 つのシステムを想定している（図 12、表 3）。

- ・ 蓄電池トレーサビリティ管理システム（蓄電池の製造において必要となる CFP データ等の管理を行い、データのトレーサビリティを実現するシステム）
- ・ データ流通システム（データ提供者からデータの提供を受け、データ利用者にデータ提供をするのに必要な機能を提供するシステム）
- ・ ユーザ認証システム（利用者の本人性の認証や、利用者が用いるアプリケーション等の事前登録状況を確認するシステム）

⁸² 本ユースケースを基に、具体的な原則や実装の内容を示すため、データ連携ガイドライン・前掲注 1) が策定されている。

本ユースケースの実装範囲

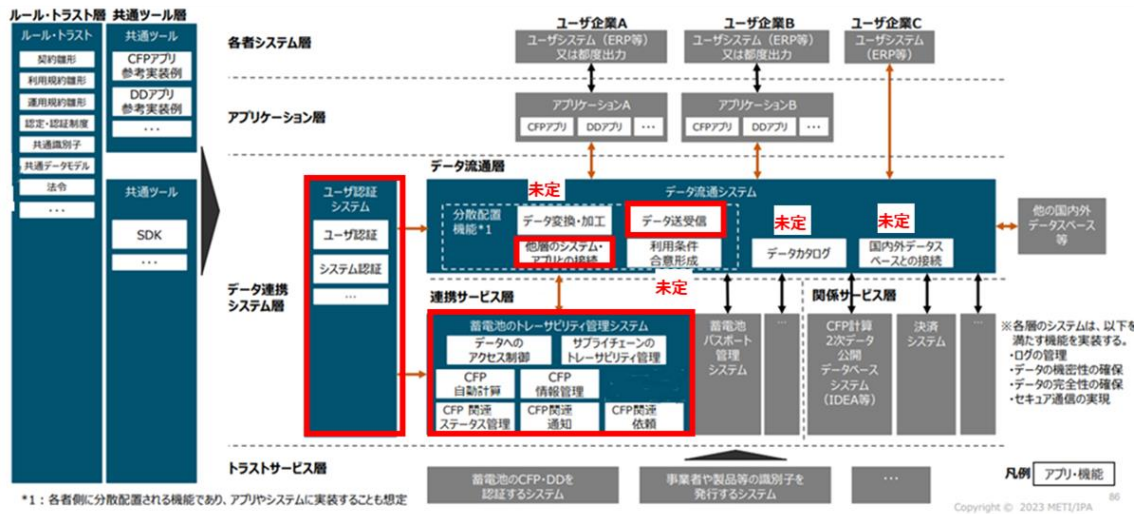


図 12 本ユースケースで想定するサービスを実現するシステム

表 3 本ユースケースで提供されるサービスの機能概要

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

前記の各サービスを通じて、本ユースケースで想定するデータ連携基盤におけるデータ提供者とデータ利用者との間での連携データの流れを示すものが図 13 であり、また、同連携基盤で取り扱うデータの一覧は表 4 のとおりである。

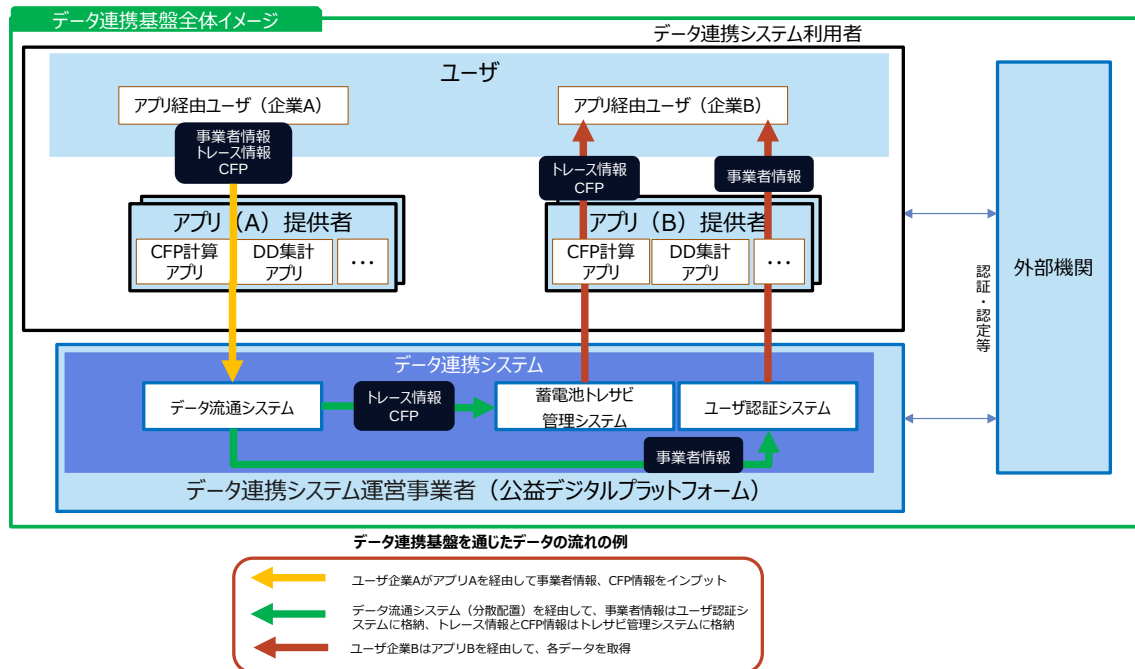


図 13 データ連携基盤を通じたデータの流れ

表 4 本ユースケースで取り扱うデータ一覧

#	データ名	データ項目	当局提出	規制対応に必要な開示範囲*1
1	事業者情報	事業者識別子（内部）	－	非開示
		事業者名	○	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者所在地	○	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者識別子（グローバル）	－	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者識別子（ローカル）	－	直接取引先、認証機関、一般公開
2	事業所情報	事業所識別子（内部）	－	非開示
		事業所名	○	直接取引先、認証機関
		事業所所在地	○	直接取引先、認証機関
		事業所識別子（グローバル）	－	直接取引先、認証機関
		事業所識別子（ローカル）	－	直接取引先、認証機関
		[FK] 事業者識別子（内部）	－	非開示
3	部品情報	トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		部品項目*2	－	直接取引先、認証機関
		補助項目*2	－	直接取引先、認証機関
		活動量*3	－	直接取引先、認証機関
		活動量単位	－	直接取引先、認証機関
		終端フラグ、[FK]	－	直接取引先
		事業所識別子（内部）	－	非開示
		CFP計算エビデンスデータ(任意)	－	直接取引先、認証機関
4	部品構成情報	部品構成情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]親部品トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]構成部品トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]事業所識別子（内部）	－	非開示
5	取引関係情報	取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]納品先事業者識別子（内部）	－	非開示
		[FK]仕入先事業者識別子（内部）	－	非開示
		[FK]納品先トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]仕入先トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		取引日付	○	直接取引先、認証機関
6	CFP情報	CFP情報識別子	－	直接取引先
		CFP証明書	○	直接取引先、認証機関
		GHG量	○	直接取引先、認証機関
		GHG量単位	○	直接取引先、認証機関
		CFP種別*4	○	直接取引先、認証機関
		データ品質情報（DQR）	○	直接取引先、認証機関
		[FK]トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
7	DD情報	DD情報識別子	－	直接取引先
		DD証明書	○	直接取引先、認証機関
		DD方針準拠フラグ	－	直接取引先
		DDエビデンスデータ(任意)	－	直接取引先、認証機関
		[FK]事業者識別子（内部）	－	非開示
8	依頼・回答情報	依頼識別子	－	直接取引先
		依頼種別	－	直接取引先
		メッセージ	－	直接取引先
		[FK] 取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK] ステータス識別子	－	直接取引先
9	通知情報	通知識別子	－	直接取引先
		通知種別	－	直接取引先
		[FK] 取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
10	ステータス情報	ステータス識別子	－	直接取引先
		ステータス情報	－	直接取引先

サプライチェーンにおいては、以下の①から③の工程を繰り返すことで、上流の事業者（データ提供者）から下流の事業者（データ利用者）に対し、CFP 情報（表 4 記載のとおり、以下同じ。）が連携される⁸³。

- ① データ提供者は自社で開発し又は基盤外の事業者から提供を受けたアプリケーション⁸⁴を介して、CFP 情報⁸⁵をデータ連携システムに提供する。データ連携システムには、CFP 情報のほか、提供者の認証情報と、提供先等に関する情報が連携データとして、提供される。
- ② 運営事業者が管理するデータ連携システムは、蓄電池トレーサビリティ管理システムにより CFP の履歴を管理しながら、データ提供者によって、提供が許諾されたデータ利用者に対し、適切に連携データを提供する。
- ③ データ利用者は、データ連携システムを通じて取得した他社の CFP 情報を踏まえて、自社が提供する製品等の CFP を計算する。そして、CFP について、必要に応じて第三者機関による CFP 証明書の発行を受けた上で、データ連携システムに自社の CFP 情報を提供する。

また、本ユースケースでは、データ利用者が、必要に応じて、基盤外の公的機関等の第三者に対し、自らが算定した CFP 情報を提供する場合があり得ることも想定されている。

⁸³ EU 電池規則においては、例えば欧州委員会の [Rules for the calculation of the Carbon Footprint of Electric Vehicle Batteries \(CFB-EV\)](#) 6.1 項における 3 種類の認証オプションが想定され得るが、本モデル規約では単純化の観点から Option 2 を念頭に整理した。

⁸⁴ 各企業で共通で必要になる機能を行うアプリケーション群。CFP 計算アプリケーション（CFP アプリ）、等を指す。各企業が自ら開発するほか、第三者によるサービス等を利用するケース等が想定される。

⁸⁵ CFP 証明書には、データ利用者の機微情報が含まれるおそれがあるため、データ提供者から運営事業者に対し、提供するものの、他の参加者（データ利用者）への開示は想定されていない。

第6 本モデル規約の解説

1 本モデル規約の位置づけ

本解説が対象とする本モデル規約⁸⁶は、本ユースケースへの適用を前提としつつも、他の連携基盤における適用可能性を確保するべく、第4で解説した各論点も踏まえて、連携基盤として想定し得る基本的な規律内容を本文で定める一方、個別の事案（本解説の場合は本ユースケース）における調整が必要と想定される事項を、別紙で規律する構成としている。この構成の下、本文をそのまま利用しつつも、別紙で適切な調整をすることで、法的な対応コストを低減させつつも、各種の連携基盤を運用できるようにすることを企図している。

もっとも、この構成が採用されているのは、第4で解説した各論点に関する調整の在り方の一例を呈示することによる対応コストの低減を目的とするためであるから、本文の変更が全く許されないわけではない。特に、本文と別紙で採用する規律が大きく異なる場合には、これらを分けて定めることにより、規約の可読性が下がるおそれがあり、また、互いに整合しないルールが記載されることで、解釈上の疑義が生じるおそれもある。そのため、本モデル規約は、むしろ、別紙のみならず本文を含めて適切な調整をした上で利用されることが想定されている。

加えて、本文では「別紙に定める」と「別途定める」の2つの文言を使い分けている。前者は契約締結時に一定の特定が可能であり、また契約の締結の前提となる事項を意図する一方、後者は契約締結時に特定が難しい事項やシステムによる規律が適当な事項を想定している。もっとも「別紙に定める」と記載されている最低限の事項（いわば必要的記載事項）が別紙に記載されている限りは、それ以外のいかなる事項を別紙にどの程度含めるかは関係者間の協議によって定め得る。本モデル規約の別紙も、可読可能性を向上させる等の趣旨から、前述のような最低限の事項に加えて、一部追加的な記載をしている。

2 本モデル規約の前提

前述のとおり、本モデル規約は、本ユースケースに限られず、連携基盤に広く適用し得る規律の一例を示しているものの、本ユースケースを踏まえて、次の各前提の下、作成されている。

- ① データ連携基盤（本基盤）の参加者の間には、基盤契約以外の基盤外契約（取引契約等）が存在し、本基盤では、それらの参加者がデータ連携するために、運営事業者との間で本モデル規約に基づき基盤契約（本基盤契約）を締結する。
- ② 本基盤の参加者は、主として、自動車の蓄電池のサプライチェーンに関連する

⁸⁶ 第6の解説の具体的な対象は、「[データ連携基盤規約 Ver.1.0](#)」（2024年4月）である。

国内事業者を想定する。ただし、海外事業者の参加を排するものではない。

- ③ 本基盤で取り扱うデータ（本データ）は CFP 情報（CFP 証明書を含む。以下同じ。）を想定する。下流の事業者が創出する CFP の値は、上流の CFP 値に自己の CFP 値を一定の係数を用いて合算等することにより算定される。下流の CFP の値から、その元となった上流の事業者の CFP の値は技術的に再現困難である。
- ④ 本基盤では、データ流通とトレーサビリティ管理に関するサービス（機能）を主たるサービス（機能）として提供する。
- ⑤ 本データの信頼性は、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること等「手続信頼性」を内容とする。
- ⑥ 本基盤では、認証機関からの認証を得ていない CFP 情報は取り扱わない⁸⁷。
- ⑦ 個々の事業者が本基盤へデータを提供する際には、個々の事業者が開発したアプリケーションや、アプリケーション提供ベンダを通じて行うことが想定される⁸⁸。本基盤から脱退した参加者が提供した本データは、一定の範囲で脱退後も利用できることを想定する。
- ⑧ 本基盤から参加者でない基盤外の第三者へは、データ提供者がデータ提供条件で認めた場合にのみ、かつ、運営事業者を介してのみ実施される（その提供先は基盤介在受領者と呼んでいる）。ただし、適用法令上の規制遵守に必要な場合等、一定の場合には、例外的にデータ利用者による第三者への本データの提供を認めている。

以上を簡略に示したのが、図 14 である。

⁸⁷ 前掲注 83) も参照。

⁸⁸ アプリケーション提供ベンダと事業者（主にデータ提供者）との間の利用契約等の各契約は本モデル規約の枠外とする。このため、基盤運営事業者との関係で事業者が履践すべき義務について、アプリケーション提供ベンダに依存すべき部分がある場合、事業者の責任において適切に利用契約等をアプリケーション提供ベンダとの間で結ぶ必要がある。

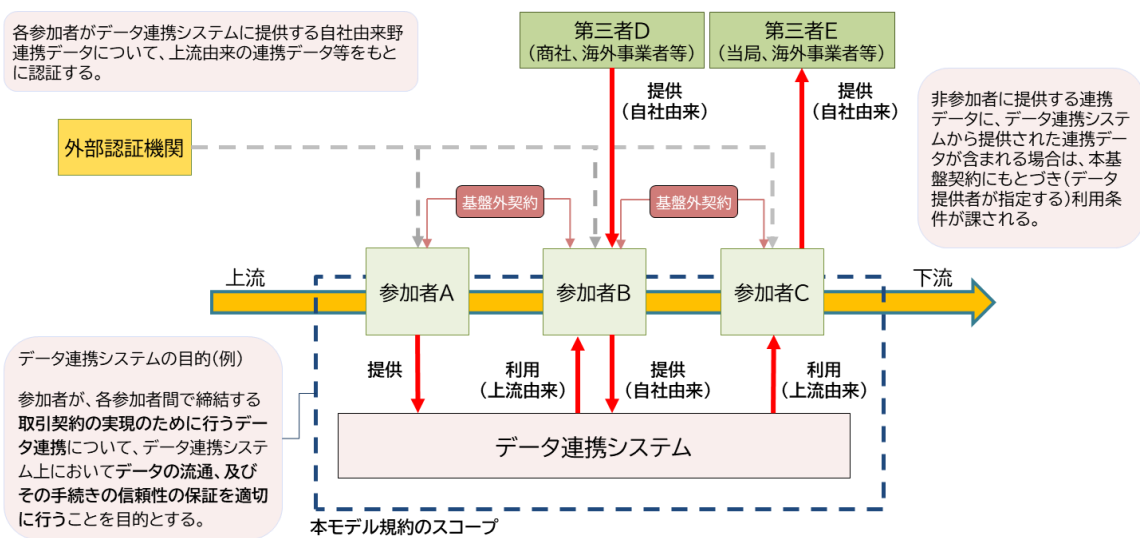


図 14 本モデル規約の前提簡略図

3 本モデル規約の概要

(1) 本モデル規約の全体像

本モデル規約の規律の全体像は以下の図 15 のとおりである。

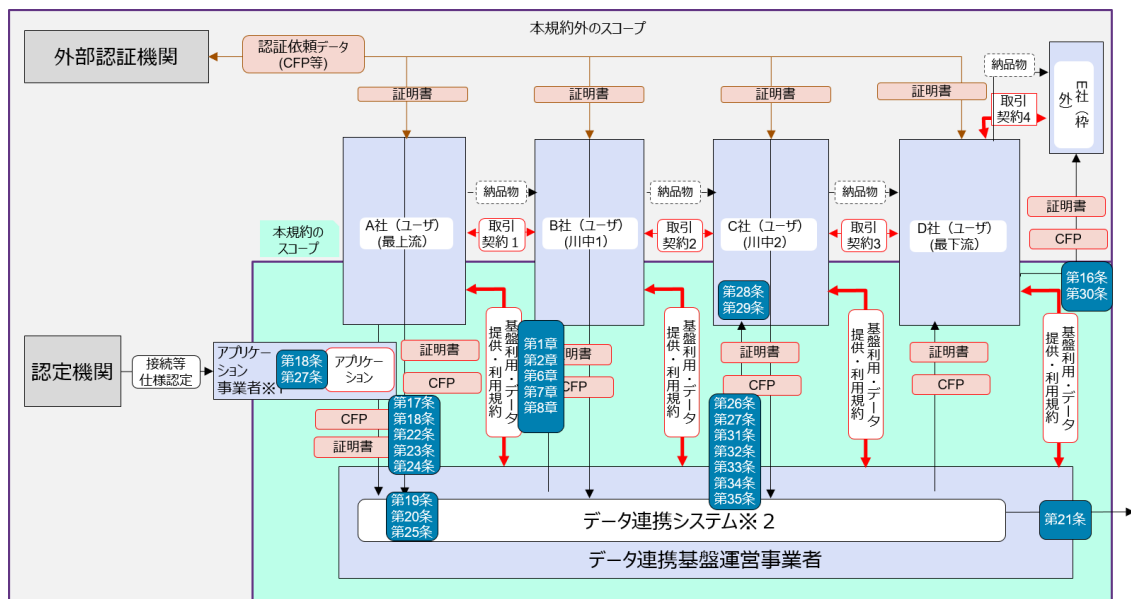


図 15 本モデル規約の全体像

(2) 本基盤におけるデータ取扱いの概要

本ユースケースにおいて、本基盤が取り扱うデータの概要は表 4 のとおりであり、一般公開が予定されるデータを除いては、データ提供者が提供を認めた他の参加者にのみ提供される。

本モデル規約では「本データ」（連携データを主として想定するものである⁸⁹。）の取扱いが特に重要であるため、その全体像を解説する⁹⁰。本モデル規約では、データ提供者が、本基盤上利用されるデータ（本データ）について、運営事業者による提供を「データ提供条件」により、また、利用者による利用を「データ利用条件」により、それぞれコントロールする規律を採用している。

データ提供者により本基盤に対し提供された本データは、全て運営事業者により管理されるものの、その全てがデータ利用者により利用できるものではなく、データ提供条件に従い、運営事業者による提供が認められた一部のデータのみが、データ利用者に対し、提供され、ひいては利用可能となる。つまり、本基盤が管理する本データの中には、データ提供条件に従い、①運営事業者に留め置かれるものと、②データ利用者にも提供されるものがそれぞれ観念される。このことを本ユースケースを前提に、図 16 を例に説明する。

図 16 では、データ提供者 A とデータ利用者はサプライチェーン上の上流事業者・下流事業者の関係にある一方、データ提供者 B とデータ利用者は同一のサプライチェーン上の事業者ではない⁹¹と仮定している。

そして、データ提供者 A 及び B が、運営事業者（本基盤）に対し、「事業者情報」「部品情報」「取引関係情報」「CFP 情報」の 4 項目のデータを提供する場合を想定する。データ提供者が提供する各項目のデータそれぞれが、本基盤契約の規律を受ける「本データ」である⁹²。比喩的には、データ提供者 A 及び B それぞれは、運営事業者に対し、それぞれ 4 個⁹³の「本データ」を提供することになる（データ提供者 A について青枠で囲まれた 4 個、データ提供者 B について紫枠で囲まれた 4 個）。

⁸⁹ ただし、前掲注 12) で述べたとおり、本モデル規約における「本データ」は、連携基盤の設計次第では連携データ以外のデータを含み得るより広い概念であるため、本解説では両者を区別している。

⁹⁰ ここでの説明は、本モデル規約におけるデータ取扱いの全体像を示すことを目的とするため、派生データに関する議論は割愛している。本データと派生データの取扱いは、後述第 6・6・(1)を参照されたい。

⁹¹ 極端な例ではあるが、あくまで説明のための便宜上のケースとして読み進められたい。

⁹² 後述するとおり、本基盤上「本データ」は、データ提供条件及びデータ利用条件を設定可能な単位でその該当性が判断される。

⁹³ 「個」等の表現は、本データがデータ提供条件及びデータ利用条件を設定可能な単位である観念できるとの整理を前提とするものであり、一般的・汎用的意味合いを持たない点は留意されたい。

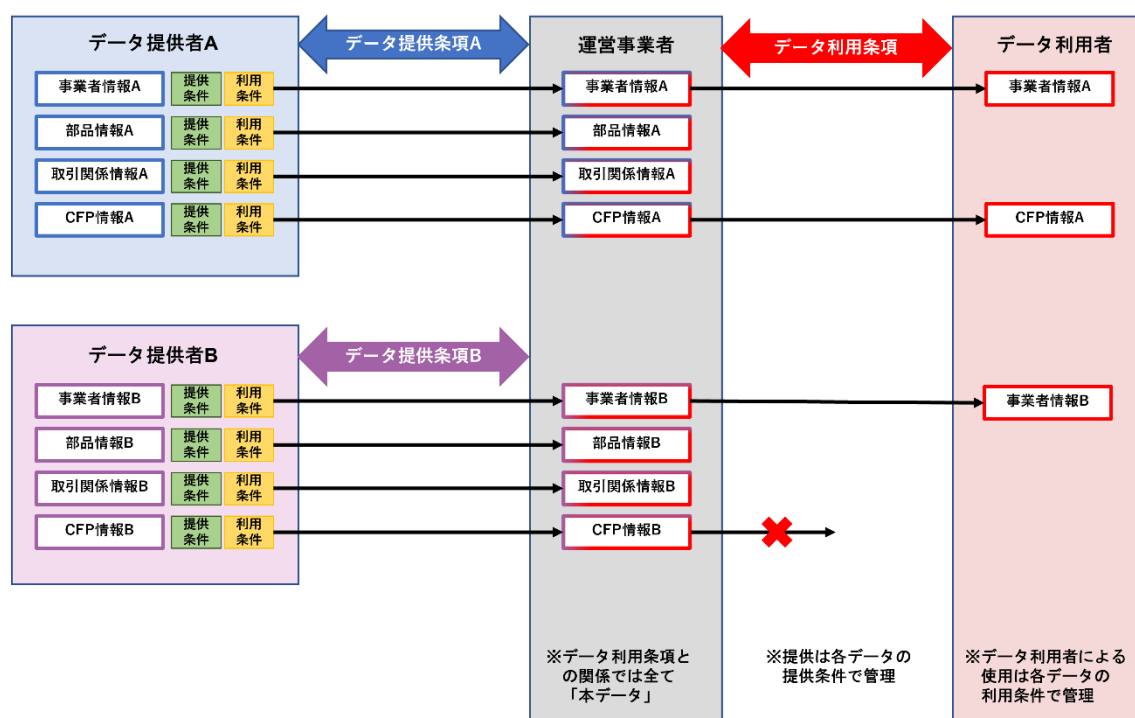


図 16 本データの取扱いの全体像

本モデル規約では、データ提供者 A が提供する 4 個の本データはデータ提供条項 A による規律、また、データ提供者 B が提供する 4 個の本データはデータ提供条項 B による規律をそれぞれ受ける。他方、データ利用者は、運営事業者が管理する本基盤のシステム上の全ての本データ（前記例では、青・赤枠又は紫・赤枠で囲まれた 8 個のデータ）を利用し得る地位に立つが、本基盤内の全てのデータを現実に利用できるわけではなく、あくまでも、各データ提供者の定めたデータ提供条件に従い、データ利用者が現実に提供を受けたデータ（前記例では赤枠で囲まれた 3 個のデータ）を、データ利用条件の範囲で利用できるにすぎない。

例えば「部品情報」や「取引関係情報」等は、この例ではデータ利用者への提供が想定されていない⁹⁴。他方、CFP 情報は、第 5 で解説したとおり、データ利用者による利用を想定して、運営事業者を介して提供される。もっとも、図 16 は一例であり、いずれのデータ利用者に対し、データ提供がされるのかは、データ提供条件次第である。本ユースケースの下では、CFP 情報は、上流及び下流事業者間の利活用が想定されている。そのため、データ提供者 A とデータ利用者との間ではこれら本データの提供がなされる一方、データ提供者 B とデータ利用者は同一サプライチェーンに属さないため、これら本データがデータ利用者に対し提供されることはない。

⁹⁴ データ提供条件との関係では、非開示の設定がされていることになる。なお、データ提供者が許容するならば、本基盤上、データ利用者への開示をすることは差し支えない。

このように本モデル規約は、本データ単位で、その提供及び利用をコントロールする連携基盤を想定して設計されており、それ以上の上位概念によりその取扱いを規律することは想定されていない。例えば、本データの中には、表 4 で示したとおり、一般公開が可能なものと、機微情報として本基盤のシステム外に提供できないものが混在しているが、本データを「一般公開情報」「機微情報」等のラベル付けをしてその取扱いを規律する運用は想定していない。このようなラベル付けの下、その取扱いを規律するのであれば、ラベルによる規律とデータ提供条件/使用条件に関する規律との間の関係を調整する必要が生じ得る。端的には、機微情報とラベル付けされた本データには、それに適切な提供条件・利用条件を設定する必要がある、設定を間違えればそもそも機微情報として成立しない。このような不整合を回避するため、本モデル規約は、契約上、データの性質を前もって規定するのではなく、システム上その利用条件を設定するとの設計思想で作成されている⁹⁵。

(3) 契約の建て付け

第 4・3・(2) で前述したとおり本解説では、間接契約型の契約方式の採用により連携基盤（本基盤）を規律するスキームを想定しており、本モデル規約についても同様である。この場合、理論上締結されるべき契約として、①データ提供者・運営事業者間の「**データ提供契約**」と、②運営事業者・データ利用者間の「**データ利用契約**」の 2 つが想定される。そのため、本基盤の利用に関する契約を締結する際には、データ提供契約と、データ利用契約をそれぞれ別個に作成し、それぞれを締結する対応も考えられる。

もっとも、データ提供契約とデータ利用契約の規律内容はデータに関する事項を除けばその大部分が共通する場合が少なくないことや、データ提供者が同時にデータ利用者となる場合がほとんどであると想定されること、そして、複数の契約を用いることにより、その維持調整のための実務上のコストは必ずしも小さくないこと等を踏まえて、形式的には本モデル規約のみを用いて、契約締結する建て付けとしつつ、データ提供契約と、データ利用契約それぞれに特有の条項は関係する当事者間でのみ適用される構成を採用した。この構成には、データ提供者及びデータ利用者以外の属性を有する者が本基盤に参加するとしても、その参加者に特有の条項を追加するだけで対応できる余地があるとの利点もある。

なお、本基盤の性質上、データ提供のみをする参加者は限定的と思われ⁹⁶、多く

⁹⁵ 第 4・4・(2)・イ・(4) で前述したとおり、データ提供条件と利用条件をどの粒度で設定するかは、実装によるため「一般公開情報」「機微情報」のレベルで設定できる運用とすれば、実質的には、データへのラベル付けによる処理と同様の結果は実現できる（データへのラベル付けではなく、条件レベルでのラベル付けである）。ここで重要なのは、データの取扱いに関するコントロールを規律する契約上又はシステム上の仕組みを一元化することである。

⁹⁶ 少なくとも本ユースケースでは想定されていない。

の場合には、データ利用契約が基礎的な契約となり、これに加えて、データ提供契約が重疊的に締結されることが想定される。

【コラム】本モデル規約の建て付け

本モデル規約では、その文言上は明示していないものの、データ提供条項を本基盤にデータ提供できる包括的な地位（あるいはこれを前提とした規律）を定めるもの、また、データ利用条項を本基盤上のデータの提供を受け、かつ利用できる包括的な地位（あるいはこれを前提とした規律）を定めるものとして整理している⁹⁷。

個別の本データ提供・利用に関する契約のみが本データ提供・利用の都度締結される場合には、その本データ提供・利用が終了した場合に本基盤に関する契約全体が終了することになり、その結果、データ提供・利用が終了する都度、本基盤契約を新たに締結する必要が生じ得る⁹⁸。この問題を回避するべく、データ提供条項・データ利用条項による契約のいずれも包括的なものとして構成した⁹⁹。

4 本基盤契約の締結・変更

(1) 本基盤契約の締結

第4条（契約の締結）

- 1 本基盤への参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、本基盤規約の内容に同意した上で、運営事業者が別途定める方法により、運営事業者に対し、本基盤契約の締結を申し込む。この場合には、申込者は、運営事業者に対し、運営事業者が別途定める情報を提供する。
- 2 前項の申込みを受けた場合には、運営事業者は、所定の審査を行った上で、申込者に対し、運営事業者が別途定める方法により、その申込みを承諾するか否かを、通知する。
- 3 申込者は、運営事業者に対し、次の第1号から第3号のいずれにも該当しないことを表明保証する。運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第1号から第3号のいずれかに該当するおそれがある場合には、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができる。

⁹⁷ 個別のデータ提供・利用に関して、更に個別的な契約の成立を観念することも可能であるが、実際の利用の際に適切に整理をすれば足りる問題であるから、本解説ではこれ以上立ち入らない。

⁹⁸ この問題は、データ提供条項とデータ利用条項のそれぞれが、本データの取扱いのみならず、これら取扱いに関する本基盤利用に関する契約関係を規律することに起因する。そのため、本データの取扱い以外の部分を基盤利用に関する条項として括り出す建付を採用する場合には、本文の整理による必要はない。

⁹⁹ データ提供者については、提供の都度必要な範囲でデータ提供に関する契約を成立させれば足りる側面はあるものの、提供と利用のそれぞれの側面で契約形態を異にする構成は、契約の理解を難しくする側面もあるため、提供及び利用のそれぞれについて包括的な契約を観念する構成を採用している。

- (1) 申込者から申告のあった事項の全部又は一部が事実と反し又は重要な事実について申告がないとき。
 - (2) 申込者が過去に本基盤の使用に関して、本基盤契約に違反した者であるとき。
 - (3) 申込者が反社会的勢力に該当する者であるとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、その申込者の本基盤への参加の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。
- 4 運営事業者が、第2項の規定に基づき第1項の申込みを承諾する旨の通知を申込者に対し発信した時をもって、運営事業者と申込者との間で本基盤契約が成立する。

本モデル規約は、契約自由の原則に基づき、運営事業者に対し、参加を希望する者と契約するか否か、すなわち本基盤の使用を認めるか否かの選択権を与えている（第4条第2項）。この原則に従えば、運営事業者は、その理由の如何を問わず、参加者と契約する義務はなく、また、そもそもその理由をあらかじめ関連する契約書や規約で明示しておくことも要請されない。

もっとも、本基盤やそこで取り扱われる本データの性質、特に本基盤が公益的観点から組成されるような場合には、運営事業者の選択権に一定の制約を課することが適当な場合がある。この観点から、本モデル規約では、①一般的に合理的と想定される契約不成立事由（第24条第3項第1号から第3号）を列挙するとともに、②より具体的な事情を考慮することが可能である反面、その判断には合理性が求められることを注意的に示すべく、「前各号に掲げる事由のほか、その申込者の本基盤への参加の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき」（同第4号）としている。ただし、本基盤契約を締結するか否かの判断に更なる透明性が求められる場合には、例えば詳細な参加可能条件等をあらかじめ公表した上で、これを満たす場合には、申込みを当然に承諾する等の仕組みを採用することも検討に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(2) 本基盤契約の変更

第44条（本基盤契約の変更）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随時、本基盤規約の全部又は一部を変更でき、参加者は、これら変更を本基盤契約の締結をもってあらかじめ承諾する。
 - (1) 本基盤の参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本基盤契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その

他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 運営事業者は、本基盤規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の●●ヶ月前までに、その変更の内容を、参加者を含む全ての本基盤の参加者に周知しなければならない。これを怠った場合には、前項に基づく本基盤規約の変更は、効力を有さない。

本モデル規約で想定する連携基盤は、特定型データ連携基盤、すなわち、参加者間には一定の基盤外の関係性がある連携基盤であるものの、運営事業者から見た場合には、不特定多数の参加者による使用が想定される。そのため、本モデル規約で想定されるデータ連携が、その内容の全部又は一部が画一的であることが、運営事業者と各参加者の双方にとって合理的なものであると評価される場合には、本モデル規約は、民法上の定型約款に該当し得る（民法第 548 条の 2）。定型約款規制の下では、運営事業者は、一定の場合に、本モデル規約を参加者との個別合意なく変更することができる（民法第 548 条の 4）。

もっとも、本モデル規約を基礎として作成される基盤契約が定型約款に該当するか否かは具体的事情によるところがある。そこで、解釈上の疑義を避けるべく、本モデル規約では、定型約款規制と同様の変更手続を約定の変更手続として明示しているが（第 44 条）、その具体的な解釈に際しては、定型約款に関する各種議論が参考になるものと解される。

なお、本モデル規約では、変更の利便性と参加者の保護の両方の観点を踏まえて定型約款類似の規律を採用しているが、連携基盤の性質に鑑みて、運営事業者の裁量をより制限することが適切な場合も想定される。このような場合には、本モデル規約とは異なる規律を採用することも一案である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

5 本基盤の運営

第 7 条（本基盤の運営及び機能）

- 1 運営事業者は、本基盤契約の有効期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本基盤を運営し、本基盤機能を提供する。なお、運営事業者のその義務は、本基盤機能の内容に応じて必要かつ適切な安全管理及び情報セキュリティ対策の履践を含むがこれらに限られない。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法により、参加者に対し、その提供を希望する本基盤機能を提供する。
- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供に

ついて、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

別紙２．（１）本基盤機能（第２条・第７条・第１９条）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

別紙２．（２）本基盤機能に関する保証（第７条第３項）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	保証内容
蓄電池のトラセサビリティ管理システム	●●
データ流通システム	●●
ユーザ認証システム	●●

本基盤の運営及び本基盤機能の提供は、いずれも運営事業者と参加者との間の準委任契約（民法第 656 条）として整理され得る。この場合には、運営事業者は、参加者に対し善管注意義務、すなわち善良な管理者の注意水準をもって本基盤上求められる役務を提供する義務を負うところ（民法第 644 条、同第 656 条）、本条はこれを確認的に示すものである（第 7 条第 1 項）。

本モデル規約では、本基盤が各種の機能（本基盤機能）を提供することを想定していることから、運営事業者は、本基盤そのものの維持運営に加えて、本基盤機能の提供義務を負うものの、そのそれぞれについて要求される義務の有無や内容が異なることが想定される。

一般論としては、データ連携基盤の運営又は提供にあたり、それに伴う安全管理及び情報セキュリティ対策の履践は運営事業者の重要な義務内容を構成し得るものの、その有無及び具体的な内容は、その対象となる本基盤機能によるところがあり、その保証¹⁰⁰についても同様である。そのため、本モデル規約では、機能の内容、提供方法、安全管理及び情報セキュリティ対策、保証等は、本基盤機能単位で設計する建て付けを採用している（第 7 条第 1 項から同条第 3 項）。

なお、本モデル規約は、本基盤機能における保証の内容として、本データに関する保証も含んでいるが、第 6・6・(2)・イ・(ア)で解説する。

¹⁰⁰ クラウドサービスを提供する場合には、Service Level Agreement (SLA)や Service Level Objective が定められる場合もあり、例えば、リアルタイム性のあるデータ提供が必要となる場合等には、本基盤機能の保証の一内容としてこれらを定めることも考えられる。なお、SLA の一例としては、SaaS を想定するものではあるが、IPA・経済産業省「～情報システム・モデル取引・契約書～（パッケージ、SaaS/ASP 活用、保守・運用）」〈第二版 追補版〉（2020 年 12 月）<<https://www.ipa.go.jp/digital/model/ug65p900000011jh-att/000087452.docx>>104 頁以下を参照。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本基盤機能として「蓄電池のトレーサビリティ管理システム」「データ流通システム」「ユーザ認証システム」等の各機能を想定しており、これに応じて、別紙ではその機能の概要及び保証内容を呈示する整理を採用している。ただし、保証の具体的な内容は、実運用を踏まえて定められるべきものであるから、本モデル規約では枠組みを呈示するに留める。

6 データ提供関連及び利用関連条項

本モデル規約は、データ提供契約とデータ利用契約の2つの契約を1つのドキュメントで締結するため、契約表記上の技術的な理由から、データの取扱いに関する条項が、データ提供者・運営事業者との間の契約条項（第4章）と、運営事業者・データ利用者との間の契約条項（第5章）に分けて規律されている。もっとも、これら条項は統一的に読まれるべきであるから、まず、本データの定義を解説した上で、関連する複数の条項を項目ごとに解説する。

(1) 「本データ」の定義

ア 「本データ」の意味内容（第2条関係）

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

本データ	別紙に定めるデータ
------	-----------

別紙3. (1) 本データ（第2条）

「本データ」とは、本基盤に提供された以下のデータを指すものとし、その細目は別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

- ①事業者情報
- ②事業所情報
- ③部品情報
- ④部品構成情報
- ⑤取引関係情報
- ⑥CFP 情報
- ⑦依頼・回答情報
- ⑧通知情報
- ⑨ステータス情報

本基盤では種々のデータ（情報）が取り扱われることが想定されるが、その全てに厳格な規律を及ぼすのは必ずしも適当ではない。そのため、特別な取扱いが必要なデータを「本データ」として整理することにした。具体的には、本モデル規約上、「本データ」に該当しない情報は、秘密情報に該当する場合は別として、これにアクセスできる者が原則として自由に利用できる¹⁰¹。

「本データ」は、本モデル規約の別紙で特定されるデータを意味するものであり（第2条）、何らかの形で本基盤に対し提供されるデータが想定されている。第6・3・(2)で前述したとおり、「本データ」は、データ提供条件及びデータ利用条件によりその提供や利用がコントロールされることが想定されていることから、その最小単位はシステム上そのような条件設定が可能な範囲になる。

本モデル規約上、「本データ」は、データ提供者が利用者への提供の可否及びその利用範囲をデータ提供条件及びデータ利用条件の設定によりコントロール可能なものとして想定されているから、本基盤上は、他のデータと区別され得る。そのため、仮に、本基盤上、複数のデータ提供者等が提供したデータが取り扱われる場合であっても、これらデータが本基盤上、混然一体となることは想定されていない。その意味では、本基盤で取り扱われる「本データ」は、個々の互いに区別されつつも本基盤に提供されたデータの束として構成されているのであって、基盤上で取り扱われる本データを総体として観念する場合（間接契約型では、主にデータ利用条項が適用される場合）、本来は、本データ群とも称されるべきではある¹⁰²。しかし、過度の概念の複雑化を避ける観点から、これらの基盤に提供された本データの束も、総体としては単に「本データ」と呼び、本基盤への提供時や、本基盤からデータ利用者への提供時等、個別の本データを特に観念する必要がある場合には「提供した」「提供された」等の修飾をしている。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本データの定義等に調整は加えていない。別紙において「本データ」を本基盤に提供されたデータとした上で、その大まかな項目を示しつつも、その細目はシステムに依存することからシステム仕様書で定めるものとしている。

なお、本ユースケースでは、別紙記載の各項目について、データ提供条件とデータ利用条件が設定可能であることを想定しているため、各項目に該当するデータ単位で「本データ」が観念される。また、別紙の記載は、あくまでもどのような項目のデータを扱うかを定めているにすぎず、したがって、データ提供者は、必ずしもこれら項目の

¹⁰¹ 換言すれば、本モデル規約では「本データ」は秘密情報に該当しないが、これはデータ関連条件によりその提供や利用が制御されるためである。

¹⁰² 例えば、図16では、各データ提供者（データ提供者A及びB）から提供を受けた複数の「本データ」を運営事業者が管理する流れが図示されている。ここでいう、本データ群とは、この運営事業者における本データの取扱いを意味するものである。

全てについて、データを提供するものではない点に注意されたい（本モデル規約第 18 条第 1 項では「本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合」としている）。

イ 派生データの取扱い（第 30 条関係）

第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

本モデル規約では、その定義を別紙に委ねているため、その定義次第では、本データは、データ提供者が提供した本データを元に創出されたいわゆる派生データも含み得る。具体的に想定し得るのは、①運営事業者が加工をする場合と、②データ利用者が加工¹⁰³をする場合の 2 とおりである。

運営事業者による加工を想定しない場合には¹⁰⁴、派生データが生じ得るのは、②データ利用者が本データを加工等して新たなデータを創出した場合である。この新たなデータが本基盤のシステム内で創出される場合¹⁰⁵又はシステム外で創出された後に本基盤に提供される場合、既存のデータと同一性が認められない範囲で¹⁰⁶、その提供者たるデータ利用者は、データ提供者として取り扱われる。元データ（より正確には元データである本データ。以下同じ）と同一性が認められる範囲については、元データの提供者と派生データの提供者によるコントロールが重複して観念され得ることから、システム上の制約等も踏まえて、適切な利益調整を図ることが重要になり得る。他方、本基盤のシステム外で派生データが創出される場合、元データと同一性が認められる範囲では、データ利用条件等によ

¹⁰³ データ利用条件において、どのような加工が許容されるかは、システムに依存する。もっとも、システム外での利用を許容する場合には、その利用はシステムによる制約を受けないことが想定されるから、これらの利用状況の違いも踏まえて、データ利用条件を設定する必要がある。

¹⁰⁴ 運営事業者による加工が想定される場合には、運営事業者がその派生データを本基盤に提供する主体となる。もっとも、データ提供者と異なり、多くの場合、運営事業者が提供する本データについては、データ利用者に応じて細かなデータコントロールよりも、画一的な条件設定をすることで足りることが予想される。そのため、必要に応じて、本基盤機能の一部として関連する規律を追加することが想定されている。

¹⁰⁵ 運営事業者による加工を想定していない一方、データ創出後、運営事業者に事実上管理されるため、観念上はデータ提供者から運営事業者に対するデータ提供があったものと評価し得ることを前提としている。もっとも、このような整理が可能かは連携基盤のシステム設計にも左右され得る。

¹⁰⁶ 本データの定義条項（第 2 条）において「提供時点で既に本基盤に存在するデータと全部又は一部同一のデータを提供する場合には、同一性が認められる範囲については、データ提供者にあたらない」との規律を採用している。

る規律を受けるのに対して¹⁰⁷、元データと同一性が認められない範囲のデータについては、特段規律を及ぼしていない。つまり、データ利用者は、元データを原則として第三者提供することが禁止されているものの（第 30 条第 1 項）、元データとの同一性が認められない派生データの第三者に対する提供は禁じられていない。同一性が認められない部分にまで元データのデータ提供者によるコントロールを及ぼすと、データの自由な利用や流通を阻害する側面があるからである¹⁰⁸。

ただし、そのような派生データ単独では元データとの同一性が観念できないとしても、他のデータと組み合わせる等の措置により元データが復元される事態も想定される。このような場合に派生データの自由な外部提供を許す事は適当ではないため「第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない」（第 30 条第 1 項）との規律を設けている。いかなる場合が「容易」であるかは具体的な事案や本基盤で取り扱うデータの性質等も踏まえた契約の解釈問題になるが、一定の基準が定立可能であれば、これを明記する対応も有用である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、上流の CFP 値を下流が加工し（上流の CFP 値に自己の CFP 値を合算し）、更に下流に提供するといった CFP 値の重層化が生じ得ることから、下流の事業者（データ利用者）が創出する CFP 値は、上流の CFP 値の一種の派生データにあたる。本モデル規約は下流の事業者が創出する CFP 値から、その元となった上流の事業者の CFP 値が再現困難である性質を有するとして、少なくとも、本モデル規約上は、元データ（本データ）と同一性がないと評価している。そのため、下流の事業者が創出した CFP 値は、本データに該当せず、その第三者提供も含めて、その取扱いに本モデル規約の規律は及ばない。

また、本解説の公開時点では、本基盤における付加的な機能は実装されていないため、運営事業者が派生データを創出した際の関連する規律は本文及び別紙中に含まれないものの、将来機能拡張をする際には、本文又は別紙を適切に修正することが必要となる。

(2) 本基盤へのデータ提供

ア データの提供（第 18 条）

第 18 条（運営事業者への本データの提供）

¹⁰⁷ もっとも、連携基盤のシステム上、複数の者によるデータコントロールが実装できない場合には、部分的に元データと同一性が観念できる派生データを想定する実益を欠く場合もあり得る。

¹⁰⁸ このような目的を達成するためには、連携基盤のシステム上、派生データの利用を制限するようなデータ利用条件の設定が制限されていることが前提条件となる。

- 1 データ提供者が、本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合には、運営事業者が別途定める方法によりこれを提供する。
- 2 データ提供者は、その提供する本データにパーソナルデータが含まれる場合には、運営事業者に対し、事前にその旨及び提供するパーソナルデータの項目を明示すると共に、データ提供者及び運営事業者は、個人情報の保護に関する法律その他の適用法令を遵守する。

本モデル規約では、本データをデータ提供者がその選択により提供することを想定しており、データ提供者には本データの提供義務はない。そのため「本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合」（第 18 条第 1 項）として

いる。

また、本モデル規約では、個人情報を含むパーソナルデータの取扱いを特に念頭に置いているものではないが、パーソナルデータの取扱いがある場合には適用法規の遵守をデータ提供者及び運営事業者に義務づけている（第 18 条第 2 項）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。なお、本データの提供はデータ提供者自身が行う場合に加えて、運営事業者が承認した第三者提供に関するアプリケーションを介して実施される場合も想定され得る。

イ データの信頼性

(ア) 保証（第 2 条、第 7 条、第 23 条、第 32 条関係）

【データ提供者による保証関連】

第 23 条（データ提供者による本データの保証）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) データ利用条件に従った本データの利用ができること
 - (2) 本データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
 - (3) 本データが、本データ保証に違反しないこと
- 2 データ提供者は、運営事業者に対し、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 本データの正確性
 - (2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）

- (4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと。
- 3 本データが、前2項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、運営事業者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。
- 4 運営事業者及び本基盤の他の参加者による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第1項及び第2項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、運営事業者及び本基盤の他の参加者が本データを制限なく利用できるよう努める。

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

本データ保証	別紙又は運営事業者の別途定める方法に従い設定したデータ提供者が運営事業者に対し本データを提供する際のそのデータに関する保証
---------------	---

別紙3.（2）本データ保証（第2条・第23条）

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

【運営事業者による保証関連】

第7条（本基盤の機能及び運営）

【略】

- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

第32条（運営事業者による本データの保証）

- 1 運営事業者は、データ利用者に対し、次の各号の全てを保証する。
- (1) 運営事業者が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - (2) 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
- 2 運営事業者は、データ利用者に対し、前項の各号又は別紙に定める保証事項を除いて、次の各号に定める事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 提供される本データの正確性(2) 提供される本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）(3) 提供される本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）(4) 提供される本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）(5) 提供される本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと <p>3 提供される本データが、前2項の保証に違反すること又は違反するおそれがあることを運営事業者が知った場合には、運営事業者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。</p> |
|---|

別紙2.（3）本基盤機能に関するデータ保証（第7条第3項・第32条第2項）
--

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。
--

第4・4・(1)で前述したとおり、本基盤が成り立つためには、そこで取り扱われるデータが利用するに足る信頼性を備えている必要がある。この観点から、本モデル規約では、データ提供者・運営事業者と、運営事業者・データ利用者間のそれぞれの関係で、データを提供する者がこれを受領する者に対し、一定の保証をする規律を採用している。

まず、データ提供者は、データ運営者に対し、①データ利用条件に従った利用ができること、②法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていることの2点を保証している。これに加えて、本基盤に応じて必要とされるデータの信頼性を担保するために「本データ保証」との概念を設け、これを保証させている（第23条第1項）。他方、これら以外にはデータ提供者に保証をさせないことにより、必要以上の負担をデータ提供者に課さない設計としている（第24条第2項）。

他方、運営事業者は、データ提供者から提供を受けた本データを、そのままデータ利用者に対し提供するため、原則として、データに関して保証をするべき地位にはない。そのため、その基本的な保証も、①対象となる本データをデータ利用者に対して提供する前に本データを故意又は重大な過失により変更していないこと及び②本データが法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていることの2点に留まる（第32条第1項）。ただし、本基盤

機能が本データに基づき何らかの新たなデータを提供する場合、例えば、独自にデータに関する加工等を行う場合には、一定の正確性又は手続信頼性の担保が必要になり得る。その場合には、本基盤機能に関する保証（第 7 条第 3 項）で適切な保証をすることも一案であり、運営事業者による本データの保証における「別紙に定める保証」（第 32 条第 2 項）とはこの文脈での保証を意図している。また、これら以外には運営事業者に保証をさせないことにより、必要以上の負担を運営事業者に課さない設計としている（第 32 条第 2 項）¹⁰⁹。

保証違反の効果としては、本基盤の使用又は本基盤機能の提供停止（第 10 条）、契約違反に基づく損害賠償（第 37 条第 1 項）又は契約解除（第 41 条）等が考えられる。これら措置は、保証違反に対する一定の制裁を課すことによって、本基盤上の適正なデータ利用及び信頼性を担保することを目的とするものである。もっとも、本基盤の置かれた状況次第では、本データが本基盤上要求される一定の基準を充足しない場合には、参加者にこれを発見した際の運営事業者への連絡義務を課した上で、データ提供者又は運営事業者の責任によってこれを是正する等、制裁によらない信頼性担保の手段も採り得る可能性がある。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、EU 電池規則等の適用を視野に入れ、本データのうち「運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること」をデータ提供者による保証（本データ保証）として定め、運営事業者からデータ提供者に対しても同様の保証（本データ保証ではなく、本基盤機能の保証として構成される）をさせることにより、本基盤で取り扱うデータの信頼性を担保している。もっとも、実運用に際して、証明書の運営事業者への提出が予定されている場合には、その証明書が提出されれば、保証の内容が真実であることが基礎づけられる。そのため、保証がより実質的に問題となるのは、そのような証明書が付与されていないデータを本基盤で取り扱う場合である。

本データに関して正確性等、手続信頼性以外の信頼性を求めることも検討に値するものの、本基盤に提供する本データに一定の正確性の保証を求める場合、上流事業者が法的規制の適用対象となる可能性が、下流事業者との比較において、相対的に限定的である場面では、上流事業者は、そのような状況にもかかわらず、下流で生じた損害に関する広い責任を負うおそれがあり、結果として、本基盤を介したデータ提供へのインセン

¹⁰⁹ 運営事業者からデータ利用者に対するデータ保証を観念していないのは、保証の要否等や保証の内容等は、本基盤機能に依存することから本基盤機能ごとに規律することが汎用性の観点からは望ましいためであり、論理必然的な構成ではない。

タイプが大きく減じられる可能性がある。加えて、本ユースケースのようにデータが連鎖的に加工されるケースにおいては、それに起因する損害等の責任案分については、複数関係者間での慎重な議論を要する問題である。

さらに、「運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること」の具体的な内容は、適用法令（EU 電池規則を含む場合もある。）が具体的にどの水準の手続を求めるかにも左右される。例えば、理論上は、データ提供者が認証取得に必要な情報を認証機関に対して提出した場合に、そのようなデータの信頼性如何は問題になり得る。もっとも、そのような事情はデータ提供者しか把握できない類のものであり、契約上いかなる規律を設けても対応できない限界点が存在し得る。そのため、本ユースケースでは、認証機関による認証を得たことのみを保証内容として求めるに留めている。

なお、本ユースケースでは、データ提供者が、基盤外の第三者から受領した未認証データを受領することも想定されるが、この場合、そのデータ提供者が前記のとおり手続信頼性を担保する責任を負うと整理すれば足りるため、追加的な規律は設けていない。

(イ) 更新（第 24 条、第 33 条関係）

第 24 条（データ提供者による本データの更新）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来する期限までに、変更後のその本データを運営事業者に対し提供する。
- 2 前項に基づき、運営事業者がデータ提供者から変更後の本データの提供を受けた場合には、運営事業者はその本データの値を更新し、その本データを過去に取得したデータ受領者に対し、変更の事実を連絡する。ただし、基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りる。

第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）

運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する。

第 4・4・(1)・ウで前述したとおり、一定の正確性等が必要なデータは、その内容の適宜の更新が重要である。もっとも、逆に、本基盤上、正確性等が必須の要素でない場合、その更新をデータ提供者に義務づける必要まであるかは検討が必要である。本モデル規約では、本データ保証の内容次第であるが、データに求められる信頼性として正確性を常に要求していないことも踏まえて、法令の定め又は運営事業者が別途定める期限がある場合に限り、そのいずれか

早く到来する期限までに、変更後の本データを提供する、すなわち更新義務を課している（第 24 条第 1 項参照）¹¹⁰。

データ提供者が、本データを更新した場合には、データ利用者がこれを適時に把握しないことによる不測の損害のおそれを踏まえて、運営事業者に対し、そのデータを過去に取得したデータ受領者、すなわち、データ利用者及び基盤介在受領者に対する更新の事実の連絡を義務づけている（第 24 条第 2 項）。もっとも、運営事業者と基盤介在受領者との間には基盤契約が締結されていないことを踏まえて、「基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りるもの」としている（第 24 条第 2 項但書）。

また、第 6・6・(4)・イで後述するとおり、データ提供者が承諾をして、データ利用者が基盤外の第三者に対しデータ提供をする場合も想定されるが、この場合には運営事業者はそのデータ提供に関与しないため連絡義務は課していない。

加えて、データ利用者に対し、運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性の問題を発見した場合、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する義務を課している（第 33 条）。ただし、このような連絡を受けた場合であっても、運営事業者の行為義務は明記していない。そのデータの内容を、誰が、どのような権限で補正するかは、本基盤の実装によるものの、前記のとおり、本モデル規約は、本データの正確性が保証されない場合も想定しており、実運用に委ねることが適当であるためである。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(3) 本基盤内のデータ取扱い

ア 基本的な構造

(ア) データ関連条件（第 2 条、第 17 条、第 35 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める設ける場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとの定義は次のとおりとする。

¹¹⁰ 換言すれば、そのような法令又は約定の期限がない場合には、更新義務が当然には発生しないことを前提にしている。

データ関連条件	データ提供条件及びデータ利用条件
データ提供条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、運営事業者がデータ受領者に対し本データを提供するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）
データ利用条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）。ただし、対応する本データの第三者への提供に関する条件を含まない。

第 17 条（データ関連条件の設定）

- 1 データ提供者は、運営事業者がデータ提供者によるデータ関連条件の設定を許容している場合には、その提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ関連条件を設定する。

【略】

第 35 条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）

本章の規定は、第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者が運営事業者に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。

本モデル規約では、データ提供者が提供した本データについて、運営事業者によるデータ利用者への提供を「データ提供条件」により、データ利用者による利用を「データ利用条件」により、それぞれコントロールする構成が採用されている。これらのデータに関する各種条件は「データ関連条件」として整理されている（第 2 条。なお、データ提供条件については、第 6・6・(3)・ウを参照）^{111 112}。

データ関連条件は、データ提供者による本基盤への提供時又はそれ以前にデータ提供者が設定するとしている（第 17 条第 1 項）。これらのデータ関連条件をどの程度の粒度で設定可能とするかは本基盤のシステムによるため、詳細は、運営事業者が別途指定する方法によるとしている。

¹¹¹ データ関連条件には、本データ保証を含めていない。これは、データ提供条件及びデータ利用条件のいずれも、究極的にはデータ提供者とデータ利用者と関係を規律するための概念であるのに対して、本データ保証は、データ提供者から運営事業者に対する保証であり、位置づけが異なるためである。

¹¹² 運営事業者による本データの利用可能範囲は、関連する本基盤機能の内容に依存するため、本データ単位ではなく、本基盤機能単位で定まるため、あえて運営事業者のデータ関連条件の形式は採用していない（第 19 条第 1 項参照）。

なお、データを提供する者が、本基盤に既に存在しているデータと同一のデータを提供する場合には、そのデータに関するコントロールを及ぼし得ることは適切ではないため、データ提供者に含まないとしている（第 2 条）。さらに、データ提供者自らが提供したデータについてその利用の制約を受けることも適切ではないため、データ利用条件等の適用を受けない旨を定めている（第 35 条）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(イ) データ関連条件の変更（第 17 条、第 26 条関係）

第 17 条（データ関連条件の設定）

【略】

- 2 データ関連条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。

【略】

第 26 条（データ関連条件の変更）

- 1 本データのデータ関連条件が変更される場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更の内容及び変更の効力発生日をそのデータを利用しているデータ利用者に対し、周知する。
- 2 前項の規定に従った周知がされた場合には、変更の効力発生日後、データ利用者は、変更後のデータ関連条件に従い、本データを利用する。データ提供条件が変更された結果、データ利用者への本データの提供が認められない場合には、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 第 1 項のデータ関連条件の変更は将来に向かってその効力を有する。

運営事業者ひいては参加者に対し提供された本データは、提供後にその内容が更新される可能性があるが、その際にデータ関連条件の変更¹¹³が必要となる場合も想定される。

他方で、既に本データを利用している参加者が把握しないまま、データ関連条件が変更されることは適切ではないから、運営事業者に対し、データ関連条件の変更の周知義務を課している（第 17 条第 2 項及び第 26 条第 1 項）。ただ

¹¹³ 変更については、第 6・4・(2)も参照。

し、具体的に周知可能な時期や方法はシステムに左右されるため、運営事業者
に別途設定させるとしている。

データ関連条件の変更について、いつから効力を有することが適切であるか
は、具体的な運用に左右され得る。もっとも、本モデル規約では、利害調整の
一つの在り方として、データ関連条件の変更後は、変更後のその条件に従う一
方（第 26 条第 2 項）、変更前のデータ関連条件の変更は将来に向かってその
効力を有するものとし、変更前の利用により参加者が本基盤契約の違反を問わ
れることがないようにした（第 26 条第 3 項）。

ただし、データ提供者に対し、データ関連条件の変更について、どの程度の
裁量を許すのかは別途検討が必要な問題である。過度に頻繁な変更は連携基盤
の安定的な運用を阻害するおそれがある。また、連携基盤の使用により、法令
上義務づけられるトレーサビリティが確保される等の場合には、データ提供者
による事後的なデータ関連条件の変更により、データ利用者が本基盤外で法令
違反等の損害を被るおそれもある。この観点からは、データ提供者によるデー
タ関連条件の変更可能性を一定の範囲で制限することも必要になり得る。

(り) 本データ提供・利用の対価（第 22 条、第 31 条関係）

第 22 条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）

運営事業者は、データ提供者に対し、データ提供者から提供された本データの提供及
び利用の対価を支払う義務を負わない。

第 31 条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）

データ利用者は、運営事業者に対し、本基盤の使用料以外に本データの提供及び利用
の対価を支払う義務を負わない。

取引市場型等の、データそのもののやりとりが主要な目的となるデータプラ
ットフォームでは、データの提供や利用に対する対価の支払いが問題となる場
面がある。他方、データの提供そのものではなく、プラットフォームを介した
複数者によるデータ利活用を指向する場合には、データ提供やその利用は、デ
ータ利活用に向けた貢献としての位置づけを有するに留まり、データ提供又は
利用の対価そのものを観念する必要性は後退する。特に、規制対応等の公益的
観点から組成されるプラットフォーム上に、データ提供による何らかの「利益」
を観念可能な状態が適切かとの問題もある。

また、一般論として、データは、その全容が明らかになって、はじめて、実
務上の利用可能性が明らかになる場合が少なくなく、したがって、既に提供の

対象となるデータの市場価値が定まっている場合を除いて¹¹⁴、事前の金銭的評価は一般的に困難な側面がある。

以上のとおり、データ提供や利用の対価の設定には困難が少なくなく、しかも、データ提供者に対する何らかのベネフィット（便益）の付与が必要な場合、金銭的な対価以外の対価も想定し得るため、本モデル規約では、本基盤機能の使用料に加えて、別個にデータ利用料を求めない建て付けとしている（第 22 条及び第 31 条）¹¹⁵。なお、この整理は、具体的事案に応じて、データ提供又は利用の対価を必要とする調整することや、基盤使用料をデータの利用実績に応じて従量課金することまでも否定するものではない。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

イ 本データの利用

(ア) 基本的な利用範囲（第 10 条、第 17 条、第 19 条、第 28 条、第 37 条、第 38 条、第 41 条関係）

【データ利用関連】

第 19 条（運営事業者による本データの利用）

- 1 運営事業者は、別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならず、データ受領者以外の第三者に利用させてはならない。
- 2 運営事業者は、第 28 条（データ利用者による本データの利用）の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。第 37 条（損害賠償）第 2 項及び第 3 項の規定は、本条の違反には適用しない。

第 28 条（データ利用者による本データの利用）

データ利用者は、提供された本データを利用するに当たり、本基盤機能の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。

第 17 条（データ関連条件の設定）

【略】

- 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自ら

¹¹⁴ ただし、データの価値は相対により定めることも少なくない。

¹¹⁵ データの対価性を観念する場合には有償取引となるため、法令上の保証の有無が問題になることや、約定の保証が必要との価値判断にも合理性が認められ得るとの観点からも事前の十分な検討が重要である。

が提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。

- (1) 運営事業者： 本基盤契約に基づき本データを利用又は提供するとき
- (2) データ受領者： 本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき、又はその本データを受領した各データ受領者が関連するデータ利用条件若しくは別途データ提供者が許諾した条件（本基盤契約に基づき設定可能な場合に限る。）の範囲内で本データを利用するとき

【利用条件違反関連】

第 10 条（本基盤の提供停止）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が解消するまでの間、その裁量により、参加者による本基盤の使用又は参加者に対する本基盤機能の提供を全部又は一部停止できる。
 - (1) 参加者が本基盤契約に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 第 41 条（本基盤契約の解除）の各事由に該当するとき。
 - (3) 定期又は必要に応じた本基盤に関する設備の保守作業を実施するとき。
 - (4) その他本基盤の使用又は本基盤機能の提供を全部又は一部停止するやむをえない事由があるとき。
- 2 前項の規定に従い、本基盤の提供を停止する場合には、運営事業者は、法令に違反しない限り、その使用又は停止により影響を受ける又は受けるおそれがある参加者に対し、次の各号の義務を負う。
 - (1) その停止前に周知できる場合には、参加者に対し、その停止について、停止前に可及的速やかに周知する。
 - (2) その停止前に周知できない場合には（法令により周知が禁止される場合を含む。）、参加者に対し、その停止について、停止後、直ちに周知する。

第 37 条（損害賠償）

- 1 本基盤契約の違反により相手方に対し損害を与えた場合には、各当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。
- 2 運営事業者が本基盤契約に関して参加者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、運営事業者の本基盤契約の違反が直接の原因で参加者に発生した通常損害（逸失利益を除く。）に限定され、運営事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について運営事業者は責任を負わない。
- 3 前項における運営事業者が参加者に対し、本基盤契約の違反について責任を負う場合であっても、その損害賠償の額は、参加者がその損害等の発生した日から遡って●

●ヶ月間に運営事業者に対し支払った本基盤の使用料の額を超えない。

- 4 運営事業者が故意又は重大な過失がある場合又は本基盤契約上、その適用がない旨が明示されている場合には、本条第2項及び第3項の各規定は適用しない。

第38条（免責）

- 1 参加者及び運営事業者は、基本的免責事由による本基盤契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について責任を負わない。
- 2 運営事業者は、運営事業者の責に帰することができない事由から参加者に生じた損害について責任を負わない。「運営事業者の責に帰することができない事由」は、次の各号に定める事由を含むが、これらに限られない。
 - (1) 参加者による本基盤契約の違反
 - (2) 参加者の設備の障害
 - (3) 運営事業者が定める安全管理及びセキュリティ対策等を参加者が遵守しないこと
 - (4) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない自らの管理する設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 第4条（契約の締結）の規定にしたがった通知の欠如
 - (6) 第10条（本基盤の提供停止）の規定にしたがった本基盤の提供停止
 - (7) 第40条（本基盤契約の解約申入れ）、第41条（本基盤契約の解除）及び第42条（反社会的勢力の排除）の各規定に従った本基盤契約の終了

第41条（本基盤契約の解除）

【略】

- 2 参加者及び運営事業者は、相手方が本基盤契約のいずれかの条項に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、●●営業日以内にこれを是正しない場合には、それ以上の何らの催告なく本基盤契約の全部又は一部を直ちに解除できる。

本基盤において本データを利用する主体としては、運営事業者とデータ利用者の2者が想定される。

運営事業者による本データの利用は「別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲」としている（第19条第1項）。本基盤機能には、様々なものが考えられるが、個別の事案に応じた実装を想定して、その詳細は別紙で定めることにしている。運営事業者によるデータ利用は、その機能の提供に必要な範囲に限定することが合理的であるが、それ以上のデータ利用を許容するならば、本文を調整するか別紙による定めが必要となる。運営事業者が本基盤契約に違反

して本データを利用した場合、その契約違反の是正がなければ、参加者による契約の解除事由になる（第 41 条第 2 項）。また、運営事業者が本基盤契約に違反して本データを利用した場合、契約違反に基づく損害賠償責任（第 37 条第 1 項）を負うが、本基盤機能を安定して提供可能とするべく、本基盤機能の提供に関する責任を一定の範囲で免責又は責任制限している（第 37 条及び第 38 条）。他方、運営事業者は、データ利用者にデータ利用条件に従い、本データを利用させる義務を負っており（第 19 条第 2 項）、その違反があった場合、データ提供者が運営事業者に対し法的救済を求め、運営事業者がデータ利用者に対する法的救済を求めることで、データ提供者がデータ利用者によるデータ利用を間接的に規律する建て付けを採用している。これを実現するため、データ利用者によるデータ利用条件の違反に関しては、責任制限の対象外としている（第 37 条第 4 項、第 19 条第 2 項）。

データ利用者による本データの利用は、本基盤の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲に限定している（第 19 条第 2 項及び第 28 条）。データ提供者が本データを本基盤に対し提供する際に設定したデータ利用条件は、そのまま、運営事業者とデータ利用者との間におけるデータ利用可能範囲を規律することになる。データ利用者が本モデル規約に違反してデータ利用をした場合、基盤の使用又は本基盤機能の提供停止（第 10 条）、契約違反に基づく損害賠償（第 37 条第 1 項）又は契約解除（第 41 条）等の対象になり得る。このうち、損害賠償請求には、免責又は責任制限の適用はない（第 37 条及び第 38 条参照）。

なお、本基盤で取り扱われる本データの多くは権利性のないデータであることが想定されるが、知的財産等を含む場合には本基盤上、適正に利用する限りでは、知的財産権等に基づく請求をしない旨を表明させている（第 17 条第 3 項）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(イ) データ提供者の離脱等（第 2 条、第 25 条、第 34 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

終了時データ関連条件	本基盤契約終了日時点のデータ関連条件
終了後利用期間	データ提供者が、運営事業者が別途定める方法により、指定した、本基盤契約終了後、本データを利用可能な期間

第 25 条（本基盤契約の終了後の措置・第 4 章関連）

データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。

- (1) 運営事業者は、本基盤契約終了前に提供を受けた本データについて、その時点で存在する本基盤機能の提供に必要な範囲かつ本基盤契約第 4 章の定めに従うことを条件として、本基盤契約終了後も、終了時データ関連条件に従い、終了後利用期間、継続して利用できる。
- (2) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させることを継続できる。
- (3) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、運営事業者は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。また、運営事業者はデータ利用者に同様に対応させる。

第 34 条（本基盤契約の終了後の措置・第 5 章関連）

1 データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。

- (1) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させる。
- (2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。

【略】

3 データ利用者が前各項の規定により、本基盤契約の終了後も継続して提供された本

データを利用することができる場合には、データ利用者は、自らの責任と費用により、本基盤から対象となる本データを取得し、保存し、かつ利用する。

本基盤契約が終了した時、特に、データ提供者が本基盤契約を解除した場合（本基盤から脱退した場合）、そのようなデータ提供者が本基盤に対し提供した本データを運営事業者や他の参加者が利用できるのか、利用できる場合、その範囲をどのように考えるのか問題になる。

本モデル規約では、データ提供者の離脱という、データ利用者に直接的なコントロール可能性がない事情により、データ利用者が直ちにデータ利用ができなくなる事態は適当ではないとの考慮から、提供者が定めた利用期間（終了後利用可能期間）は、契約終了時のデータ関連条件（終了時データ関連条件）により、本データを利用できると定めている（第 25 条、第 34 条第 1 項）。ただし、終了時データ関連条件は、データ提供者が本基盤契約を解除した時点以後、更新がなされず、既存のデータ利用者のみに対するデータ提供等のみが許容されることになる。このような処理が適切であるかは、実運用に委ねざるを得ないところであり、離脱を志向するデータ提供者と、本基盤の利便性を求めるデータ利用者それぞれの利害関係も踏まえた調整が必要となる¹¹⁶。

なお、データ提供条件は、運営事業者からデータ受領者へのデータ提供の条件、すなわち、①基盤契約を締結したデータ利用者と、②基盤契約の当事者ではない基盤介在受領者へのデータ提供条件を含んでいるため、終了時データ関連条件にはデータ提供者離脱後の基盤介在受領者へのデータ提供の可否が含まれる。もっとも、②基盤介在受領者へのデータ提供は、データ提供者の意向が及ぶコントロール下での提供のみが一般的に想定され、かつ、データ提供者離脱後に、基盤契約適用外の基盤介在受領者に本基盤の利便性を確保する要請もないことに照らせば、終了時データ提供条件に関するシステム上の取扱いとして、データ利用者と基盤介在受領者の取扱いを区別することもあり得る利益調整の一態様である。

また、終了後利用可能期間は、データ提供者が任意に定める場合には、基盤上のデータ取扱いのルールが区々となり、基盤運営に支障をきたす場合も想定されるため、実運用の際には、複数の選択肢を提供した上で、その中からデータ提供者が選択をする、あるいはデータ提供者に選択の裁量を与えない、との対応も検討に値する。

¹¹⁶ 例えば、本基盤契約終了後も一定の場合には、データ提供者の個別承諾により、データ提供を可能とする仕組みの採用も検討に値する。なお、終了時データ関連条件の基準時は、本基盤契約終了時としてあるものの、データ提供者による恣意的な変更を防止する必要がある場合には、その時期を前倒しする等の対応も考慮に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

ウ 本データのデータ利用者への提供（第 16 条、第 21 条、第 27 条、第 30 条 関係）

第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供）

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するか否かを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。
- 3 前 2 項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。
- 4 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、運営事業者による本データの取り扱いに準用する。

第 27 条（データ利用者への本データの提供）

- 1 運営事業者は、データ利用者より運営事業者が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、データ提供条件を充足すると判断した場合又は運営事業者が別途定める方法によるデータ提供者の承諾がある場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
- 2 前項の提供は、運営事業者が別途定める方法により行う。

第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

第 16 条（秘密保持義務）

【略】

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。

- (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
- (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
- (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第 8 条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

本基盤内では、データ提供者が提供した本データは、運営事業者を介して他の参加者（データ利用者）に対し提供される。具体的には、運営事業者はデータ提供者が設定したデータ提供条件を満たす場合又はデータ提供者の承諾があった場合にのみ、関連する本データを提供する（第 21 条第 1 項及び第 27 条）。

本基盤のシステム内の本データの提供がいかなる手順により実現するかはシステムに依存するが、一般的には、データ提供を求める者¹¹⁷から何らかの形で、本データ提供の依頼があると解されるため、システム上実装された一定の方法によりその依頼がある場合を本データ提供の端緒としている（第 21 条第 2 項及び第 27 条）。提供依頼を受けた運営事業者は、データ提供条件を充足するか否かを判断し¹¹⁸、充足している場合には本データを提供する（第 21 条第 1 項）。充足していると認められない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を認めるか否かの意向確認を行い（第 21 条第 1 項第 2 文）、承諾がある場合に限りデータ提供する（第 21 条第 1 項及び第 27 条）。

これに対し、データ利用者は、他の参加者を含む第三者に対する本データの提供を禁止されているため（第 30 条第 1 項）、運営事業者を中心として、本基盤内の本データの提供はコントロールされる。なお、第三者は、本モデル規約の契

¹¹⁷ なお、データ受領者（ひいてはデータ利用者）は、データを現に利用する者だけではなく、その提供を求める者を含む点は留意されたい（第 2 条）。本項ではデータ利用者への提供のみを解説し、基盤介在受領者への提供は後述する。

¹¹⁸ この判断がいかなる態様で実施されるかはシステム次第であるが、一般的にはデータ提供条件の充足の有無を機械的に判断することが考えられる。

約当事者以外の者（第2条）を指すため、当事者の役職員¹¹⁹や受託者を含まないものの、一定の場合にはその提供を認めている（第16条第5項）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

エ 本データの管理（第20条、第29条関係）

第20条（運営事業者による本データの管理）

- 1 運営事業者は、データ提供者から提供された本データを、他の参加者から提供されたデータと明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- 2 運営事業者は、本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、本基盤を通じた連絡その他の方法により周知する。
- 3 運営事業者は、データ提供者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
- 4 運営事業者は、データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置を講じることができる。

第29条（データ利用者による本データの管理）

データ利用者は、次の各号の定めに従って、運営事業者から提供された本データを管理する。ただし、データ利用条件に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

- (1) データ利用者は、運営事業者から提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- (2) データ利用者は、運営事業者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。

本基盤へのデータ提供に関するデータ提供者のインセンティブを可能限り維

¹¹⁹ データ利用者が、その役職員を介さず、本データを利用することは現実的ではないため、これらの者（特に職員）を第三者と捉えることが適切であるかは議論があり得るが、契約上は一律第三者として取り扱った上で、その利用可能な範囲を明示すれば、データ利用者と役職員との間の関係にまで立ち入る必要性は一般的には低い。

持するとの観点からは、運営事業者及びデータ利用者が、データ提供者が本基盤に対し提供した本データを適切に管理することで、万が一、基盤外の第三者がこれを不正に取得・使用・開示等した場合に、差止請求や損害賠償請求等の法的救済を得られることが重要である。もっとも、データ提供者と第三者との間には本データに関する契約関係がないことが想定される。このような場合に法的救済¹²⁰を受けるためには「営業秘密」（不正競争防止法¹²¹第2条第6項）又は「限定提供データ」（不正競争防止法第2条第7項）としての保護を図ることが考えられ、この観点から、本モデル規約上どのような規律を設けることが適切かとの問題がある。

第1に、営業秘密¹²²については、ある情報（データ）が営業秘密として保護を受けるためには、その情報が「秘密として管理されている」（秘密管理性）、「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」（有用性）であって、「公然と知られていないもの」（非公知性）との3要件を満たす必要がある。もっとも、有用性の有無はその情報の性質によるため、契約上は、非公知性と秘密管理性をいかにして担保するかが重要となる。

非公知性との関係では、データ利用者が本データをその意図を問わず公開する場合、その本データは公知となるため、以後、営業秘密としての保護を受けることはできない。

また、秘密管理性についても、運営事業者及びデータ利用者が、基盤利用に関する契約上、秘密保持義務を負わない状況で、データ提供者が本データを本基盤に提供する場合には、データ提供者に秘密管理意思が認められず、ひいてはその本データの秘密管理性が認められなくなるおそれがある。

そのため、本データが適切に管理されることで非公知性が維持されることを担保し、かつ、秘密管理性を認められやすくするべく「自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する」旨を明記している（第20条第1項及び第29条第1号）。ただし、秘密管理性が認められるか否かは契約の文言のみでは定まらず関連する事情を総合して判断される点は留意する必要がある。また、本基盤上多くのデータ利用者が想定される場合には非

¹²⁰ 不正競争防止法に基づく差止又は損害賠償請求の請求権者となるためには不正競争によって営業上の利益を侵害される又はそのおそれがあることが必要である（不正競争防止法第3条及び第4条）。営業秘密や限定提供データに関する管理が受託者を通じて行われている場合でも、営業秘密保有者や限定提供データ保有者がその受託者を介してこれら情報の蓄積・管理を行っている場合には、これら保有者は「営業上の利益」を有すると解されており、また、受託者についても「営業上の利益」を有する場合があると考えられる。限定提供データに関する指針・前掲注51）44頁を参照。

¹²¹ 令和6年4月1日の令和5年改正施行後の同法を指す。

¹²² 営業秘密の取扱いについては、経済産業省「営業秘密管理指針」（最終改訂平成31年1月23日）も参照されたい。

公知性が認められない場合も想定され、このような場合には以下説明する限定提供データとして保護を図ることも考えられる。

第 2 に、限定提供データについては、ある技術上又は営業上の情報（データ）が限定提供データとして保護を受けるためには、その情報が、「業として特定の者に提供する」（限定提供性）、「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）、「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）との 3 要件を満たす必要がある。ただし、3 要件を満たす場合でも、オープンデータと同一のデータ（不正競争防止法第 19 条第 1 項第 9 号ロ）に関しては限定提供データに関する規律の適用が除外され、また、営業秘密¹²³は限定提供データに該当しない。3 要件のうち、相当蓄積性の有無はその情報の性質によるため、契約上は、限定提供性と電磁的管理性をいかにして担保するかが重要となる。

まず、限定提供性を充足するためには「業として特定の者に提供する」情報であることが必要となるが、社会通念上、事業の遂行・一環として行われていれば「業として」を満たし、データの提供を受ける者が特定されていれば「特定の者に提供する」を充足する¹²⁴。本データに関しては、データ提供条件によりその提供が制御されることから、限定提供性を充足する場合は一般的には少なくない。

次に、電磁的管理性は「データ提供時に施されている管理措置によって、そのデータが特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある」とされ「対応する措置としては、データ保有者と、その保有者から提供を受けた者（特定の者）以外の者がデータにアクセスできないようにする措置、つまりアクセスを制限する技術が施されていることが必要」とされている¹²⁵。電磁的管理性については、具体的なデータの管理態様次第によりその充足性が左右され得る。そのため、本データの利用に関する契約のみによって、本データの限定提供データ該当性を確保することができるものではないが、本モデル規約では、本データの限定提供データ該当性が認められる場合を想定して、電磁的管理性を可能な限り維持することを目的として「本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為」（第 20 条第 2 項、第 29 条第 2 項）を契約上も制限している。なお、前述のとおり、限定提供データの保護対象には営業秘密は含まれないため、両制度による保護は結果としては両立しない。もっとも、両制度は補的な関係にある

¹²³ 平成 30 年の限定提供データ制度創設時には「秘密として管理されているものを除く」とされていたが、事業者における情報の管理実態等を踏まえて、令和 5 年の不正競争防止法改正の際に「営業秘密を除く」へと条文の文言が改められ、保護範囲が拡充された。

¹²⁴ 限定提供データに関する指針・前掲注 51) 9 頁

¹²⁵ 限定提供データに関する指針・前掲注 51) 11 頁及び 12 頁

ため¹²⁶、そのいずれかの適用を受けられるべく、本データを電磁的管理性を備える態様で秘密管理する等の対応が肝要である。

前記の営業秘密や限定提供データに関する視点に加えて、本データに法令上その取扱いが制約されているデータや、権利者に無断で知的財産を利用する等の他者の権利利益の侵害に繋がり得るデータが含まれる場合、運営事業者がこれを知りながらデータ利用者に本基盤上その利用を継続させるとき、運営事業者自身が法的責任を問われるおそれが生じる。そのため運営事業者が契約に違反することなく適切な対応をとれるように「データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合」には、周知等の手続の履践により「その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置」とした（第 20 条第 4 項）。なお、法令違反に加えて契約違反をこれらの措置の端緒としているため、データ提供者による各種の保証や、参加者の遵守事項（第 13 条）の違反の場合にも削除措置等が可能である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(4) 基盤外の第三者への本データ提供

ア 運営事業者による提供（第 2 条、第 21 条、第 30 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

データ受領者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者（参加者でない者を含む。）
データ利用者	データ受領者のうち参加者である者
基盤介在受領者	データ受領者のうち参加者でない者

第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供）

¹²⁶ 例えば、公知となった情報は、以後、営業秘密としての保護を受けられなくなるものの、限定提供データには、オープンデータと同一でない公知の情報も含まれるから、限定提供データとしての保護を受けられる場合も想定される。

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するか否かを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。
- 3 前2項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。
- 4 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、運営事業者による本データの取り扱いに準用する。

第16条（秘密保持義務）

【略】

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

第6・6・(3)・ウで前述したとおり、本モデル規約では、各データ利用者が本基盤から取得した本データの第三者提供は原則として認めておらず（第30条第1項）、万が一、基盤外の第三者に対し本データを提供する必要が生じる場合には、データ提供者の指定に基づき、運営事業者を介してこれを行うことを前提にしている（第21条）。この処理を可能とするため、データ提供条件は、「データ受領者」すなわち①基盤内の「データ利用者」と、②基盤契約の当事者ではない「基盤介在受領者」の両方を含む概念として構成している（第2条）。

なお、第4・4・(3)・アで前述したとおり、運営事業者による基盤介在受領者へのデータ提供を許容する場合、本基盤契約の規律に服さない基盤介在受領者に対して、本データの利用に関して制限を課すことの要否やその内容は本基盤を構築する際の重要な決定事項である。そのため、必要に応じて、データ提供者の指示により本データを提供する場合に、運営事業者と基盤介在受領者との間で秘密保持契約を締結する（あるいはそのような秘密保持義務を課すことをデータ提供者に義務づける）等の対応をとることも検討に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

イ データ利用者による提供（第30条関係）

第30条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

第16条（秘密保持義務）

【略】

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

本基盤の具体的な運用場面では、運営事業者ではなく、データ利用者が直接基

盤外の第三者¹²⁷に対し本データを提供する実務上の要請がある場合も想定される。この場合には、本基盤上設定された方法によりデータ提供者が個別承諾を与えることを条件として、例外的に第三者提供を可能としている(第30条第1項)。ただし、第4・4・(3)で前述したとおり、このデータ提供が常態化すると本基盤の存在意義が失われるおそれがあるため、極めて例外的な場合にのみこれを許容することが望ましい。また、第6・6・(1)・イで前述したとおり、本データと同一性が失われたデータについては第三者提供は特に制限されないため、本データをあえて外部提供しなければならない事態は相当程度限定的とは解される。

基盤外の第三者に対し、本データが提供される場合、その第三者は本モデル規約の当事者ではないため、データ利用条件による拘束を受けない。データ提供者が提供条件において第三者提供を許諾している、あるいは、本基盤上、提供を承諾した場合に限り、第三者へのデータ提供を許諾している以上、データ利用条件類似の制約をその第三者に及ぼす必要がそもそもあるのかは別途検討が必要であるが、いかなる対応が適切であるかは、データ提供者の意向、本データやその第三者の属性にもよるため、本モデル規約上は特に具体的な制約を設けていない。

なお、基盤外の第三者による利用に何らかの制約を設けることが必要となる場合には、これをいかにして実現するかは別途問題になる。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

¹²⁸ 基盤運営事業者も含めた参加者間で合意形成しておくべき事項であり、参加者間あるいは必要に応じて基盤設計・銀契約等に知見を持つ専門家を交えて議論することが望ましい。

第7 今後の論点の整理

1 議論の全体像及び前提

(1) 議論の全体像

第7では、今後、本ユースケースによるより具体的な又は他のユースケースにおけるデータ連携の取組みを進めるにあたり、関係者により検討されるべき課題¹²⁸を改めて整理する。したがって、第6までで検討された課題が重ねて取り上げることがあることにも、留意されたい。第7で議論される課題は以下の5つに大別される。

- ・ データ連携基盤の枠組みに関する論点
- ・ データ連携基盤の運営等に関する論点
- ・ 本基盤へのデータ提供に関する論点
- ・ 本基盤内のデータ取扱いに関する論点
- ・ 基盤外の第三者への本データ提供に関する論点

具体的には、まず、第7・1・(2)では、課題検討の前提として、本ユースケースの前提及び制約を整理する。

その上で、第7・2において本ユースケースでの今後の取組みをより具体的に進めるにあたっての検討課題を、第7・3では他のユースケースでの取組みを進めるにあたっての検討課題をそれぞれ整理する¹²⁹。また、本ユースケース及び他のユースケースにおいて、個別ケースの具体の検討結果を記載する別紙の留意事項を第7・4として整理した。

最後に、第7・4までの本モデル規約及び別紙における実装上の課題とは別に、データ連携基盤を利用するにあたり検討が必要となり得る論点を第7・5として整理した。

(2) 本ユースケースの前提及び制約

第3から第6では、特定型データ連携基盤、特に蓄電池のサプライチェーンに関する連携基盤（本ユースケース）を念頭に、連携データの提供・利用において求められる各取決めを検討した。本ユースケースの特徴としては、次の各点が挙げられる。

- ・ EU 電池規則への対応を主要な目的とする連携基盤として位置づけた。

¹²⁸ 基盤運営事業者も含めた参加者間で合意形成しておくべき事項であり、参加者間あるいは必要に応じて基盤設計・銀契約等に知見を持つ専門家を交えて議論することが望ましい。

¹²⁹ ただし、本ユースケースの取組みをより具体的に進めるのと、他のユースケースでの取組みを進めるのとでは、前提となる状況の具体性が異なることから、検討に際しての粒度が異なることに留意する必要がある。

- ・ 参加者は、蓄電池のサプライチェーンにおいて流通する CFP 情報のトレーサビリティ確保について、利害関係を有する事業者を想定した。
- ・ データの提供・利用の法律上の関係は間接契約型を採用し、連携基盤がデータ提供者とデータ利用者の間に法的に介在する形を採用した。
- ・ 連携基盤外での契約（基盤外契約）が存在すること（特定型データ連携基盤）を前提とし、その実現に必要なデータ連携を本モデル規約（基盤契約）で規律する一方、本モデル規約と基盤外契約は独立の契約として整理した。
- ・ 連携基盤で取り扱われる連携データ（CFP 値）は、これを利用するデータ利用者がさらに加工して、自らの連携データ（CFP 値）を算定し、基盤上に提供する場合を想定した。
- ・ 連携基盤上で連携されるデータの信頼性を担保するため、データ提供者は外部の認証機関からの認証を得たデータに限って連携基盤に提供することとした。

これらの特徴を有する本ユースケースを想定しつつ、他のユースケースにおいても活用可能な汎用性を備えたものとして整理したのが本モデル規約である。もっとも、本ユースケースに限っても、以下の各事情により、本モデル規約をそのまま適用することが必ずしも適切ではない場面が想定され、相反する前提や関係者の利害関係を想定した連携基盤での規約として用いる場合には所要の修正等を行うことが求められる。

- ・ 本ユースケースが前提とする EU 電池規則の詳細は、本解説の公開日時点で規定されておらず（例えば EU 電池規則第 7 条第 1 段落第 4 副段落(a)や(b)に言及される委任法令若しくは実施法令等）、その具体的な内容が明らかになった場合、本モデル規約が設ける各種の前提がそのまま当てはまるか否かは別途検討が必要である。
- ・ 本ユースケースが想定するデータ連携基盤は、現時点では、主として、国内における蓄電池トレーサビリティ（EU 電池規則、特定型データ連携基盤）を前提としているものの、将来的には蓄電池トレーサビリティの文脈での海外データ連携基盤との連携があり得る。

2 本ユースケースに関する検討課題

本モデル規約では様々な連携基盤における適用可能性を踏まえて、連携基盤として想定し得る基本的な規律内容を本文で定める一方、本ユースケースへの適用に際して調整が必要と想定される事項を別紙で規律する構成としている。

もっとも、実際に別紙の内容を関係者間で調整する際には、具体的な利害関係の調整が難しいと想定される事項も含まれることに加えて、EU 電池規則自体の詳細

に関しても並行して整理しているなどの状況があるため、本モデル規約の本文及び別紙を現実に利用する際には、適切な調整が施される必要がある。このような観点から、本ユースケースにおいて、本モデル規約を利用する場合の更なる検討課題を、以下整理する。ただし、常にこれら課題が議論されるべきものではなく、個別具体的な状況では、そもそも検討が必要でない場面も想定されることには留意されたい。

(1) 連携基盤の枠組みに関する論点

本モデル規約では特定型データ連携基盤を前提に、第4・3・(2)に示すように間接契約型の契約として、その規律を整理した。これは、本ユースケースのようなサプライチェーンに関するデータ連携に際して、データ提供者とデータ利用者において、データ連携基盤全体として整合性が取れた契約条件（責任原因が特定されることを前提とする¹³⁰、保証範囲・補償範囲を含むがこれらに限られない）について、一定の規範を示すこと¹³¹、また仮に示したとして各者の円滑な理解と運用を想定することは難しい、との判断に基づく。

一方で、中長期の将来において、各者の理解向上及び様々な暗黙知の解消（明文化）が進めば、サプライチェーンにおけるデータ提供者・利用者・運営事業者に対する規律の在り方についても、運営事業者を中核に据える間接契約型以外の契約形態を再考する余地はあり得る。

(2) 連携基盤の運営等に関する論点

本ユースケースにおいて、参加希望者に対する契約拒絶事由や、参加者の解除事由について更なる具体化が求められる場合には、基盤の公益性や競争法の適用可能性等を踏まえた関係で検討を要する。本モデル規約では「前各号に掲げる事由のほか、その申込者の本基盤への参加の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき」（第4条第3項第4号）としているが、参加者との関係も踏まえて、その内容の明示が必要であれば、別紙その他の方法により契約締結時点で特定をする方法等が考えられる（第6・4）。

¹³⁰ データの利活用に関する契約交渉に際しては、実務上、保証や補償の範囲が議論されることがあるが、その前提として、そもそも、データ連携に関連していかなる事象が生じた場合に、その参加者間の責任が問題になり得るのかは、つまり責任原因が何であるかは、事前の十分な整理が必要である。換言すれば、このような責任原因の特定を欠く状況において、抽象的に保証や補償範囲を議論することは、不必要な関係者の対立を生じさせ、ひいては契約による適切なリスク分配を妨げることになり得る。

¹³¹ 保証範囲・補償範囲を例に取ると、議論するに足る責任原因を特定し得る事例の不足、各者の理解の相違、本ユースケースを見ても、取引慣行における暗黙知の多さ等に起因する。

(3) 本基盤へのデータ提供

ア データの信頼性

本ユースケースでは、第 6・2 前提⑤に示す手続信頼性を連携データに要求される信頼性と位置づけている一方、第三者認証機関が備えるべき具体的要件や、認証の内容等は実運用に委ねている。EU 電池規則の詳細等の適用法令や外部環境の変化等を勘案の上で、第三者認証機関の果たすべき役割を具体的に検討することが求められる。加えて、第三者認証機関の役割如何では、データの信頼性として、手続信頼性を維持することが適切であるか否かも同様に検討課題になり得る。

イ データの更新

本モデル規約第 24 条では、データ更新があった場合にデータ提供者が変更データの提供を行う旨等規定している（第 6・6・(2)・イ・(1)）。具体的な場面として、例えば基盤外契約の義務の履行の要請からの更新の必要性がある場合（例えば第 4・4・(1)・ウに示したように、外部への報告が求められる取引において、直近のデータを踏まえた報告を行うために、データの更新を定期的に行う必要がある場合）などが想定される。

EU 電池規則の詳細等において更新頻度等に関する要請が明らかになった場合、あるいは実運用において基盤に提供するデータ（必ずしも連携データとは限らない）の更新頻度について見直しが必要となった場合、更新にかかる規律について（必要に応じて基盤側機能に求めるべき対応や基盤外契約における規律も含め）、適宜内容の見直しが求められる。

(4) 本基盤内のデータ取扱い

ア データ提供・利用条件

本ユースケースでは、電池規則詳細等が明らかでない現状では、経時的なデータ構造を持つデータ（例えば取引関係情報等）の連携は想定されていない。もっとも、経時的なデータ構造を取り扱う場合には、例えば、その利用に関与したデータ利用者が明らかになり得る等の機微性に関する懸念や、トレーサビリティが要求される場合にはその内容の不変性（信頼性）の担保等、その性質に応じた取扱いが求められる場合がある。そのため、経時的なデータ構造を持つ連携データを取り扱うことがある場合には、必要に応じてそれらの開示範囲・利用条件や上流のコントロール権限等について、適宜具体的な検討をする

ことが重要である。

なお、本ユースケースでは、連携データとして取り扱っている CFP 値は、サプライチェーンの上流のデータ利用者の CFP 値を基に下流のデータ利用者がこれを加工して創出される、すなわち、連鎖的な加工がある点において、本来的には、経時的な要素を含みうる。もっとも、下流事業者の合算する CFP 値から上流事業者の CFP 値は再現困難との前提を置いているため(第 6・2 前提③)、結果として、経時的なデータ構造を持つデータとして整理していない。しかし、このような前提の合理性については時間的な制約から必ずしも十分な検討に基づいたものではないため、必要に応じて精緻な議論が望ましい。特に、連鎖的に加工がなされる場合には、結合値単体では困難であっても、周辺情報との連結によって上流の CFP 値が再識別(復元)され得るリスク(ひいては経時的なデータ構造として取り扱われるデータとなるリスク)に関する議論が必要となる。また、CFP 値の取扱い、あくまでも例示に過ぎず、今後サプライチェーンにおいて連鎖的な法的関係に基づき提供される、あるいは連鎖的な加工が想定される場合、取り扱うデータの属性や、関係者が持ちうる情報を基に、復元性と、それに伴う機微性や信頼性の担保についての整理が必要になると考えられる。

イ データ提供者の離脱

本ユースケースでは、データ提供者の離脱を想定した場面における連携データの利用や提供等を検討したが(第 6・5・(3)・イ・(イ))、より実務的な観点から見ると、離脱したデータ提供者が関与したデータ提供条件・利用条件(第 4・4・(2))や派生データの取扱い(ア)等について、参加者の利害関係やこれに基づく対応あるいは適用法令を踏まえて、どのように規律を設けるか¹³²の検討が求められる。これらについては、今後、実運用に即して見直しの検討が求められる。

ウ データの管理

本ユースケースでは、連携データの管理に際して、適用されるデータ関連法令や規制に、運営事業者及び参加者が適切に対応することを当然の前提にしており、最新の規制内容に応じて、適切に連携データを管理する必要がある。特

¹³² 例えば参加者が、今後も関連ビジネスを継続していくにもかかわらず、その一方で連携基盤から離脱してデータ取り扱いを制約して同業他社を混乱に陥れるということは、他者の事業を妨害する行為であって禁止すべきとするケースも想定される。

に、EU 電池規則の詳細が明らかになった時点で、その内容に応じた見直しが必要となる場合がある。

また、本ユースケースでは、蓄電池の製造工程や在庫状況等の事情により、上流のデータ提供者による連携データの提供時期と、下流のデータ利用者による同データの利用時期がずれることが想定されている（第 6・6・(2)・イ・(イ)）。このような場合、連携データの同期性を担保するために、連携基盤及び利用者のいずれにどのような管理メカニズムを導入することが必要あるいは適切か等の議論が、重要になり得る（(3)・イも参照）。特に、EU 電池規則の詳細等において更新頻度等に関する要請が明らかになった場合、更新に関する規律について（必要に応じて基盤側機能に求めるべき対応や基盤外契約における規律も含め）、適宜内容の見直しが求められる可能性がある。

(5) 基盤外の第三者への本データ提供

本ユースケースでは、基盤外利用者を想定した場面における提供等を検討したが（第 6・2・(3)）、より実務的な観点から見ると、基盤外利用者の具体化を図ると共に、参加者の利害関係やこれに基づく対応について、どのように規律を設けるかの検討が求められる。

特に、海外事業者とのデータ連携や海外におけるデータ連携基盤との相互協力などの具体化が生じた場合、実運用に即した見直しの検討が求められる。

3 他のユースケースに関する検討課題

本ユースケースでは、蓄電池のサプライチェーンを想定しているが、化学物質情報のサプライチェーン連携（図 17）や地下埋設物情報照会におけるデータ連携など、他の領域又は業界で展開される他のユースケースでは、適用される法的な規制や連携データの性質あるいは実務慣行を踏まえた基盤外契約の在り方等様々な相違点があり得る。ユースケースごとに、関係者の連携基盤への参加に対するインセンティブの所在等も大きく異なる場面も想定される。

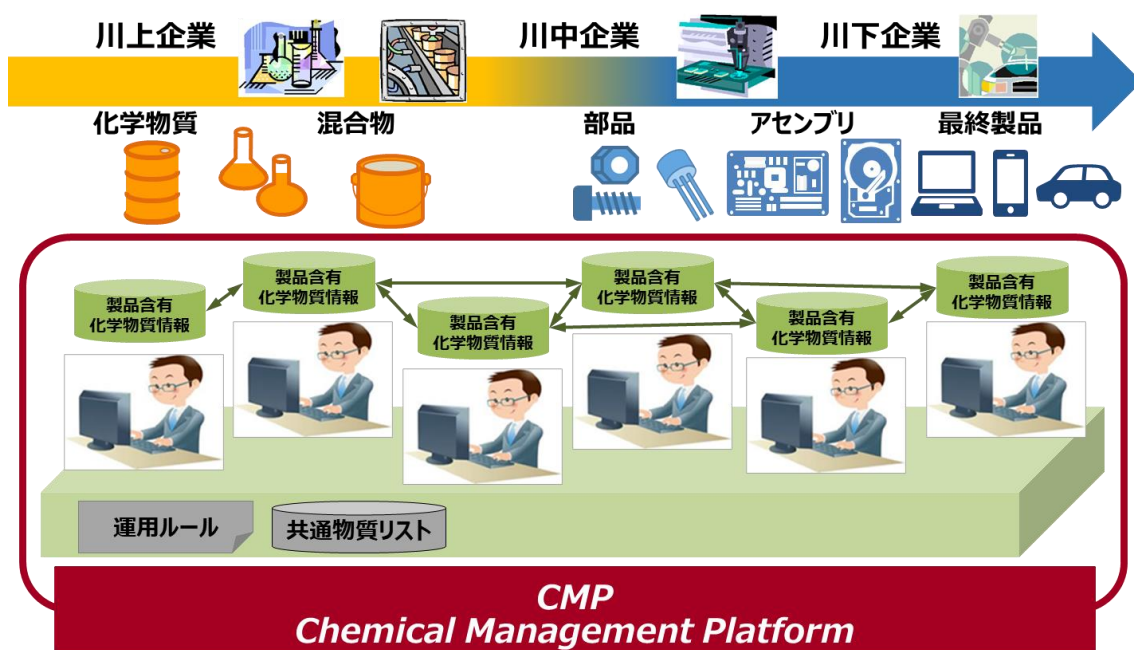


図 17 化学物質情報のサプライチェーン連携¹³³

そのため、本モデル規約で定められる規律とその他のユースケースにおいて求められる規律との間の相違点を整理した上で、変更すべき点の詳細な検討が求められる。

これら他のユースケースにおいて、本モデル規約を活用する際に検討が必要になり得る各種の課題として、以下のものが想定されるため、より具体的に解説する。

(1) 連携基盤の枠組みに関する論点

ア インセンティブモデルの精緻化

本ユースケースは、特定型データ連携基盤を想定したが（第 3・2）、今後他のユースケースに本モデル規約を活用する際に、特定型データ連携基盤と不特定型データ連携基盤の特徴をより精緻に整理することが求められる。

特に、本ユースケースでは、①EU 電池規則対応（CFP 値トレーサビリティ管理）を共通の目的とし、②基本的にはデータ利用者がデータ提供者にもなるという関係性を前提としている（第 5・1）。

しかし、他のユースケースにおいてデータ提供者とデータ利用者が重ならない場合等には、参加者間のインセンティブの違いが生じうるため、これを調整して運営するための検討が求められる（第 3・3・(1)）。同様に参加者における連携基盤参加の目的や、連携基盤上のデータ連携による利害について、基盤外

¹³³ デジタル庁, Trusted Web, Chemical Management Platform(CMP)（みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）<<https://trustedweb.go.jp/news/bq3a90zm15k>>

契約も含めていかにして適切にインセンティブ調整を図るについて、精緻に検討することが求められる。

イ 契約形態の選択

本モデル規約では間接契約型を選択しているが（第 6・3・(3)）、想定されるデータ連携の在り方によっては、直接契約型や共同契約型がより適切な場面もあり得る（第 4・3）。

また、本ユースケースでは、基盤内外の関係を別個のものとして捉えた上で、基盤契約による規律の内容を基盤外契約と直接には連動させておらず、連携データの提供・利用に伴い参加者間に生じた損害に関する補償・責任追及は基盤外契約に委ねている。しかし、他のユースケースでは、むしろ、基盤契約と基盤外契約を一体として調整することが、運営事業者や各参加者のインセンティブ調整の手段としてより適切である場合も想定され、議論が必要になり得る。なお、基盤外契約が存在しない不特定型データ連携基盤の場合、むしろ、基盤契約において、参加者を含むデータ提供や利用の関係者間の利害関係の調整が求められ得る。この場合、そもそもいかなる損害がこのような調整の対象となり得るか、また対象となる場合の具体的な調整方法等について議論が求められる。

(2) 連携基盤の運営等に関する論点

連携基盤の持つ公益性の強さや適用法規（競争法に加えて非関税障壁や経済安全保障等関連法規も含む）に応じて、参加者の許諾に関して、運営事業者にどの程度の裁量が認められるべきか、参加基準の明確性・客観性が求められるかなどの議論が想定される（第 4・4、第 6・5）。また、運営事業者の意思決定に関与するステークホルダーが介在する場合には、これら関係者による意思決定プロセスをどの範囲で参加者に対し、透明化するかは別途問題になり得る。

特に、連携基盤が国際的に利用される場合には、連携基盤の運営に求められるガバナンスは、我が国のみならず国際的な基準も見据えて設計をする必要がある。

(3) 本基盤へのデータ提供

ア データの信頼性

本ユースケースでは、提供されるデータが、連携基盤の運営事業者が指定し

た第三者機関による認証を経たデータとすることで、一定の信頼性（手続信頼性）を担保することとしているが（第6・2 前提⑤）、他のユースケースに無条件に妥当するものではなく、何を持って連携データの信頼性を担保するかは適切な判断が必要である。

他のユースケースでも、本ユースケースと同様に、第三者認証機関による認証をデータの信頼性確保の観点から介在させる場合であっても、第三者認証機関によりいかなる信頼性が担保されるのか（認証等を信頼できる根拠）を、連携基盤の目的や参加者の意向・利用目的を踏まえて、慎重に検討することが必要になり得る。

【コラム】データの由来の表示等

ソフトウェアプログラムなどでは特にセキュリティの観点からは、BOM（Bill of Material）を示すことの必要性などが唱えられているところであるが、データに関しても、その利用に伴うリスクや正当性評価（例えば人権デューディリジェンスへの対応等）などの観点から、データ利用者が、当該データの由来などを明らかにすることが求められる場面も予想される。

特に、昨今の AI 開発においてはデータの利活用は不可欠であるが、透明性の観点から、提供された著作物や判断、データ等の由来を明確にするなど、データに関する説明が求められる場面が生じている。例えば、総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」（令和 6 年 4 月）では、AI ガバナンスの構築において「データの流通をはじめとしたリスクチェーンの明確化、並びに開発・提供・利用の各段階に適したリスク管理及び AI ガバナンス体制の構築」に留意することとしており、中でも「高度な AI システムに係る事業者に通じる指針」においては、その具体的な対応として「データの出所に始まり、どのような意思決定を行ったかについて、合理的な説明を行い、トレーサビリティを確保するため文書化・公表する」こと等を求めている。

データ連携基盤の利用においても、データ提供者に対して（データの由来の表示等）一定の情報開示を求めることなどについて議論を行うことが必要とされよう¹³⁴。

イ データの更新

連携基盤の参加やデータ利用に対するインセンティブ付与の観点からは、連携データについて、一定の信頼性があることが望ましく、またケースによってはデータの最新性が重要な意味を持つ。

例えば本ユースケースが想定する蓄電池のサプライチェーンでは、蓄電池の

¹³⁴ ここで必要とされる議論は、由来表示の必要性を関係者同士が是々非々で議論することであり、開示ありきではない点に注意されたい。

製造工程や在庫状況等の事情により、上流のデータ提供者による連携データの提供時期と、下流のデータ利用者による同データの利用時期がずれることが想定されている（第6・6・(2)・イ・(イ)）。

このように、連携基盤では、連携データが提供されたタイミングから、データ利用のタイミングとの間に時間的な空隙が生じる場合があり、その間の連携データの最新性をどのように担保するのかが問題になり得る。他のユースケースにおいても、例えば施設利用の最適化を目的とする連携基盤において、施設空き状況のデータを消費者に対し提供し予約を募るような場合、連携データのリアルタイム性を確保するために、連携基盤及び利用者のいずれにどのような更新メカニズムを導入することが適切か等の議論が必要になり得る。

また、連携データは基盤内のみならず、基盤外で利用される場合も想定されるところ、そのデータに修正等の必要性が生じた場合に、基盤外において直接の契約関係がない提供者に対しどのように更新を求めるのか等の議論なども想定される。

(4) 本基盤内のデータ取扱い

ア データ提供・利用条件等

本モデル規約では、データ提供者がデータ関連条件を設定することにより、連携データの提供や利用をコントロールする建付けを採用しており、より具体的には、データ関連条件として、データ提供条件とデータ利用条件について定義している（第6・6・(1)・ア）。

提供者が提供した連携データが基盤を介して継続的に利用される場合には、連携基盤の持続的な活用の観点からは、データ提供者によるコントロール（データ関連条件）を制約することがより適切である状況も想定される（例えばデータ提供者離脱後も基盤上に提供されたデータを継続して利用する必要がある場合等）。

連携基盤の性格に応じて規律は異なるため、連携基盤の整備の目的（社会全体でのデータ利活用から、限定された範囲でのデータ連携など）を踏まえて、その目的の実現に必要な管理方法や、利便性の観点（例えば複数の相手先との関係で一元的にデータ連携の仕組みやルールが決められる）からのシステム設計方法など、全体的な観点からの検討が必要となる。

本モデル規約の策定に際しても、少なくとも次の各事項が検討課題として生じており、他のユースケースへの利用に際しても検討が必要になり得る。なお、特定型データ連携基盤と非特定型データ連携基盤の違いなどに応じた検討を

行うことも視野に入れることが求められる。

- ・ データ提供者が提供する全ての連携データが同様の要保護性を有するとは限らない。例えば本ユースケースで取り上げた CFP データの連携の場合、基盤で連携されるデータ（CFP 値）の保護の必要性の議論（公開されるものかなど）と、基盤側で管理するデータ（CFP 値以外の例えば取引関係情報等）の管理や利用期間について、具体的なケースに応じた検討が必要。
- ・ 連携基盤上の連携データに対する保護に対する期待は、サプライチェーンの上流と下流では、データ利用範囲の要請の違いとも相俟って、必ずしも同じ規律を求めるとは限らない。例えば、多くのデータ利用者がデータ提供者としての地位も有することが想定されるが、そのような前提が当てはまらない場合には前記の傾向がより顕著になり得る。
- ・ 下流の事業者が連鎖的に連携データを利用する場合には、上流のデータ提供者においては、（データ利用者に対して）強いコントロールを求める要請がある一方で、下流のデータ利用者においては、連携データに一定の加工等を施している等の事情や、下流の事業者がデータ利用によるリスクに対しより直接的に対応する事を余儀なくされる側面があること（例えば最終の製造物責任など）も相まって、データ提供者によるコントロールには一定の制約が適切な場合があり得る。

イ 派生データの取扱い

(ア) 派生データの利用条件等

本ユースケースが想定するサプライチェーン等では、提供された連携データをデータ利用者が加工し、更に別のデータ利用者がこれを利用する等、連携基盤におけるデータ連携が、連鎖性を有する場合がある。また、本ユースケース以外でも例えば流通データなどは、製造元から最終販売者までの間で、物流や在庫のデータが加工されて利用されるケースなども想定される。

これらのように提供される連携データに対し、一定の加工が施されることにより派生データが創出される場合、そのようなデータがシステム内で取り扱われるときには、連携基盤による規律が可能である反面、システム外での利用については、別途契約による規律が特に重要となる（第 4・2・(7)）。

このような場合には、データ利用可能範囲（利用禁止範囲）や開示・削除その他の対応を含めた取扱いの検討が重要であり、提供される連携データの性質や、加工の性質、生成される派生データの利用目的、当事者の寄与度や参加者

間の関係等の各種の事情の検討が必要になり得る。特に、派生データに関しては、その創出に複数の参加者が関与しうることから、複数の参加者にデータ利用に関する一定のコントロールを重層的に付与することの当否が問われる。

(イ) 派生データの復元可能性

本ユースケースでは、連携基盤に提供された CFP 値は、元データとなった CFP 値の派生データに該当し、かつ、下流事業者の CFP 値から上流事業者の CFP 値は再現困難であることを前提に、元データと派生データは別のデータとして取り扱っている（第 6・2 前提⑤）。しかし、このような前提が他のユースケースでも妥当するかは別途整理・検討することが必要になる。

連携基盤上で提供された連携データが加工され、一定の抽象性を持つ場合であっても、他の要素を加味することにより、抽象化して削除された加工前の連携データ（元データ）や関連する情報が復元される場合に、データ提供者の利益を損なったり、提供した意向に反する等のリスクについて、どのように対応することが適切であるか、との問題がある。

ウ データ提供者の離脱

一般に、データ提供者が基盤から離脱した後も基盤においてデータを保有する場合（第 6・6・(3)・イ・(イ)）は、データの利用期間や利用範囲について慎重な議論が必要となる。適用法令上の各種義務（例えば透明性確保義務や関連資料の保管義務、あるいは公的機関への開示義務等）履践や連携基盤の持続性の観点から、運営事業者やデータ利用者に一定の条件の下でデータ利用を継続させる必要もありうるためである。特に、モノと連動するサプライチェーン、バリューチェーンのような連鎖的かつ流通時差の著しいケースにおいては、離脱後の利用期間や利用範囲等はケースごとに議論が必要となる。

エ データの管理

本モデル規約では、データの管理について規定し（第 20 条、第 29 条）、第 6・6・(3)・エにおいて、法的救済との関係について整理している。他のユースケースにおいても、サプライチェーン・バリューチェーンのような関係者が基盤外の連鎖的な法的関係を有する場合に限定提供データ・営業秘密として適切な保護をいかにして図るかは難しい問題である。

データ連携基盤の性格に応じて規律は異なるため、データ連携基盤の整備の目的（社会全体でのデータ共同利用から、限定された範囲でのデータ連携など）

を踏まえて、その実現に必要な管理方法や、利便性の観点からの提供方法など、全体的な観点からの検討が必要となる。

(5) 基盤外の第三者への本データ提供

基盤外提供の議論（第 6・6・(3)・エ）は、連携基盤に提供される連携データを基盤外に提供する必要が生じた場合のルールについてのものである。例えば、本ユースケースの場合には、連携基盤に参加していない外部の事業者（海外事業者等）に対し製品を出荷する場合には、連携データとして提供された CFP 値を踏まえて計算したデータ利用者自身の CFP 値を提供する。

他のユースケースにおいて、基盤外提供が想定される場合には、データ提供者によるコントロールを及ぼすのか、その場合にどの範囲で及ぼすのかに関するルールの形成が必要であるほか、他の参加者との間の公平性を勘案したルールの形成が求められる。

4 別紙の検討における課題

本モデル規約では、詳細事項やユースケース個別の事項については別紙に定めるところとしている。そのため別紙においては、実務的な内容を関係者で整理して取り決めた内容が示されることが想定される。

一方で、実際に別紙の内容について関係者間で調整する際には、具体的な利害関係の調整も含めて、難しい内容も含まれる。本ユースケースにおいても、EU 電池規則に基づく CFP のトレーサビリティをデータ連携基盤の目的とするが、EU 電池規則自体の詳細が未定であったことから、別紙の具体化が難航した側面がある。

このような観点から、モデル規約に付属する別紙の内容の検討において、特に留意が求められる項目について、以下整理する。

(1) 本基盤機能に関する保証

一般に、基盤参加者の目線では、基盤が提供する機能に関する保証事項（本モデル規約では第 2 条、第 7 条、第 20 条、第 32 条、別紙 2(3)、3(2)に規定）は最も関心の高い事項のひとつと言える。特に各参加者において基盤の利用が法令対応等、ミッションクリティカルであるようなケースにおいては、その要請は高い。一方でサービス提供という点から見ると、必要以上に高いサービスレベルやリスク負担を運営事業者に対し要求する場合、そのリスクやコストは、結果として、基盤利用の対価等に転嫁され、各参加者の基盤参加のハードルが高くなることも懸念される。

そのため、基盤設計の早い段階から、サービスレベルやセキュリティレベルについて、保証範囲や努力範囲を示すとともに、基盤運営や参加が現実的に可能な程度にこれらを調整することが求められる。

本ユースケースでは、EU 電池規則の詳細が本解説の公開日時点で未定であったことから、これに対応した連携基盤のサービス内容（本基盤機能）及びそのサービスレベル（セキュリティ対応含む）の詳細は、継続的な課題となっている。

(2) 本基盤機能に関するデータ保証

一般論として、連携データに関する信頼性を担保するためには、連携データの利用に関するリスクを特定した上で、当該リスクを運営事業者や参加者間でどのように分配するかを検討することが重要である（本モデル規約では第7条第3項、第32条第2項、別紙2(3)に規定）。この観点からは、契約上のメカニズムとしては、責任原因が特定されていることを前提とした保証事項（及びその帰結を定める補償条項）が特に重要であり、その内容を適切に整理しておく必要がある。具体的な検討上の留意点として、次のものが想定される。

- ・ 保証事項を議論するにあたり、本基盤機能の提供に際して必要とされるデータ項目と提供範囲等を決めておく必要がある。特に、本ユースケースとは異なるサプライチェーン間でのデータ連携では、異なる流れで、関連当事者間の法的関係があることが想定される。
- ・ 本ユースケースでは、第三者認証機関による認証制度に依拠することを前提に、責任原因や保証・補償等の議論をしたものの、他のユースケースでも、認証制度に依拠してデータの保証の要否を検討する場合、認証機関の位置づけ等も踏まえてその内容を検討する必要がある。
- ・ 認証制度に依拠しない形で連携基盤を使う前提に立つ場合には、参加者と運営事業者との間で、そもそも、生じうるリスク要因（責任原因）は何かを検討した上で、これに対して、いずれの当事者が何らかの形でリスクを負担する必要があるのか、必要がある場合にその調整メカニズムとして保証条項を選択するのか、選択する場合にはその具体的な内容等について早い段階で詳細を詰めておく必要がある。

本ユースケースでは、EU 電池規則上求められる適合性評価の詳細が本解説の公開日時点で未定であることから、想定する認証制度の位置づけやその内容を整理・明確化するために必要な情報が不十分な状況であり、今後の詳細化に伴い改めて検討が必要となる。

(3) 秘密情報の範囲

連携基盤において、秘密情報として、特に保護すべきものを定める部分である。個々のデータ単体では機微性がなくとも、一定の集約がなされることで機微性が生じるもの（例えばサプライチェーンにおける取引関係情報等）もある。このような連携データの保護や利用条件を、データの生成や利用に関わった当事者間でどのように整理することが適切かは、精緻に議論する必要がある。

本ユースケースでは現状以下のような前提を置いているが（第 6・2）、今後明らかになる EU 電池規則の詳細等において、これらを見直す必要が出てきた場合は、当事者間でどのように保護するかを精緻に議論することが求められる。

- ・ 保護されるべきデータ（例えば取引関係情報等）は連携しない（基盤へ提供するのみで利用者には提供しない）
- ・ 直接のデータ利用者を越えて（さらなる下流へ）無加工に連携されるデータはなく、データ利用者が算出する CFP 値においても、上流事業者の CFP 値は再現困難とする

【「データ連携のためのモデル規約」の策定のための専門家会合】
委員等（五十音順・敬称略）

内田 誠	iCraft 法律事務所 弁護士
尾城 亮輔	尾城法律事務所 弁護士
齊藤 友紀	法律事務所 LAB-01 弁護士
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
西田 亮正	かなめ総合法律事務所 弁護士
平山 賢太郎	平山法律事務所 代表 弁護士 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス系 准教授
福原 あゆみ	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
松下 外	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

【モデル規約作成協力】

内田 誠 弁護士
松下 外 弁護士

【本解説作成協力】

松下 外 弁護士